

令和6年度
商標出願動向調査報告書（概要）

－マクロ調査－

令和7年3月

特 許 庁

目 次

第1章 調査の概要	要約-1
第1節 調査の目的	要約-1
第2節 調査の分析方法	要約-2
第2章 各国（地域）・機関の商標出願・登録動向	要約-6
第1節 全体動向	要約-6
第2節 各国・機関別の商標出願動向	要約-22
第3節 アジア諸国（地域）における商標出願動向	要約-59
第4節 その他の国・機関における商標出願動向	要約-62
第3章 主要各国・機関の商標制度と商標出願動向	要約-65
第1節 新しいタイプの商標について	要約-65
第2節 異議申立件数について	要約-70
第3節 主要各国等の仮想空間における商標の保護実態等と商標出願動向	要約-71
第4章 グローバル企業の国際的な商標出願動向	要約-79
第5章 経済・産業状況と商標出願動向の関連	要約-84
第1節 人口と商標出願動向について	要約-84
第2節 GDP と商標出願動向について	要約-87
第3節 為替の変動と商標出願動向について	要約-90
第6章 総合分析のためのヒアリング調査の結果	要約-94

要 約

第1章 調査の概要

第1節 調査の目的

我が国が国際経済社会の中で競争力を維持し発展を続けていくためには、我が国企業等が世界に先んじた知財戦略を構築し、国際市場において活動を行いやすい環境を整備することが求められている。

そして、企業においては、近年のデジタル技術の急速な進歩や経済のボーダーレス化に伴う国境を越えた多様な経済活動が進展する中、これに適応した商品やサービスを開発し販売・提供するため、日本国内だけでなく、世界規模での商標出願動向をも視野に入れ、商標出願戦略、商標を活用したブランド戦略を策定していく必要がある。

そこで、本調査では、商標に関する主要国・機関である日本、米国、欧州連合知的財産庁（EUIPO）、欧州諸国、中国、韓国、ブラジル、ロシア、インド、メキシコ、ベトナム及び代表的なアジア諸国等の商標出願動向を調査し、その特徴を分析するとともに、その背景を調査し、商標出願動向との関連を分析する。

また、グローバルに事業展開を行っていると思われる企業の商標の出願状況を調査し、国際的な商標出願の現状を調査・分析する。

これらの状況を把握することで、特許庁における施策の企画立案のための基礎資料として活用できるとともに、企業活動等においても、海外への商標出願戦略の策定を支援するための有益な情報となり得るものである。

第2節 調査の分析方法

1. 調査内容

- ① 76 か国（地域）・機関に出願された、商標の直接出願件数及び出願区分数、及び各国（地域）・機関を指定した国際登録出願件数及び出願区分数等について調査し、76 か国（地域）・機関全体の出願動向及び 76 か国（地域）・機関別の商標出願動向の特徴（要因・背景）に言及しつつ、分析する。
- ② 主要各国・機関の商標制度等を整理し、それが商標出願動向に与えている影響について分析する。
- ③ 主要各国等の経済・産業の状況を調査し、それが商標出願動向に与えている影響について経済的に分析する。
- ④ 恒常的に外国（自国籍以外の国）に商品・役務を提供し、かつ外国へ出願を行っているグローバル企業（39 社）の 76 か国（地域）・機関に出願している商標の状況を調査し、国際的な商標出願の現状を調査・分析する。
- ⑤ 上記調査・分析結果を総合的に分析する。

2. 調査対象

(1) 国（地域）・機関

調査対象国（地域）・機関は以下の 76 か国（地域）・機関とする。（順不同）

米国、欧州連合知的財産庁（EUIPO）、英国、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、オーストリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、デンマーク、フィンランド、ギリシャ、アイルランド、ポルトガル、スウェーデン、チェコ、エストニア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ハンガリー、マルタ、ポーランド、スロベニア、スロバキア、ブルガリア、ルーマニア、クロアチア、スイス、ノルウェー、ウクライナ、日本、中国、韓国、インド、インドネシア、タイ、シンガポール、ベトナム、マレーシア、フィリピン、ブルネイ、カンボジア、ミャンマー、ラオス、台湾、香港、マカオ、バングラデシュ、パキスタン、ブラジル、ロシア、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、パナマ、アルゼンチン、チリ、ペルー、コロンビア、トルコ、アラブ首長国連邦（UAE）、サウジアラビア、イラン、ヨルダン、イスラエル、オマーン、南アフリカ、ナイジェリア、エジプト、モロッコ、アフリカ知的財産機関（OAPI）、アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）

このうち「主要各国・機関」として、日本、米国、EUIPO、英国、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、スイス、中国、韓国、ブラジル、ロシア、インド、メキシコ、ベトナムの 16 か国・機関については、詳細に調査を行う。

(2) 商標出願の種類

- ①直接出願 : 76 か国（地域）等への直接出願
- ②国際登録出願 : マドリッド協定又はマドリッド協定議定書に基づき WIPO 国際事務局に国際登録（事後指定を含む）され、調査対象国（地域）・機関を指定した国際登録出願
- ③商標出願 : ①直接出願 及び ②国際登録出願 を併せたもの

3. 使用データ

2023 年の各国（地域）・機関への直接出願件数及び登録件数、及びマドリッド協定又はマドリッド協定議定書に基づく国際登録出願件数については、以下の文献、インターネット及びデータベースから入手した。

- ・各国（地域）・機関の年次報告書
- ・WIPO IP Statistics Data Center
(<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator?tab=trademark>)
- ・Clarivate Analytics（クラリベイト・アナリティクス）社が提供するデータ
(CompuMark の提供する商標データベースである「SAEGIS」システム)

商標出願動向に影響を与えていると考えられる商標制度については、以下のホームページ、文献等から入手した。

- ・特許庁ホームページ「諸外国・地域・機関の制度概要および法令条約等」
(<http://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/mokuji.html>)
- ・WIPO ホームページ

各経済・産業データは、以下の文献、インターネット及びデータベースから入手した。

- ・IMF「World Economic Outlook Database」
(<https://www.imf.org/en/Publications/WEO/weo-database/2024/April>)
- ・IMF「IMF DATA ACCESS TO MACROECONOMIC & FINANCIAL DATA」
(<https://data.imf.org/?sk=388dfa60-1d26-4ade-b505-a05a558d9a42>)
- ・International Labour Organization「ILOSTAT」
(<https://ilostat.ilo.org/topics/population-and-labour-force/#>)

グローバル企業の情報は、下記のデータベース及び各企業ホームページ、各企業の年次報告書から入手した。

- ・株式会社ユーザーベース社が提供する企業情報データベース
(ユーザーベース社の提供する企業情報データベースである「SPEEDA」)

また、各企業の出願件数については、下記より入手した。

- ・Clarivate Analytics（クラリベイト・アナリティクス）社が提供するデータ
(CompuMark の提供する商標データベースである「SAEGIS」)

4. 留意点

本報告書では以下の用語について、次のように整理して用いている。

- (1) 「他国」とは、自国（地域）以外の調査対象国（地域）・機関を示す。なお、台湾や香港、マカオについては、便宜上、「自国」と表記する。
- (2) 出願先国が日本とは日本国特許庁、米国とは米国特許商標庁、EUIPO とは欧州連合知的財産庁（European Union Intellectual Property Office）、ドイツとはドイツ特許商標庁、英国とは英国連合知的財産庁、フランスとはフランス特許庁、イタリアとはイタリア特許商標庁、スペインとはスペイン特許商標庁、スイスとはスイス連合知的財産庁、中国とは中国商標局、韓国とは韓国特許庁、ブラジルとはブラジル特許庁、ロシアとはロシア特許庁、インドとはインド商標局、メキシコとはメキシコ産業財産庁、ベトナムとはベトナム国家知的財産庁への出願を示す。また、ベネルクスとはベネルクス知的財産庁（ベルギー、オランダ、ルクセンブルク）、その他の国（地域）については各国（地域）の知的財産庁への出願を示す。
- (3) 一般的に欧州連合商標（EUTM：European Union Trade Mark）の制度を利用した出願を「EUTM 出願」と呼んでいるが、本報告書では便宜上、「**EUIPO への出願**」とする。
- (4) 「出願人居住地」とは出願人の居住国（地域）を示す。特に、出願人居住地が「欧州」を示す場合、出願人居住地が欧州連合（EU）加盟国の 27 か国及び英国、スイスとした。
 < 欧州連合加盟国 27 か国（2025 年 3 月現在） >
 オーストリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、チェコ、エストニア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ハンガリー、マルタ、ポーランド、スロベニア、スロバキア、ブルガリア、ルーマニア、クロアチア
- (5) 「国際登録出願」とは、1891 年 4 月に制定された標章の国際登録に関するマドリッド協定又は同協定の 1989 年 6 月 27 日にマドリッドで採択された議定書に基づく標章の国際登録出願のことをいう。
 なお、国際登録には「事後指定^{*2}」の制度があるため、国際登録を行った商標であっても事後的に加盟国（地域）において商品・役務の追加、国（地域）の追加を行っている場合には、これらの情報を含めたものとして扱っている。
- (6) ニース協定に基づいて採択・公表された「標章の登録のための商品及びサービスの国際分類」（第 1 類から第 45 類、以下「ニース国際分類」という。）を、本報告書では以下の 6 分野に分けている。（表 1-2-1）

「化学」：1～5 類、「機械」：6～13, 19 類、「繊維」：14, 18, 22～26 類、

「雑貨」：15～17, 20, 21, 27, 28, 34 類、「食品」：29～33 類、「役務」：35～45 類

5. 件数のカウント方法

本報告書において「出願件数」は出願番号に対応する 1 出願を 1 件とカウントした。

「登録件数」は登録番号に対応する 1 登録を 1 件とカウントした。また、「出願区分数」は出願に指定されているニース国際分類の区分の数を 1 区分 1 件とカウントした。

6. EU 加盟国への出願件数及び出願区分数について

EU 加盟国においては、EUIPO への出願、登録により各国での商標権を得ることができることから、実際に各 EU 加盟国で効力のある出願件数及び出願区分数という意味では、各 EU 加盟国への直接出願及び各 EU 加盟国を指定した国際登録出願の出願件数及び出願区分数に、EUIPO への直接出願及び EUIPO を指定した国際登録出願の出願件数及び出願区分数を加算したものと考えられる。

しかしながら、本報告書では各 EU 加盟国への出願件数及び出願区分数は、特段の注釈が無い限りは各 EU 加盟国への直接出願及び各 EU 加盟国を指定した国際登録出願の出願件数及び出願区分数としており、EUIPO への直接出願及び EUIPO を指定した国際登録出願の出願件数及び出願区分数は加算されていない。

したがって、各 EU 加盟国において効力のある出願件数及び出願区分数という意味では、本報告書で記載している各 EU 加盟国の出願件数及び出願区分数より多くなると考えられる。

第2章 各国（地域）・機関の商標出願・登録動向

第1節 全体動向

各国（地域）・機関全体の商標出願、登録状況、出願人居住地別の商標出願状況、国際登録出願状況、ニース国際分類の区分別の商標出願状況、産業分野別の商標出願状況を調査することにより、調査対象国（地域）・機関における商標出願動向の特徴を分析する。

1. 各国（地域）・機関全体の商標出願状況

2014年から2023年までの主要国・機関全体の出願件数の推移を図2-1-1-1、図2-1-1-2、図2-1-2-1、図2-1-2-2に示す。2019年から2023年の各国（地域）・機関全体の出願件数の推移を表2-1-1に示す。なお、日本の欄では、一部の料金未納により却下される出願を除外した件数を下段に括弧付きで表示している。また、図2-1-2-1及び図2-1-2-2は、日本における一部の料金未納により却下される出願を除外した推移図となっている。

2014年から2023年までの主要国・機関の出願件数推移を見ると、主要国の中で出願件数が最も多い中国では、出願件数は2014年以降増加を続けており、特に2015年以降は顕著な増加を示している。2016年には300万件を突破し、2017年には500万件を超え、2018年には700万件を超えるというように1年で200万件程度の増加を続けていた。2019年も増加を続け800万件近い出願件数となっているが、2018年以前の前年に対する増加率と比較すると2019年の増加率は少し小さくなっている。しかしながら、2020年には再び前年からの増加率も2018年以前の増加率程度にまで大きくなり910万件強の出願件数となっている。その後、2021年はほぼ横ばいで推移し、2022年には2018年程度まで大幅に減少した後、続く2023年は前年度比-3.6%の減少を示している。これは、新型コロナウイルス感染対策として行われたゼロコロナ政策の影響がその一因になっていると考えられる。

日本の出願件数（表2-1-1の日本の欄の上段の値）は、2020年の大幅減後、2021年に増加を示したものの、2022年には再び大幅な減少を示し、続く2023年も-3.6%の減少を示している。なお、一部の料金未納により却下される出願を除外した出願件数の推移（表2-1-1の日本の欄の下段の括弧付きの値）を見てみると、2019年以降は2021年まで増加を続けたが、2022年に大きく減少に転じ、続く2023年も-3.7%の減少を示している。

図 2-1-1-1 主要国・機関の出願件数の推移
(2014 年～2023 年)

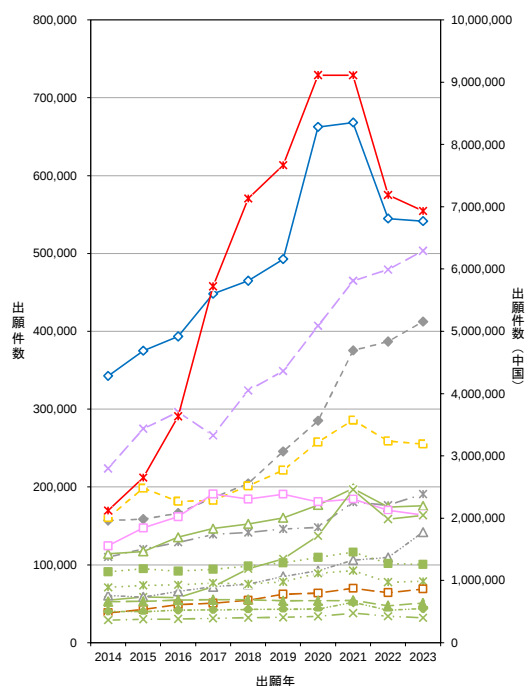


図 2-1-1-2 図 2-1-1-1 の拡大図 (2023 年の
出願件数が 250,000 件以下の国)

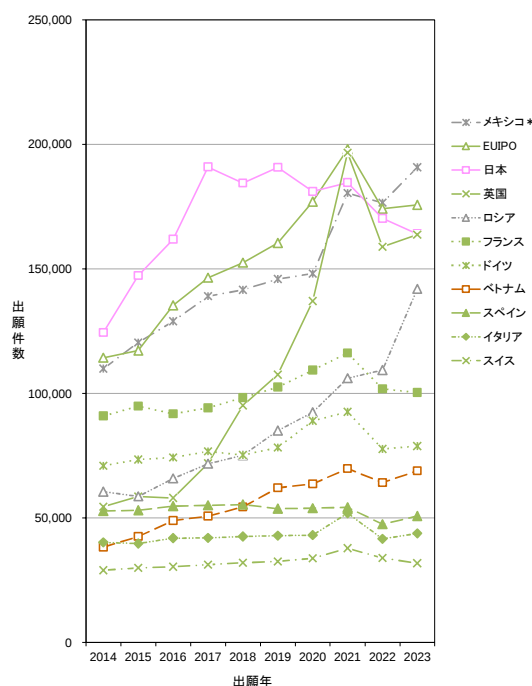


図 2-1-2-1 主要国・機関の出願件数の推移
(2014 年～2023 年)
(日本における一部の料金未納
により却下される出願を除外
した場合)

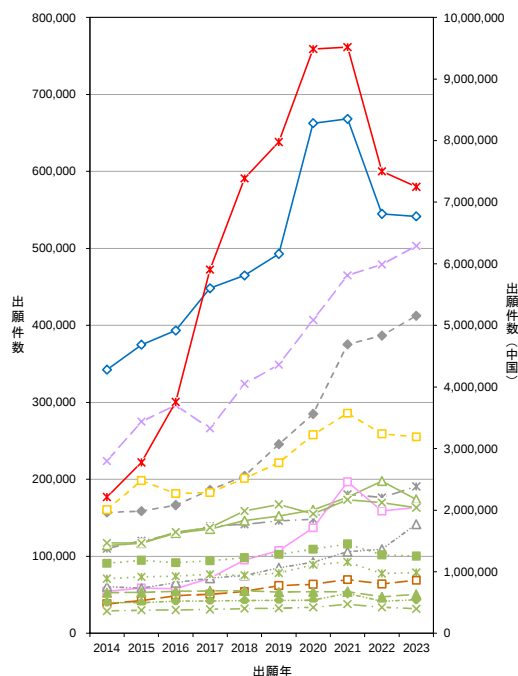
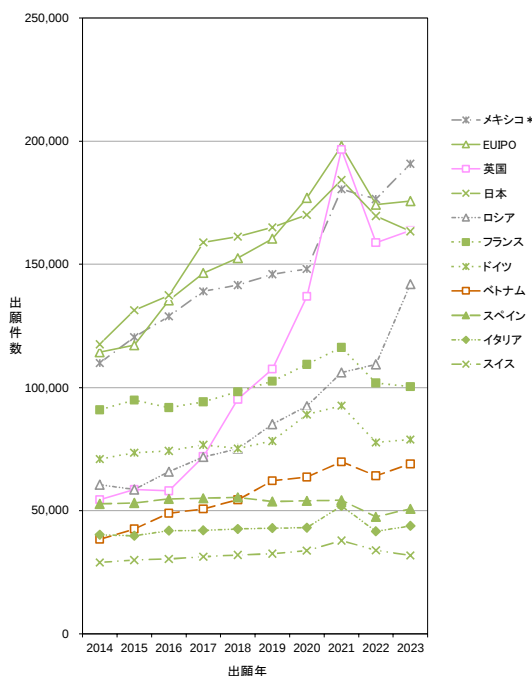


図 2-1-2-2 図 2-1-2-1 の拡大図 (2023 年の
出願件数が 250,000 件以下の国)
(日本における一部の料金未納
により却下される出願を除外
した場合)



出典：①各国（地域）の知的財産権庁・機関の年次報告書：日本、EUIPO、英国、ドイツ、韓国
②Clarivate Analytics のデータ：中国 ③WIPO の統計資料：上記以外

備考：①凡例の表示は 2023 年の出願件数の多い順とする。但し、中国の出願件数は右縦軸に示されている
ために、凡例は一番下に表示されている。

②一部の料金未納により却下される出願件数は Clarivate Analytics のデータから取得

③一出願一区分制度を採用している国には「*」を付与している。

④ブラジルは 2019 年の商標法改正により一出願多区分制度が採用される予定であったが、
2024 年 12 月時点で運用は開始されておらず、直接出願は一出願一区分での出願となっている。

表 2-1-1 各国（地域）・機関の出願件数の推移（2019 年～2023 年）

		国 コード	マドリッド 協定議定書	2019	2020	2021	2022	2023	増加率 2023/2022	増加率 2023/2019	合計値に対する割合 (2023年)
主要国・機関	日本	JP	○	190,773 (165,011)	181,072 (170,076)	184,631 (184,196)	170,275 (169,628)	164,061 (163,405)	-3.6% -3.7%	-14.0% -1.0%	86.1%
	米国	US	○	492,769	662,520	668,206	544,824	541,519	-0.6%	9.9%	
	EUIPO	EM	○	160,377	176,987	198,042	174,179	175,688	0.9%	9.5%	
	英国	GB	○	107,528	137,038	196,639	158,827	163,732	3.1%	52.3%	
	ドイツ	DE	○	78,265	89,038	92,607	77,697	78,872	1.5%	0.8%	
	フランス	FR	○	102,536	109,369	116,239	101,846	100,312	-1.5%	-2.2%	
	イタリア	IT	○	42,922	43,099	51,913	41,628	43,805	5.2%	2.1%	
	スペイン	ES	○	53,714	53,977	54,281	47,507	50,784	6.9%	-5.5%	
	スイス	CH	○	32,562	33,805	37,869	33,925	31,872	-6.1%	-2.1%	
	中国	CN	○	7,666,037	9,113,289	9,111,641	7,188,256	6,931,162	-3.6%	-9.6%	
	韓国	KR	○	221,507	257,933	285,821	259,078	255,209	-1.5%	15.2%	
	ブラジル	* BR	○	245,593	285,102	375,367	386,806	412,525	6.6%	68.0%	
	ロシア	RU	○	85,083	92,443	106,079	109,375	141,983	29.8%	66.9%	
	インド	IN	○	348,949	407,037	464,958	479,188	503,369	5.0%	44.3%	
	メキシコ	* MX	○	145,946	148,101	180,474	176,552	190,824	8.1%	30.7%	
	欧州	ベトナム	VN	○	62,129	63,667	69,842	64,180	68,964	7.5%	
オーストリア		AT	○	8,864	8,620	8,843	7,066	6,533	-7.5%	-26.3%	
ベネルクス		BX	○	23,256	26,460	26,587	21,354	22,417	5.0%	-3.6%	
デンマーク		DK	○	4,214	3,903	3,981	3,197	3,168	-0.9%	-24.8%	
フィンランド		FI	○	4,355	4,606	4,363	3,529	3,360	-4.8%	-22.8%	
ギリシャ		GR	○	7,326	6,951	7,990	6,850	6,897	0.7%	-5.9%	
アイルランド		IE	○	3,517	3,429	3,735	3,142	3,110	-1.0%	-11.6%	
ポルトガル		PT	○	21,516	21,586	22,072	20,202	20,644	2.2%	-4.1%	
スウェーデン		SE	○	9,729	10,021	10,086	7,838	7,370	-6.0%	-24.2%	
チェコ		CZ	○	9,299	9,134	9,045	7,498	7,323	-2.3%	-21.2%	
エストニア		EE	○	2,517	2,314	2,504	1,786	1,837	2.9%	-27.0%	
キプロス		* CY	○	2,228	2,318	2,640	1,569	2,446	55.9%	9.8%	
ラトビア		LV	○	2,591	2,194	2,366	2,305	1,868	-19.0%	-27.9%	
リトアニア		LT	○	3,421	3,348	3,255	2,820	3,157	12.0%	-7.7%	
ハンガリー		HU	○	5,290	5,169	5,338	4,343	4,602	6.0%	-13.0%	
マルタ		* MT	○	1,440	1,494	1,582	1,780	1,711	-3.9%	18.8%	
ポーランド		PL	○	16,582	16,224	17,481	14,253	14,988	5.2%	-9.6%	
スロベニア		SI	○	2,527	2,354	2,150	2,114	1,969	-6.9%	-22.1%	
スロバキア		SK	○	4,075	4,036	4,301	3,335	3,561	6.8%	-12.6%	
ブルガリア		BG	○	5,391	4,858	4,865	4,458	4,596	3.1%	-14.7%	
ルーマニア		RO	○	10,918	10,776	10,626	10,826	13,480	24.5%	23.5%	
クロアチア		HR	○	2,947	2,516	2,660	2,601	2,155	-17.1%	-26.9%	
EU 非加盟国		ウクライナ	UA	○	40,820	34,743	38,702	21,601	30,092	39.3%	-26.3%
アジア		ノルウェー	NO	○	15,954	15,695	18,048	16,207	14,457	-10.8%	-9.4%
		インドネシア	ID	○	62,047	101,058	106,279	120,338	133,803	11.2%	115.6%
		タイ	TH	○	47,425	45,853	45,113	42,279	44,868	6.1%	-5.4%
		シンガポール	SG	○	26,587	26,561	30,647	27,821	27,202	-2.2%	2.3%
		マレーシア	# MY	○	62,129	63,667	69,842	64,180	68,964	7.5%	11.0%
		フィリピン	PH	○	37,868	34,336	38,769	40,316	40,750	1.1%	7.6%
		ブルネイ	BN	○	2,004	1,755	1,891	1,710	1,720	0.6%	-14.2%
		カンボジア	KH	○	7,855	7,554	6,985	6,042	5,133	-15.0%	-34.7%
		ミャンマー	MM		0	0	0	1	7,110	710900.0%	n/a
		ラオス	LA	○	3,834	3,011	2,847	2,600	3,406	31.0%	-11.2%
	その他	台湾	TW		86,794	94,089	95,917	94,778	91,535	-3.4%	5.5%
		香港	HK		36,980	33,708	35,240	29,432	29,835	1.4%	-19.3%
		マカオ	* MO		15,363	13,467	14,743	12,432	13,360	7.5%	-13.0%
		バングラデシュ	* BD		12,435	13,699	15,508	13,687	12,948	-5.4%	4.1%
		パキスタン	* PK	○	38,333	40,578	49,641	46,468	48,446	4.3%	26.4%
	オセアニア	オーストラリア	AU	○	73,690	80,573	88,438	76,647	81,520	6.4%	10.6%
ニュージーランド		NZ	○	24,469	26,705	29,698	25,263	24,246	-4.0%	-0.9%	
北米 中米 南米		カナダ	CA	○	59,962	69,944	82,084	70,583	69,171	-2.0%	15.4%
		パナマ	PA		7,760	6,893	7,791	7,732	8,398	8.6%	8.2%
		アルゼンチン	* AR		64,385	78,500	85,844	88,838	83,891	-5.6%	30.3%
		チリ	CL	○	34,584	43,511	50,081	42,310	45,075	6.5%	30.3%
		ペルー	PE		35,247	31,166	35,210	33,597	35,510	5.7%	0.7%
その他		コロンビア	CO	○	30,250	31,064	33,525	44,948	31,207	-30.6%	3.2%
		トルコ	TR	○	133,356	169,506	191,473	212,104	182,354	-14.0%	36.7%
		アラブ首長国連邦	* AE	○	18,687	18,620	25,487	32,234	37,598	16.6%	101.2%
		サウジアラビア	* SA		37,669	30,184	38,130	40,287	45,325	12.5%	20.3%
		イラン	IR	○	129,799	150,588	149,077	107,303	100,438	-6.4%	-22.6%
		イスラエル	IL	○	10,122	10,603	11,877	11,073	9,442	-14.7%	-6.7%
		ヨルダン	* JO		6,806	6,156	7,764	7,942	8,286	4.3%	21.7%
		オマーン	OM	○	13,110	9,759	11,437	11,311	12,867	13.8%	-1.9%
		南アフリカ	* ZA		37,371	36,323	39,863	39,120	37,352	-4.5%	-0.1%
		ナイジェリア	* NG		24,090	22,396	26,669	13,426	5,647	-57.9%	-76.6%
アフリカ		エジプト	EG	○	26,131	29,885	37,525	34,651	39,497	14.0%	51.1%
		モロッコ	MA	○	15,359	14,597	17,096	15,815	17,374	9.9%	13.1%
		OAPI	OA	○	6,517	6,464	6,844	6,188	6,665	7.7%	2.3%
	ARIPO	AP		408	342	510	672	765	13.8%	87.5%	
	合計			11,449,131	13,399,345	13,897,239	11,608,298	11,447,474	-1.4%	0.0%	

出典：①各国（地域）の知的財産権庁・機関の年次報告書：日本、EUIPO、英国、ドイツ、韓国、アイルランド、台湾
②Clarivate Analytics のデータ：中国、マルタ、スロベニア、カンボジア、ミャンマー、ラオス、パナマ、ナイジェリア
③WIPO の統計資料：上記以外

備考：①一出願一区分制度を採用している国には「*」を付与し、調査対象期間中に一出願多区分制度を採用した国には「#」を付与している。
②データが取得できなかった国については「n/a」としている。
③マドリッド協定議定書は、報告書作成時点での締約国に「○」としている。
④日本の上段：出願件数
日本の下段：一部の料金未納により却下される出願を除外した出願件数
一部の料金未納により却下される出願件数は Clarivate Analytics のデータから取得
⑤各年の合計値は、日本における一部の料金未納により却下される出願を除外した出願件数を用いて集計を行っている。
⑥マレーシアは 2019 年に一出願多区分制が採用された。
⑦ブラジルは 2019 年の商標法改正により一出願多区分制度が採用される予定であったが、2024 年 12 月時点で運用は開始されておらず、直接出願は一出願一区分での出願となっている。

2. 各国（地域）・機関全体の商標登録状況

2014 年から 2023 年までの主要国・機関の登録件数の推移を図 2-1-3 と図 2-1-4 に、2019 年から 2023 年の各国（地域）・機関全体の登録件数の推移を表 2-1-2 に示す。

2014 年から 2023 年までの主要国・機関の登録件数推移では、日本の登録件数は、2022 年まで増減を繰り返しながら概ね増加傾向を示していたが、2023 年には前年比減少率 33.8%の大幅減に転じている。

中国の登録件数は、2019 年まで顕著な増加を続け、特に 2018 年と 2019 年の顕著な増加が際立っていたが、その後 2020 年に大きく減少に転じ、2021 年には前年の減少幅を上回る増加を示したが、2022 年の大幅減により 2020 年の水準を下回り、2023 年にも大きく減少を続けている。2014 年の商標法改正において、出願審査期間を出願日から 9 か月以内と定めており、これに向けての数々の対策を実施したことが 2014 年以降の登録件数の大幅な増加の要因となっているものと考えられ、2017 年以降の登録件数の大幅な増加に繋がっているものと考えられる。

2019 年から 2023 年までの主要国・機関の登録区分数推移では、日本の登録区分数は、2022 年まで増加傾向であり、2022 年には 2019 年来最高値を示したが、2023 年には前年比減少率 32.8%の大幅減となっている。

中国の登録区分数は、2020 年に減少に転じたが、2021 年には 2019 年来最高値まで大きく増加した。その後、2022 年に大幅減に転じ、2023 年も減少を続けている。

図 2-1-3 主要国・機関の登録件数の推移
(2014 年～2023 年)

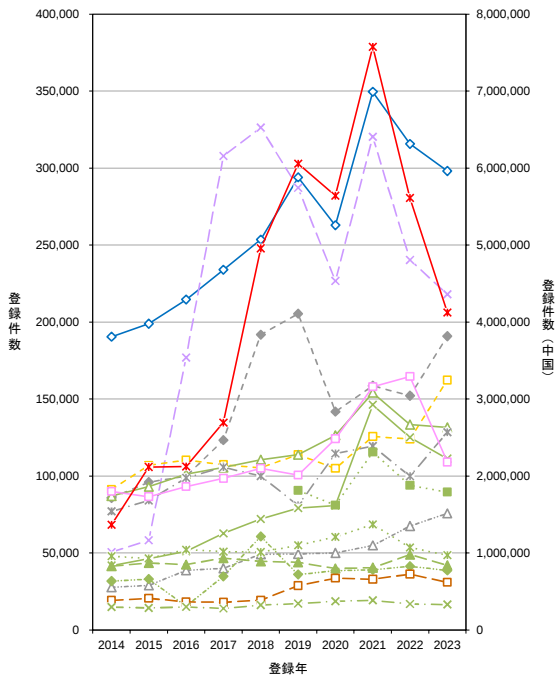
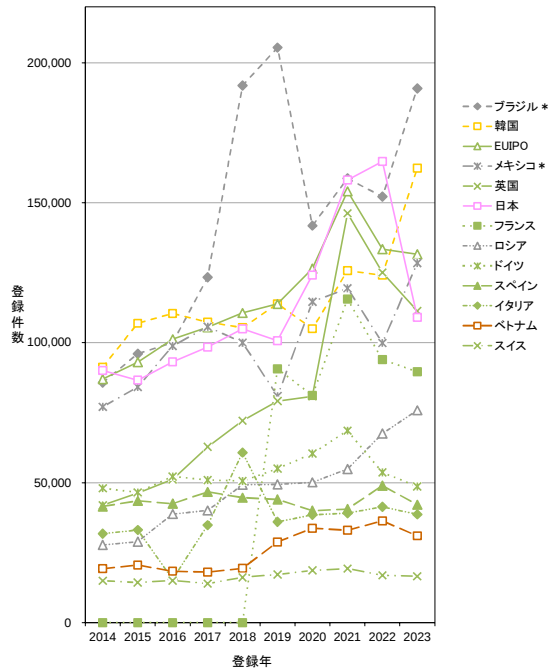


図 2-1-4 図 2-1-3 の拡大図 (2023 年の
年間登録件数 200,000 件以下の
国・機関の推移)



出典：①各国（地域）の知的財産権庁・機関の年次報告書：日本
②Clarivate Analytics のデータ：中国 ③WIPO の統計資料：上記以外

備考：①凡例の表示は 2023 年の商標出願登録件数の多い順とする。但し、中国の登録件数は右縦軸に示されているために、凡例は一番下に表示されている。
②一出願一区分制度を採用している国には「*」を付与している。
③ブラジルは 2019 年の商標法改正により一出願多区分制度が採用される予定であったが、2024 年 12 月時点で運用は開始されておらず、直接出願は一出願一区分での出願となっている。

表 2-1-2 各国（地域）・機関の登録件数の推移（2019 年～2023 年）

		国 コード	マドリッド 協定議定書	2019	2020	2021	2022	2023	増加率 2023/2022	増加率 2023/2019	合計値に対する割合 (2023年)
主要国・機関		日本	JP	○	100,651	124,166	158,066	164,718	109,089	-33.8%	8.4%
		米国	US	○	293,942	262,853	349,458	315,627	298,068	-5.6%	1.4%
		EUIPO	EM	○	113,821	126,420	154,075	133,452	131,573	-1.4%	15.6%
		英国	GB	○	79,158	80,830	146,237	125,086	111,298	-11.0%	40.6%
		ドイツ	DE	○	55,017	60,425	68,602	53,625	48,672	-9.2%	-11.5%
		フランス	FR	○	90,663	81,127	115,520	93,935	89,598	-4.6%	-1.2%
		イタリア	IT	○	36,031	38,504	39,102	41,371	38,688	-6.5%	7.4%
		スペイン	ES	○	43,999	39,958	40,531	48,967	42,141	-13.9%	-4.2%
		スイス	CH	○	17,179	18,678	19,279	16,890	16,599	-1.7%	-3.4%
		中国	CN	○	6,055,971	5,640,870	7,571,862	5,609,973	4,125,268	-26.5%	-31.9%
		韓国	KR	○	113,906	104,955	125,731	124,057	162,322	30.8%	42.5%
		ブラジル	* BR	○	205,379	141,775	158,653	152,154	190,809	25.4%	-7.1%
		ロシア	RU	○	49,404	50,103	54,857	67,553	75,824	12.2%	53.5%
		インド	IN	○	287,199	226,650	320,216	240,383	218,021	-9.3%	-24.1%
		メキシコ	* MX	○	80,949	114,622	119,434	99,901	128,439	28.6%	58.7%
		ベトナム	VN	○	28,820	33,700	33,000	36,339	30,982	-14.7%	7.5%
欧州	EU 加盟国	オーストリア	AT	○	5,172	5,240	5,427	4,564	4,045	-11.4%	-21.8%
		ベネルクス	BX	○	18,654	19,056	23,733	18,235	18,448	1.2%	-1.1%
		デンマーク	DK	○	2,046	2,372	2,409	2,030	2,119	4.4%	3.6%
		フィンランド	FI	○	2,450	2,911	2,734	1,918	2,180	13.7%	-11.0%
		ギリシャ	GR	○	5,112	4,002	7,950	6,191	4,894	-20.9%	-4.3%
		アイルランド	IE	○	1,759	1,760	1,803	1,675	1,219	-27.2%	-30.7%
		ポルトガル	PT	○	17,089	15,356	18,489	15,074	14,923	-1.0%	-12.7%
		スウェーデン	SE	○	6,851	6,544	7,202	4,552	4,572	0.4%	-33.3%
		チェコ	CZ	○	6,648	6,290	6,049	5,572	5,102	-8.4%	-23.3%
		エストニア	EE	○	1,194	1,410	1,433	1,185	1,005	-15.2%	-15.8%
		キプロス	* CY	○	1,034	1,469	2,052	1,003	2,729	172.1%	163.9%
		ラトビア	LV	○	1,444	1,108	1,023	1,191	994	-16.5%	-31.2%
		リトアニア	LT	○	1,877	1,773	2,189	2,086	2,000	-4.1%	6.6%
		ハンガリー	HU	○	2,969	2,955	3,404	2,862	2,826	-1.3%	-4.8%
		マルタ	* MT	○	1,095	1,094	888	1,252	1,103	-11.9%	0.7%
		ポーランド	PL	○	10,700	7,150	14,794	11,161	9,897	-11.3%	-7.5%
	EU 非加盟国	スロベニア	SI	○	1,164	1,075	929	1,073	885	-17.5%	-24.0%
		スロバキア	SK	○	2,614	2,497	2,741	2,351	2,048	-12.9%	-21.7%
		ブルガリア	BG	○	3,467	3,468	3,632	3,008	3,186	5.9%	-8.1%
		ルーマニア	RO	○	6,288	6,338	6,983	9,666	7,476	-22.7%	18.9%
		クロアチア	HR	○	1,131	1,244	1,155	1,260	1,068	-15.2%	-5.6%
		ウクライナ	UA	○	17,322	19,640	22,455	16,029	14,530	-9.4%	-16.1%
		ノルウェー	NO	○	5,707	5,674	6,347	5,251	4,910	-6.5%	-14.0%
	A S E A N	インドネシア	ID	○	22,817	174,931	142,284	93,491	106,558	14.0%	367.0%
		タイ	TH	○	24,431	27,876	27,049	34,704	34,704	0.0%	42.0%
		シンガポール	SG	○	15,459	14,907	15,106	12,293	15,683	27.6%	1.4%
		マレーシア	# MY	○	28,820	33,700	33,000	36,339	30,982	-14.7%	7.5%
		フィリピン	PH	○	21,405	17,098	26,619	20,680	22,407	8.4%	4.7%
		ブルネイ	BN	○	1,156	1,033	372	540	394	-27.0%	-65.9%
		カンボジア	KH	○	4,273	5,628	6,386	3,583	3,923	9.5%	-8.2%
		ミャンマー	MM		0	0	0	0	0	n/a	n/a
		ラオス	LA	○	0	0	0	0	0	n/a	n/a
		台湾	TW		70,781	78,847	81,462	79,395	75,492	-4.9%	6.7%
アジア	その他	香港	HK		33,371	34,743	32,719	30,630	25,332	-17.3%	-24.1%
		マカオ	* MO		15,607	13,666	13,136	13,558	11,537	-14.9%	-26.1%
	その他	バングラデシュ	* BD		2,577	1,592	3,945	3,454	5,046	46.1%	95.8%
		パキスタン	* PK	○	23,885	17,503	17,206	18,058	19,776	9.5%	-17.2%
	オセアニア	オーストラリア	AU	○	42,791	46,959	53,049	51,342	46,426	-9.6%	8.5%
		ニュージーランド	NZ	○	13,801	14,255	16,641	16,260	13,366	-17.8%	-3.2%
		カナダ	CA	○	55,692	23,167	21,769	31,406	42,709	36.0%	-23.3%
		パナマ	PA		7,217	6,124	5,714	6,477	2,993	-53.8%	-58.5%
		アルゼンチン	* AR		63,863	45,149	75,728	65,198	100,625	54.3%	57.6%
		チリ	CL	○	25,952	22,210	26,091	23,687	31,877	34.6%	22.9%
		ペルー	PE		30,111	23,205	30,277	29,489	27,890	-5.4%	-7.4%
		コロンビア	CO	○	17,814	15,736	24,045	21,501	18,671	-13.2%	4.8%
		トルコ	TR	○	76,462	89,491	118,070	144,916	127,892	-11.7%	67.3%
		アラブ首長国連邦	* AE	○	19,973	16,760	21,817	16,616	16,465	-0.9%	-17.6%
		サウジアラビア	* SA		22,480	17,535	26,144	26,398	28,038	6.2%	24.7%
	中近東	イラン	IR	○	29,892	33,503	37,361	26,579	23,375	-12.1%	-21.8%
		イスラエル	IL	○	4,954	4,296	4,737	4,652	4,483	-3.6%	-9.5%
		ヨルダン	* JO		7,827	5,414	4,044	0	0	n/a	-100.0%
		オマーン	OM	○	6,095	3,852	6,994	5,141	7,764	51.0%	27.4%
	アフリカ	南アフリカ	* ZA		30,761	22,895	16,874	32,998	29,548	-10.5%	-3.9%
		ナイジェリア	* NG		8,329	2,420	0	0	0	n/a	-100.0%
		エジプト	EG	○	9,026	8,369	10,790	11,868	16,663	40.4%	84.6%
		モロッコ	MA	○	8,867	8,864	10,829	10,118	10,921	7.9%	23.2%
		OAPI	OA	○	4,118	4,419	4,682	2,023	3,485	72.3%	-15.4%
		ARIPO	AP		226	200	305	511	534	4.5%	136.3%
		合計			8,426,058	7,978,243	10,377,623	8,152,407	6,726,020	-17.5%	-20.2%

出典：①各国（地域）の知的財産権庁・機関の年次報告書：日本

②Clarivate Analytics のデータ：中国、ギリシャ、マルタ、スロベニア、ミャンマー、ラオス、台湾、パナマ、アラブ首長国連邦

③WIPO の統計資料：上記以外

備考：①一出願一区分制度を採用している国には「*」を付与し、調査対象期間中に一出願多区分制度を採用した国には「#」を付与している。
②マドリッド協定議定書は、報告書作成時点での締約国に「○」としている。

③マレーシアは 2019 年に一出願多区分制が採用された。

④ブラジルは 2019 年の商標法改正により一出願多区分制度が採用される予定であったが、2024 年 12 月時点で運用は開始されておらず、直接出願は一出願一区分での出願となっている。

3. 国際登録出願の出願動向

2014 年から 2023 年までの国際登録出願件数の推移を表 2-1-3 と図 2-1-5 に、2023 年に国際登録出願を受け付けた官庁（受理官庁）別の国際登録出願件数ランキングを表 2-1-4 に示す。また、2014 年から 2023 年までの国際登録出願指定国件数の推移を表 2-1-5 と図 2-1-6 に、2023 年に国際登録出願の指定を受け付けた官庁（指定国官庁）別の国際登録出願指定国件数ランキングを表 2-1-6 に示す。主要国における 2019 年から 2023 年の国際登録出願の利用状況（国際登録出願件数、総指定国件数、一出願当たりの指定国件数）の推移を図 2-1-7 に示す。

国際登録出願件数は、2020 年の微減を除いて 2014 年から 2021 年まで増加が続き、特に 2016 年、2018 年、2021 は大きな増加を示している。しかしながら、その後は大幅な減少に転じており、2022 年は前年比 5.8%の減少、2023 年は前年比 7.8%の減少を示す結果となった。

マドリッド協定議定書への加盟国も増加しており、2021 年にはトリニダード・トバゴ、パキスタン、アラブ首長国連邦が、2022 年にはジャマイカ、チリ、カーボベルデが、2023 年にはベリーズ、モーリシャスが、2024 年にはカタールが加盟しており、マドリッド協定議定書への加盟国は 115 か国となった。

国際登録出願指定国件数は、概ね 2014 年以降 2021 年まで増加傾向が示され、特に 2021 年には前年比 15.1%という大幅な増加が見られる。一方、2022 年には前年比 5.9%、2023 年には前年比 6.9%の減少が示されている。

2023 年の国際登録出願件数ランキングは、第 1 位が米国、第 2 位が EUIPO、第 3 位が中国の順となっている。日本からの国際登録出願件数ランキングは第 8 位となっている。また、2023 年の国際登録出願指定国件数ランキングでは、第 1 位が英国、第 2 位が EUIPO、第 3 位が米国であり、日本は第 7 位となっている。

主要国における国際登録出願件数の推移について、米国への国際登録出願件数は 2020 年に前年比で微減し、2021 年に大幅な増加に転じた後、一転して 2022 年及び 2023 年には減少が続くといった推移を見せている。韓国では、2019 年から 2023 年まで増加が続いている。英国は、2019 年から 2022 年にかけて増加を続けていたが、2023 年に減少に転じるといった推移を見せている。日本は、2020 年に減少を示したが、2021 年に増加に転じ、2022 年は横ばいであったが、2023 年に再び減少に転じるといった推移を見せている。中国は 2020 年に増加を示した後、2021 年及び 2022 年に大幅に減少し、2023 年に増加に転じるといった推移を見せている。

主要国における国際登録出願の総指定国件数の推移について、日本、英国、米国、スイス、韓国では 2021 年をピークに 2022 年以降減少が続き、特に日本、スイス、韓国では 2023 年の総指定国件数は過去 5 年で最低値である。中国では、2020 年の減少と 2021 年の増加後、2022 年以降減少を続けている。最近 5 年間の主要国における国際登録出願の一出願当たりの平均指定国数は、中国が最も多く、次いでインド、韓国、ロシアの順になっている。

表 2-1-3 国際登録出願件数の推移（2014 年～2023 年）

	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
国際登録出願件数	48,045	49,301	52,905	55,833	61,140	64,725	64,374	73,763	69,472	64,075
増加率		2.6%	7.3%	5.5%	9.5%	5.9%	-0.5%	14.6%	-5.8%	-7.8%

図 2-1-5 国際登録出願件数とマドリッド協定議定書加盟国数の推移（2014 年～2023 年）

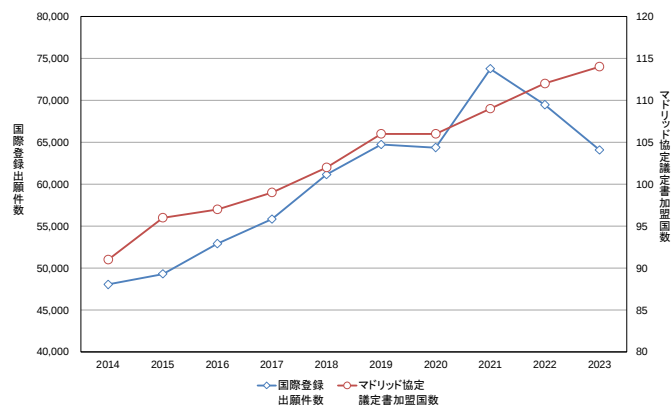


表 2-1-4 国際登録出願件数ランキング（2023 年）

2022 順位	2023 順位	受理官庁	2019	2020	2021	2022	2023	合計	占有率 (2023年)	増加率 2023/2022	増加率 2023/2019
1	1	米国	10,218	10,113	13,610	12,627	11,077	57,645	17.3%	-12.3%	8.4%
2	2	EUIPO	9,575	9,793	12,275	10,886	10,368	52,897	16.2%	-4.8%	8.3%
3	3	中国	6,306	7,450	5,398	4,892	5,401	29,447	8.4%	10.4%	-14.4%
4	4	英国	2,959	3,115	4,215	4,616	3,877	18,782	6.1%	-16.0%	31.0%
6	5	フランス	4,019	3,365	4,239	3,726	3,644	18,993	5.7%	-2.2%	-9.3%
5	6	ドイツ	4,683	4,260	4,780	4,391	3,541	21,655	5.5%	-19.4%	-24.4%
7	7	スイス	3,360	3,269	3,458	3,325	3,017	16,429	4.7%	-9.3%	-10.2%
8	8	日本	3,163	2,953	3,173	3,181	2,835	15,305	4.4%	-10.9%	-10.4%
12	9	韓国	1,366	1,504	1,927	1,983	2,050	8,830	3.2%	3.4%	50.1%
10	10	オーストラリア	2,151	2,219	2,649	2,348	2,038	11,405	3.2%	-13.2%	-5.3%

出典：WIPO「WIPO IP Statistics Data Center」
<https://www3.wipo.int/ipstats/pmh-search/madrid>

注：国際登録出願件数には事後指定を含まない。

表 2-1-5 国際登録出願指定国件数の推移（2014 年～2023 年）

	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
国際登録出願指定国件数	384,803	382,744	407,045	424,879	469,878	496,669	508,723	585,419	550,699	512,469
増加率		-0.5%	6.3%	4.4%	10.6%	5.7%	2.4%	15.1%	-5.9%	-6.9%

図 2-1-6 国際登録出願指定国件数と一出願あたりの指定国件数の推移（2014～2023 年）

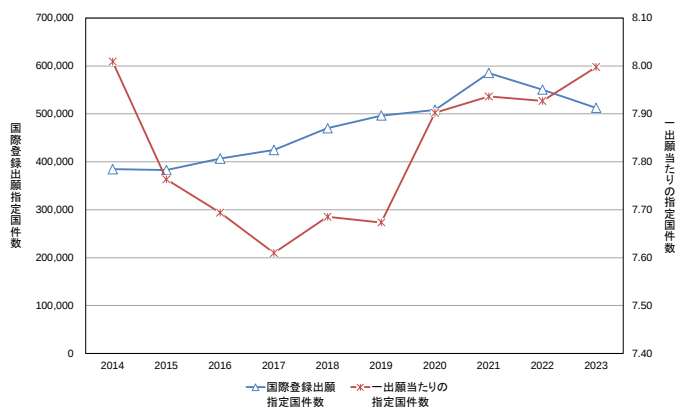


表 2-1-6 国際登録出願指定国件数ランキング（2023 年）

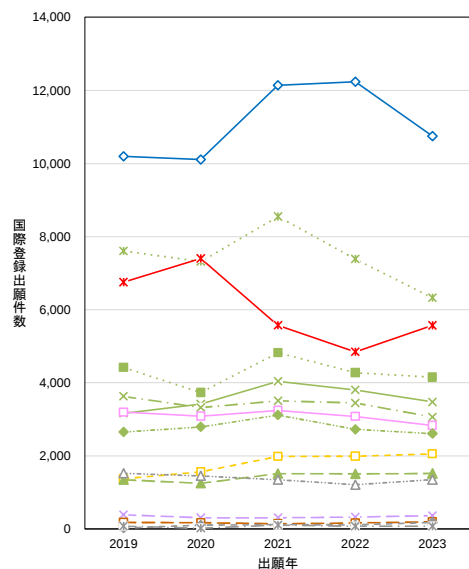
2022 順位	2023 順位	指定国官庁	2019	2020	2021	2022	2023	合計	占有率 (2023年)	増加率 2023/2022	増加率 2023/2019
1	1	英国	17,460	20,128	36,725	34,089	30,295	138,697	5.9%	-11.1%	73.5%
2	2	EUIPO	28,758	28,154	34,197	32,800	29,002	152,911	5.7%	-11.6%	0.8%
3	3	米国	26,439	26,808	30,745	29,520	26,889	140,401	5.2%	-8.9%	1.7%
5	4	カナダ	1,818	21,078	26,075	24,410	22,024	95,405	4.3%	-9.8%	1111.4%
4	5	中国	27,592	24,831	28,155	24,491	20,969	126,038	4.1%	-14.4%	-24.0%
7	6	オーストラリア	17,651	17,220	21,171	19,014	17,321	92,377	3.4%	-8.9%	-1.9%
6	7	日本	19,136	18,382	21,372	19,432	17,005	95,327	3.3%	-12.5%	-11.1%
8	8	スイス	16,698	16,396	19,863	18,647	15,993	87,597	3.1%	-14.2%	-4.2%
9	9	韓国	15,715	14,520	16,712	15,175	13,662	75,784	2.7%	-10.0%	-13.1%
10	10	インド	14,120	13,491	15,699	14,518	13,277	71,105	2.6%	-8.5%	-6.0%

出典：WIPO「WIPO IP Statistics Data Center」
(<https://www3.wipo.int/ipstats/pmh-search/madrid>)

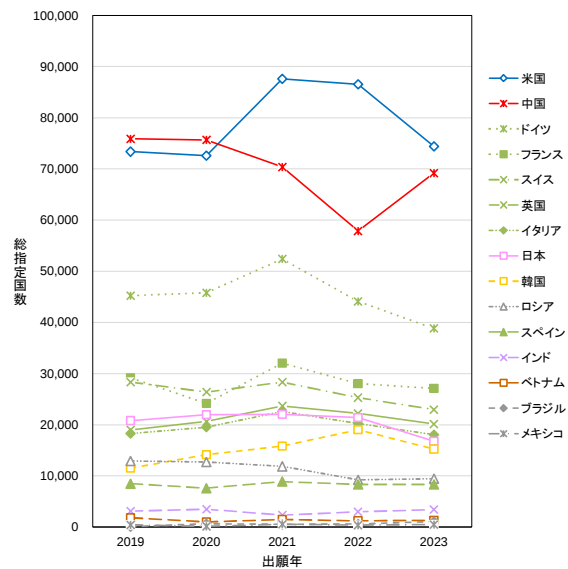
注：国際登録出願の指定国件数には事後指定を含む。

図 2-1-7 主要国の国際登録出願の利用状況の推移（2019 年～2023 年）

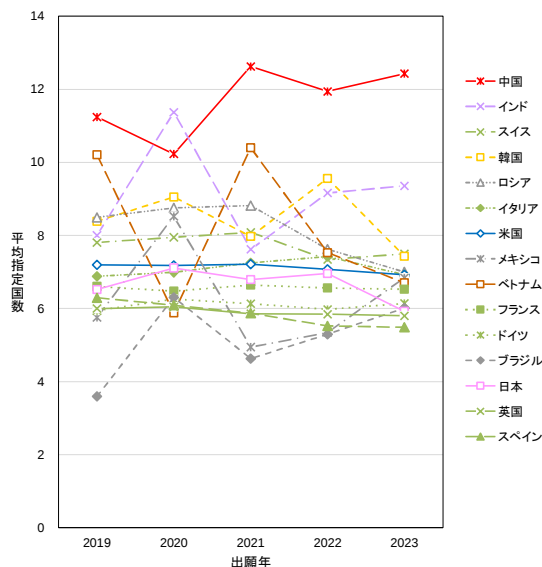
（主要国における国際登録出願件数の推移）



（主要国における総指定国数の推移）



（主要国における平均指定国数の推移）



出典：Clarivate Analytics のデータ

4. 出願から登録までの所要日数

(1) 登録年起算

2019 年から 2023 年までの各年に商標登録された案件について、その出願から登録までの平均所要日数及び出願から公告までの平均所要日数を表 2-1-7 と図 2-1-8 に示す。

出願から登録までの所要日数（登録年起算）について、日本では 2020 年の増加をピークに 2021 年以降減少を続けている。米国では 2019 年から 2021 年まではほぼ横ばいで推移していたが、2022 年から大幅増を続けている。これは、2020 年に登録件数が大きく増加し、続く 2021 年も出願が多く行われたことに起因するものと考えられる。中国では 2022 年まで減少を続けていたが、2023 年には増加に転じている。韓国では 2019 年以降増加を続けており、2020 年以降の登録所要日数は日本を大きく上回る結果となっている。

EUIPO では、2020 年、2021 年と減少を続けた後、2022 年以降継続的に増加している。英国では、2020 年に大幅増と 2021 年に増加を示し、これは、英国への登録件数の増加が一つの要因となっているものと考えられる。しかしながら、2022 年には登録件数が減少したこともあり登録所要日数は大幅に短縮され、2023 年も短縮が続いている。ドイツでは、2020 年の減少後 2022 年まで横ばいで推移していたが、2023 年には増加に転じている。イタリアでは、2019 年から 2021 年まで減少を続けた後、2022 年には大幅な増加に転じたが、2023 年には再び減少に転じている。スペインでは、2022 年まで増加を続けていたが、2023 年には減少に転じている。スイスでは、2019 年をピークに減少傾向であり、2023 年は過去 5 年間で最も短い登録所要日数となっている。フランスでは、出願から公告までの所要日数において、2019 年から 2022 年まで増減を繰り返していたが、2023 年には減少し、調査対象国の中で最も短い期間となっている。

ブラジルでは、2023 年の登録までの平均所要日数は調査対象国の中でもベトナム、インド、米国、韓国に次いで登録所要日数の長い国となっている。ブラジルでは滞留案件の対策のために審査官の増員を実施するなど対策を講じたことにより平均登録所要日数は短縮しているようであるが、登録所要日数が長期化している滞留案件も存在しているようである。しかしながら、2019 年のマドリッド協定議定書への加盟に向けて滞留案件の解消や審査期間の短縮に取り組んだことにより大幅な登録所要日数の短縮に繋がり、2020 年までは登録所要日数は減少を続けたが、2021 年から 2023 年まで増加が続いている。

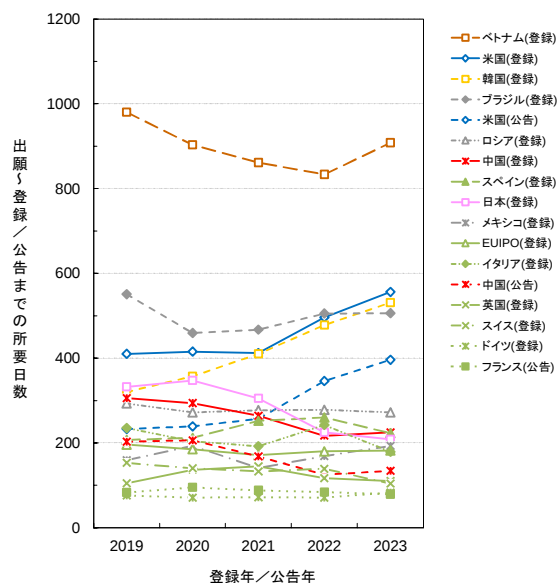
表 2-1-7 登録年起算における商標出願から登録／公告までの所要日数（2019 年～2023 年）

—		2019	2020	2021	2022	2023	相対的 拒絶理由 の審査	早期審査 の有無	異議申立制度 ／期間	商標審査官 人数
日本	出願～登録	332	347	305	225	208	○	有り	付与後／2か月	175
米国	出願～登録	410	415	412	496	556	○	無し	付与前／30日	788
	出願～公告	233	239	257	346	396				
EUIPO	出願～登録	196	185	171	180	182	×	有り	付与前／3か月	273
英国	出願～登録	105	137	145	117	110	×	有り	付与前／2か月	153
ドイツ	出願～登録	76	71	72	71	83	×	有り	付与後／3か月	81
フランス	出願～公告	83	95	88	84	79	×	無し	付与前／2か月	84
イタリア	出願～登録	235	204	192	242	179	×	有り	付与前／3か月	10
スペイン	出願～登録	207	212	252	260	223	×	有り	付与前／2か月	49
スイス	出願～登録	153	140	133	139	104	×	有り	付与後／3か月	59
中国	出願～登録	306	294	264	217	225	○	無し	付与前／3か月	1,876
	出願～公告	203	206	168	125	134				
韓国	出願～登録	320	357	410	478	531	○	有り	付与前／2か月	168
ブラジル	出願～登録	551	459	467	505	506	○	無し	付与前／60日	92
ロシア	出願～登録	293	272	277	278	272	○	有り	なし	216
インド	出願～登録	—	—	—	—	636	○	有り	付与前／4か月	40
メキシコ	出願～登録	159	193	141	169	193	○	無し	付与前／1か月	45
ベトナム	出願～登録	980	903	861	833	908	○	有り	出願公開日から権利付与の決定までの期間内	86

※相対的拒絶理由の審査
○－絶対的拒絶理由及び相対的拒絶理由の両方について審査を行う。
×－絶対的拒絶理由についてのみ審査を行う。

※異議申立制度／期間
付与前－異議申立期間が登録前に設定されている。
付与後－異議申立期間が登録後に設定されている。

図 2-1-8 登録年起算における商標出願から登録／公告までの所要日数（2019 年～2023 年）



出典：①登録所要日数は Clarivate Analytics のデータを使用して算出している。
②商標審査官人数については、日本、米国、EUIPO、中国、韓国は TM5 のホームページの 2023 年の統計情報より取得している。
その他の国については、WIPO の統計情報より取得している。

備考：インドの登録日付の情報が取得できなかったことにより、登録所要日数の算出ができなかったため、インドの登録所要日数は「－」としている。

(2) 出願年起算

2019 年から 2023 年までの各年に商標出願された案件について、登録率、Pending 率を表 2-1-8 に示す。

当該年に出願された案件で、登録にも至らず、拒絶や出願却下、出願無効などの最終処分も確定していない案件の当該年の出願件数に対する割合（Pending 率）の調査結果からは、相対的拒絶理由の審査が実施されない EUIPO、英国、フランス、イタリア及びスイスの欧州各国では、登録率が 80%以上の数値を示しているが、ドイツは他の欧州各国よりも登録率が低いことが特徴として挙げられる。相対的拒絶理由の審査が実施されない EUIPO、英国、ドイツ、フランス、スペイン、スイスでは、2023 年の Pending 率は 11% 未満となっており、出願案件の大半が審査を完了していることが分かる。

相対的拒絶理由の審査が実施される国では、2023 年の Pending 率が最も低い国は日本であり、次いでメキシコ、中国、ロシアの順となっており、商標出願された件数の約 50% が審査を完了していることが分かる。一方、米国、韓国、ブラジル、インド、ベトナムでは 2023 年の Pending 率が 50%を上回っており、審査に要する期間が日本などよりもかなり長期化している傾向があることが窺える。

表 2-1-8 出願年起算における商標出願から登録までの登録率、Pending 率（2019 年～2023 年）

		2019	2020	2021	2022	2023	相対的 拒絶理由 の審査	早期審査 の有無	異議申立制度 ／期間	商標審査官 人数
日本	登録率	69.04%	77.11%	84.34%	84.35%	78.61%	○	有り	付与後 / 2か月	175
	Pending率	0.03%	0.05%	0.16%	0.65%	14.21%				
米国	登録率	59.89%	62.00%	57.93%	49.76%	25.48%	○	無し	付与前 / 30日	745
	Pending率	1.16%	2.84%	10.03%	21.61%	60.59%				
EUIPO	登録率	90.33%	91.35%	91.70%	90.27%	87.61%	×	有り	付与前 / 3か月	272
	Pending率	0.50%	0.68%	1.18%	2.84%	6.56%				
英国	登録率	87.66%	86.01%	88.63%	85.86%	87.76%	×	有り	付与前 / 2か月	153
	Pending率	0.04%	0.08%	0.40%	3.88%	1.78%				
ドイツ	登録率	72.06%	74.05%	73.77%	70.30%	67.43%	×	有り	付与後 / 3か月	81
	Pending率	0.07%	0.16%	0.44%	0.72%	2.08%				
フランス	登録率	91.31%	88.59%	89.50%	90.79%	90.89%	×	無し	付与前 / 2か月	84
	Pending率	0.50%	0.76%	0.75%	0.85%	2.31%				
イタリア	登録率	90.43%	87.32%	92.05%	92.12%	89.75%	×	有り	付与前 / 3か月	10
	Pending率	9.57%	12.68%	7.95%	7.88%	10.25%				
スペイン	登録率	88.63%	87.33%	88.56%	88.28%	78.75%	×	有り	付与前 / 2か月	49
	Pending率	0.13%	0.21%	0.28%	0.28%	10.58%				
スイス	登録率	87.83%	86.12%	88.01%	89.07%	88.41%	×	有り	付与後 / 3か月	59
	Pending率	0.04%	0.05%	0.07%	0.35%	1.25%				
中国	登録率	71.40%	69.06%	65.26%	56.39%	59.72%	○	無し	付与前 / 3か月	1,415
	Pending率	27.38%	29.99%	33.94%	43.21%	40.10%				
韓国	登録率	68.36%	66.95%	63.31%	59.70%	20.19%	○	有り	付与前 / 2か月	167
	Pending率	2.14%	2.58%	3.13%	12.60%	76.96%				
ブラジル	登録率	61.41%	61.12%	58.44%	52.72%	7.97%	○	無し	付与前 / 60日	92
	Pending率	16.26%	23.40%	24.84%	30.49%	90.11%				
ロシア	登録率	71.36%	69.38%	71.93%	70.80%	50.77%	○	有り	なし	216
	Pending率	28.31%	30.41%	27.93%	29.12%	49.22%				
インド	登録率	70.24%	67.93%	65.92%	56.29%	44.48%	○	有り	付与前 / 4か月	40
	Pending率	17.95%	23.35%	29.53%	41.51%	54.53%				
メキシコ	登録率	71.44%	70.36%	72.31%	70.20%	66.78%	○	無し	付与前 / 1か月	45
	Pending率	28.47%	29.55%	27.65%	29.75%	33.21%				
ベトナム	登録率	64.52%	61.89%	57.23%	27.67%	0.19%	○	有り	出願公開日から権利 付与の決定までの期 間内	86
	Pending率	35.47%	38.10%	42.76%	72.33%	99.81%				

出典：①登録率、Pending 率は Clarivate Analytics のデータを使用して算出している。

②商標審査官人数については、日本、米国、EUIPO、中国、韓国は TM5 のホームページの 2023 年の統計情報より取得している。

その他の国については、WIPO の統計情報より取得している。

備考：①登録率は該当年に出願された案件の内、登録になった案件の割合を示している。

日本の登録率を算出する際に使用した各年の出願件数には出願却下となった案件は含まれていない。

②Pending 率は、該当年の出願件数に占める審査待ち・審査中の案件の割合を示す。

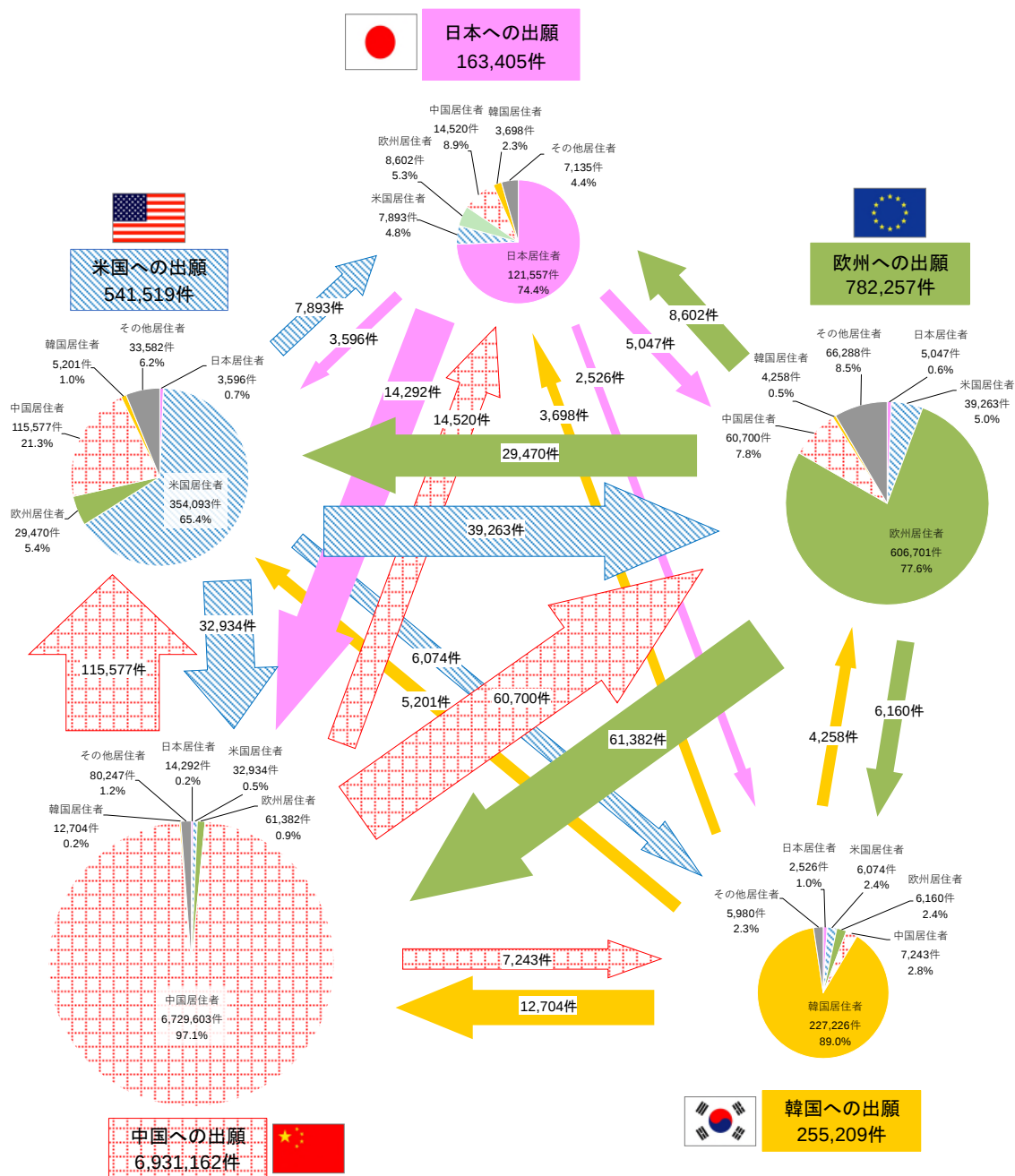
③調査は 2023 年 9 月末時点のデータを使用して実施した結果である。

5. 日米欧中韓間の出願人居住地別の出願件数の相関関係

2023 年の日本、米国、欧州、中国、韓国間の出願人居住地別の出願件数の関係を図 2-1-9 に示す。

2023 年の出願件数からみた日米欧中韓間（欧州は EU 加盟国及び英国、スイスの出願件数の合計、日本居住者から日本への出願件数は、日本における一部の料金未納により却下される出願の出願件数を除外した値）の商標出願状況は、日本居住者からの出願は、自国を除くと中国への出願が最も多く、次いで欧州、米国、韓国の順となっている。米国居住者からの出願は、自国を除くと欧州への出願が最も多く、次いで中国、日本、韓国の順となっている。欧州居住者からの出願は、自国を除くと中国への出願が最も多く、次いで米国、日本、韓国の順となっている。中国居住者からの出願は、自国を除くと米国への出願が最も多く、次いで欧州、日本、韓国の順となっている。中国居住者から他国への商標出願は、自国への商標出願に比べると非常に少ない。韓国居住者からの出願は、自国を除くと中国への出願が最も多く、次いで米国、欧州、日本の順となっている。

図 2-1-9 日米欧中韓間の出願件数の関係（2023 年）



出典：①日本、米国、韓国：WIPO の統計資料

②欧州：ギリシャ、キプロス、マルタ、スロベニアは Clarivate Analytics のデータ、上記以外の国は WIPO の統計資料

③中国：Clarivate Analytics のデータ

備考：①日本居住者から日本への数値は一部の料金未納により却下される出願を除外した出願件数

一部は Clarivate Analytics のデータから取得

②欧州は EUIPO、EU 加盟各国及び英国、スイスへの出願件数の合計を示し、

欧州居住者は EU 加盟国及び英国、スイスの出願件数の合計を示す。

6. ニース国際分類の区分別の商標出願状況

2023 年のニース国際分類の区分別出願区分数で最も多い区分は第 35 類であり、次いで第 9 類、第 30 類、第 25 類と続いている。主要国・機関別に見ると、主要国では、米国、EUIPO、英国では第 9 類が最も多く、日本、ドイツ、イタリア、スペイン、スイス、中国、韓国、ブラジル、ロシア、メキシコ、ベトナムでは第 35 類が最も多く、フランスでは第 41 類、インドでは第 5 類が最も多い。

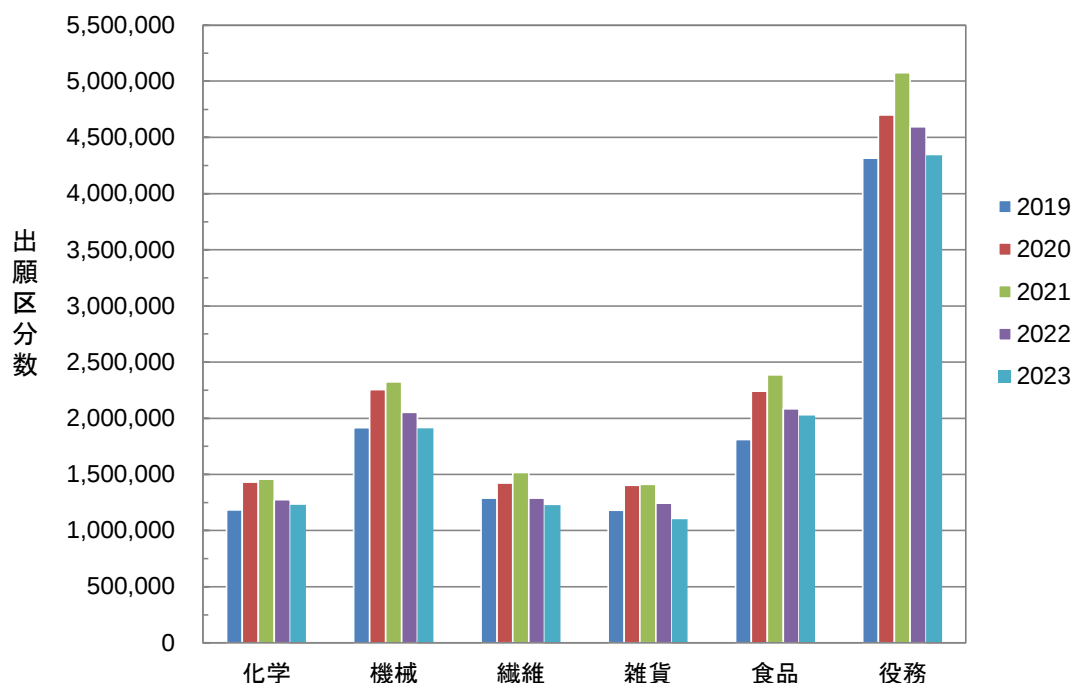
7. 産業分野別の商標出願状況

(1) 主要国・機関の産業分野別の出願区分数全体の推移

2019 年から 2023 年までの主要国・機関の産業分野別の出願区分数全体の推移を図 2-1-10 に示す。

2019 年から 2023 年の産業分野別の出願区分数の合計では、役務分野が最も多く、次いで食品分野、機械分野、繊維分野、化学分野、雑貨分野の順となっている。過去 5 年において、役務分野の順位は変わっていない。2019 年には機械分野が第 2 位、次いで食品分野、繊維分野、雑貨分野、化学分野の順であったが、2020 年には化学分野が第 4 位、繊維分野が第 5 位、雑貨分野が第 6 位に移動している。2021 年には食品分野が第 2 位、次いで機械分野、繊維分野、雑貨分野、化学分野の順となっている。2022 年には第 5 位と第 6 位がそれぞれ化学分野、雑貨分野に変わっている。2023 年は第 3 位までの順位は変わらず、第 4 位が化学分野、第 5 位が繊維分野、第 6 位が雑貨分野となっている。

図 2-1-10 主要国・機関全体の産業分野別の出願区分数の推移（2019 年～2023 年）



出典：①各国（地域）の知的財産権庁・機関の年次報告書：日本

②Clarivate Analytics のデータ：中国 ③WIPO の統計資料：上記以外

備考：主要国・機関の各分野の出願区分数の合計値は、日本における一部の料金未納により却下される出願を除外した出願区分数を用いて集計を行っている。

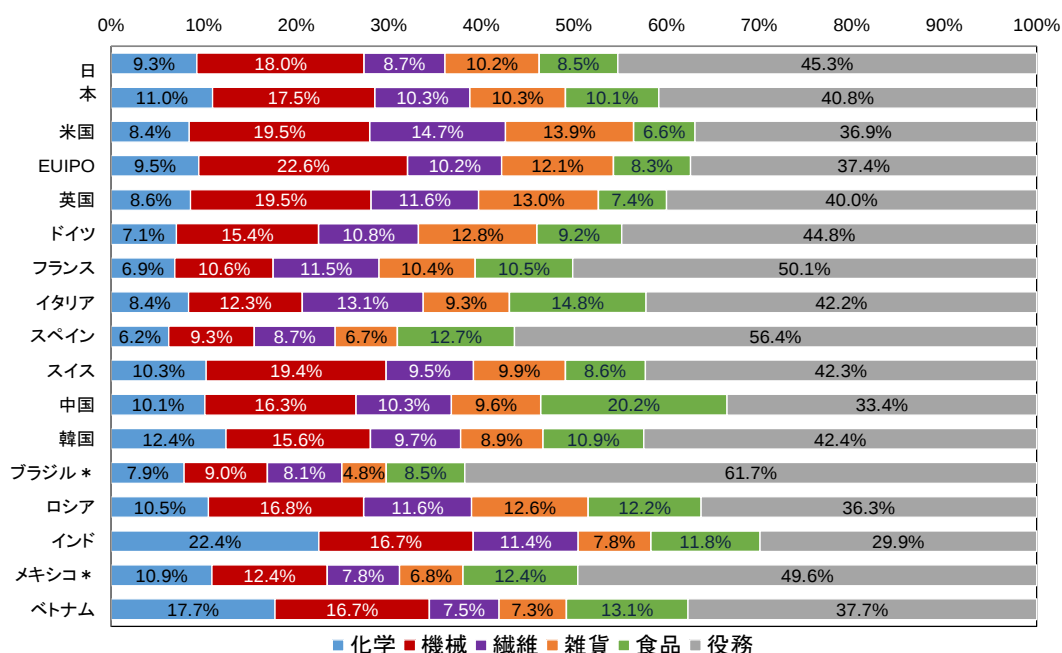
なお、一部の料金未納により却下される出願区分数は Clarivate Analytics のデータから取得した。

(2) 主要国・機関における産業分野の出願区分数割合

2019 年から 2023 年までの主要国・機関における産業分野の出願区分数割合の比較を図 2-1-11 に示す。なお、各国・機関、各分野の数値は 2019 年から 2023 年の過去 5 年分の累計を示している。

2019 年から 2023 年までの主要国・機関における産業分野別の出願区分数の合計では、全ての主要国・機関で役務分野の割合が最も高くなっている。次に高い割合を示す産業分野は、フランスでは繊維分野、イタリア、スペイン、中国では食品分野、インド、ベトナムでは化学分野となっており、その他の主要国・機関では機械分野、となっている。メキシコでは食品分野と機械分野が同率 2 位となっている。

図 2-1-11 主要国・機関における産業分野別の出願区分数の割合（2019 年～2023 年の累計）



出典：①各国（地域）の知的財産権庁・機関の年次報告書：日本

②Clarivate Analytics のデータ：中国 ③WIPO の統計資料：上記以外

備考：①一出願一区分制度を採用している国には「*」を付与している。

②日本の上段：出願区分数

日本の下段：一部の料金未納により却下される出願を除外した出願区分数

一部の料金未納により却下される出願区分数は Clarivate Analytics のデータから取得

③主要国・機関の各分野の出願区分数の合計値は、日本における一部の料金未納により却下される出願を除外した出願区分数を用いて集計を行っている。

第2節 各国・機関別の商標出願動向

1. 日本

2019 年から 2023 年までの日本における自国・他国からの商標出願状況及び他国出願比率（全体の出願区分数に対する他国居住者の出願区分数の割合）の推移を図 2-2-1-1、日本における一部の料金未納により却下される出願を除外した推移を図 2-2-1-2 に示す。

日本の出願区分数合計は、2019 年をピークに 2023 年まで減少を続けており、特に 2020 年と 2021 年の大幅な減少が際立っている。自国出願区分数についても、出願区分数合計と同様の動向を示しており、2020 年と 2021 年には大幅な減少を示している。一方で、他国出願区分数は 2021 年まで増加を続けていたが、2022 年に減少に転じ、2023 年も大きく減少している。他国出願比率は、2019 年から 2021 年まで増加した後、2022 年と 2023 年には減少を続けている。2020 年と 2021 年の自国出願区分数の大幅な減少により、この 2 年間の他国出願比率は大幅な増加を示している。一方、日本における一部の料金未納により却下される出願を除外した自国・他国からの商標出願状況及び他国出願比率については、出願区分数合計は、2019 年から 2021 年まで増加を続けていたが、2022 年は減少に転じ、2023 年も減少を続けている。自国出願区分数、他国出願区分数についても、出願区分数合計と同様の動向を示している。他国出願比率は 2021 年の増加後、2022 年以降減少を続けている。

2023 年の日本における日本居住者以外の出願人居住地別出願区分数の居住地別の割合を図 2-2-2 に示す。日本における日本居住者以外からの出願区分数は、中国居住者、米国居住者、韓国居住者の順となっている。

2019 年から 2023 年までの日本における産業分野別の出願区分数推移を図 2-2-3-1、2023 年の割合を図 2-2-4-1 に示す。

2023 年の日本における産業分野別の出願区分数の割合（日本における一部の料金未納により却下される出願を除外した出願区分数を基にした合計値）では、最も出願区分数が多い分野は、役務分野の 142,550（42.9%）であり、次いで機械分野の 57,352（17.3%）、化学分野の 34,014（10.2%）、雑貨分野の 33,226（10.0%）と続いており、繊維分野の 32,772（9.9%）、食品分野の 32,246（9.7%）が他の産業分野よりも比較的少なくなっている。役務分野の中では、35 類が最も多く、41 類、42 類と続いている。

図 2-2-1-1 日本における自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2019 年～2023 年）

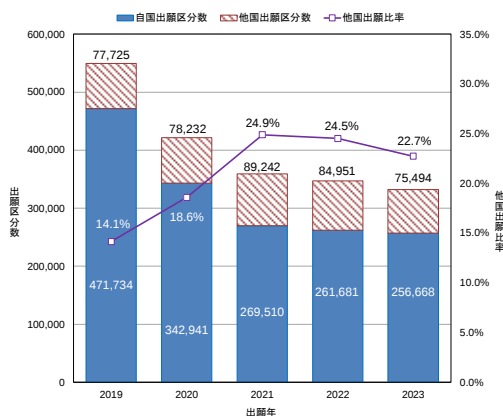


図 2-2-1-2 日本における自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2019 年～2023 年）（日本における一部の料金未納により却下される出願を除外した場合）

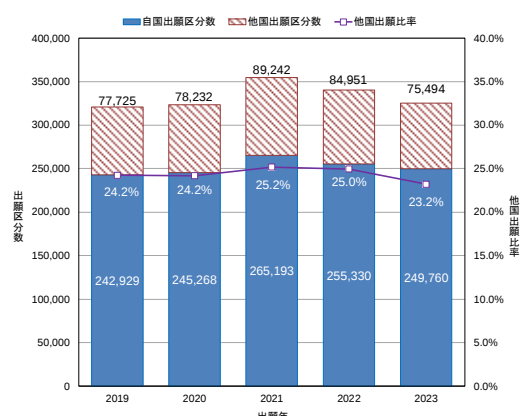


図 2-2-2 日本における日本居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2023 年）
（日本における一部の料金未納により却下される出願を除外した場合）

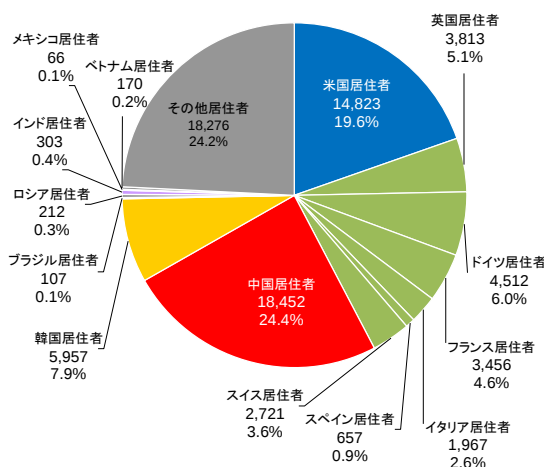


図 2-2-3-1 日本における産業分野別の出願区分数の推移（2019 年～2023 年）

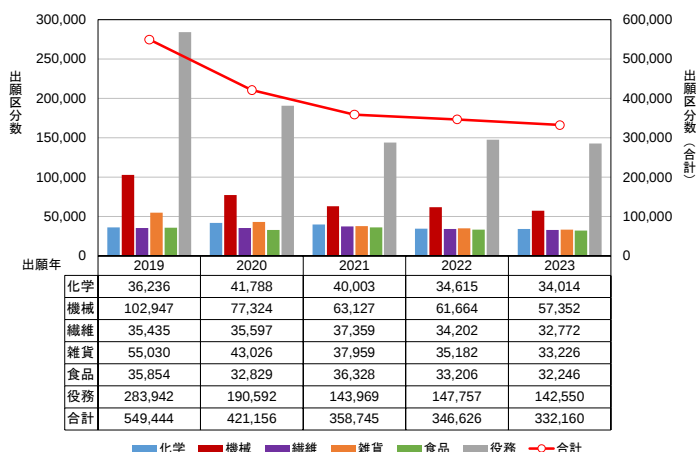
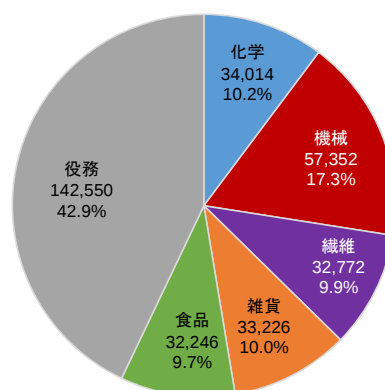


図 2-2-4-1 日本における産業分野別の出願区分数の割合（2023 年）



2019 年から 2023 年までの日本以外の主要国居住者による日本への出願件数の推移を表 2-2-1 に示す。日本居住者以外の主要国居住者による日本への出願件数は、スイスとロシアの居住者による出願を除き 2021 年に増加を示したが、2022 年にはインドとベトナムを除く全ての主要国の居住者による出願は減少し、2023 年も韓国、ブラジル、メキシコ、ベトナムの居住者以外は減少している。2023 年に日本への出願件数が最も多かった出願元は中国居住者であり、次いで米国、韓国の居住者である。

日本居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移を表 2-2-2 に示す。また、2023 年の日本居住の出願人による出願件数の上位国（地域）・機関のランキング上位 10 か国（地域）・機関の出願件数の推移を表 2-2-3 に示す。日本居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数については、過去 5 年の合計では、日本居住の出願人が最も多く出願している主要国・機関は中国であり、次いで米国、韓国と続いている。日本居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数合計は、2019 年をピークに減少傾向であり、2023 年は過去 5 年の最低値を示している。中国への出願件数は、2019 年から 2023 年まで常に最多である。米国への出願件数は、2020 年の減少後、2022 年まで増加を続けたが、2023

年に大きく減少している。欧州では EUIPO への出願が多く、EU 加盟の主要国への出願は少ない。2020 年 1 月に EU からの離脱を完了した英国への出願件数は顕著な増加を示していたが、2022 年以降減少を続けている。

表 2-2-1 主要国居住者による日本への出願件数の推移（2019 年～2023 年）

	2019	2020	2021	2022	2023	増加率 2023/2022	増加率 2023/2019
日本居住者	自国出願人						
米国居住者	8,728	8,504	10,427	9,243	7,893	-14.6%	-9.6%
英国居住者	1,614	1,671	1,770	1,652	1,422	-13.9%	-11.9%
ドイツ居住者	2,130	2,032	2,197	1,988	1,590	-20.0%	-25.4%
フランス居住者	1,499	1,229	1,490	1,358	1,314	-3.2%	-12.3%
イタリア居住者	1,036	1,008	1,069	950	811	-14.6%	-21.7%
スペイン居住者	402	306	395	337	319	-5.3%	-20.6%
スイス居住者	1,443	1,452	1,380	1,326	1,174	-11.5%	-18.6%
中国居住者	11,935	17,875	20,107	14,989	14,520	-3.1%	21.7%
韓国居住者	2,927	2,991	3,683	3,555	3,698	4.0%	26.3%
ブラジル居住者	2	56	73	67	73	9.0%	3550.0%
ロシア居住者	138	156	139	88	69	-21.6%	-50.0%
インド居住者	198	118	162	162	143	-11.7%	-27.8%
メキシコ居住者	82	51	79	30	49	63.3%	-40.2%
ベトナム居住者	94	65	77	96	113	17.7%	20.2%
合計	32,228	37,514	43,048	35,841	33,188	-7.4%	3.0%

表 2-2-2 日本居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移（2019 年～2023 年）

出願先国・機関	国 コード	マドリッド 協定 登録	2019	2020	2021	2022	2023	合計	増加率 2023/2022	増加率 2023/2019
日本	JP	○	自国							
米国	US	○	4,232	3,982	4,018	4,122	3,596	19,950	-12.8%	-15.0%
EUIPO	EM	○	2,896	2,841	2,780	2,660	2,287	13,464	-14.0%	-21.0%
英国	GB	○	1,134	1,643	2,488	2,073	1,711	9,049	-17.5%	50.9%
ドイツ	DE	○	200	181	138	146	132	797	-9.6%	-34.0%
フランス	FR	○	212	188	175	172	162	909	-5.8%	-23.6%
イタリア	IT	○	138	105	88	88	73	492	-17.0%	-47.1%
スペイン	ES	○	84	75	50	58	46	313	-20.7%	-45.2%
スイス	CH	○	520	566	568	535	379	2,568	-29.2%	-27.1%
中国	CN	○	28,951	26,347	27,844	18,779	17,145	119,066	-8.7%	-40.8%
韓国	KR	○	3,513	2,971	2,804	2,810	2,526	14,624	-10.1%	-28.1%
ブラジル	* BR	○	1,150	859	925	1,192	695	4,821	-41.7%	-39.6%
ロシア	RU	○	887	888	812	531	424	3,542	-20.2%	-52.2%
インド	IN	○	1,111	1,133	1,356	1,051	1,315	5,966	25.1%	18.4%
メキシコ	* MX	○	907	878	842	985	905	4,517	-8.1%	-0.2%
ベトナム	VN	○	1,976	1,553	1,411	1,459	1,329	7,728	-8.9%	-32.7%
合計			47,911	44,210	46,299	36,661	32,725	207,806	-10.7%	-31.7%

表 2-2-3 日本居住の出願人による 2023 年の出願件数の上位国・機関の出願件数の推移（2019 年～2023 年）（上位 10 か国・機関）

2022 順位	2023 順位	出願先国(地域)・機関	2019	2020	2021	2022	2023	合計	増加率 2023/2022	増加率 2023/2019
1	1	中国	28,951	26,347	27,844	18,779	17,145	119,066	-8.7%	-40.8%
2	2	米国	4,232	3,982	4,018	4,122	3,596	19,950	-12.8%	-15.0%
3	3	台湾	4,755	4,026	3,467	3,538	2,884	18,670	-18.5%	-39.3%
4	4	韓国	3,513	2,971	2,804	2,810	2,526	14,624	-10.1%	-28.1%
5	5	EUIPO	2,896	2,841	2,780	2,660	2,287	13,464	-14.0%	-21.0%
7	6	香港	2,860	2,361	2,363	2,078	1,976	11,638	-4.9%	-30.9%
6	7	タイ	3,105	2,241	2,102	2,164	1,915	11,527	-11.5%	-38.3%
8	8	英国	1,134	1,643	2,488	2,073	1,711	9,049	-17.5%	50.9%
10	9	シンガポール	2,096	1,861	1,899	1,809	1,564	9,229	-13.5%	-25.4%
9	10	インドネシア	2,344	2,556	1,767	1,816	1,514	9,997	-16.6%	-35.4%

2023 年の日本居住の出願人による他の主要国・機関への出願ルートを図 2-2-5、図 2-2-6 に示す。日本居住者の他国・機関への出願ルートを見ると、全体としては、主要国・機関への直接出願が 69.4 %を占めており、国際登録出願は 30.6%に止まっている。これを各国別に見ると、スイス、英国へは 60%以上、EUIPO、EU 加盟の主要国、ロシア、ベトナムへは 50%以上が国際登録出願である。一方、中国への出願は、90%以上が直接出願を

利用している。EU 加盟の主要国への直接出願の利用は非常に少ない。

図 2-2-5 日本居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート（2023 年）

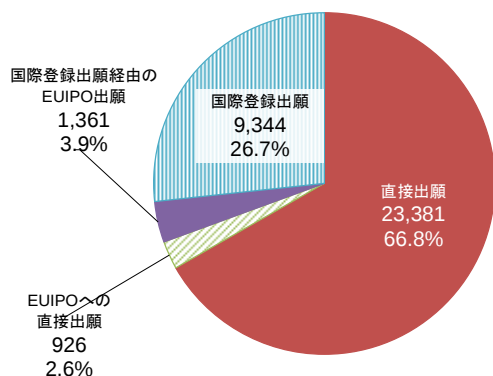
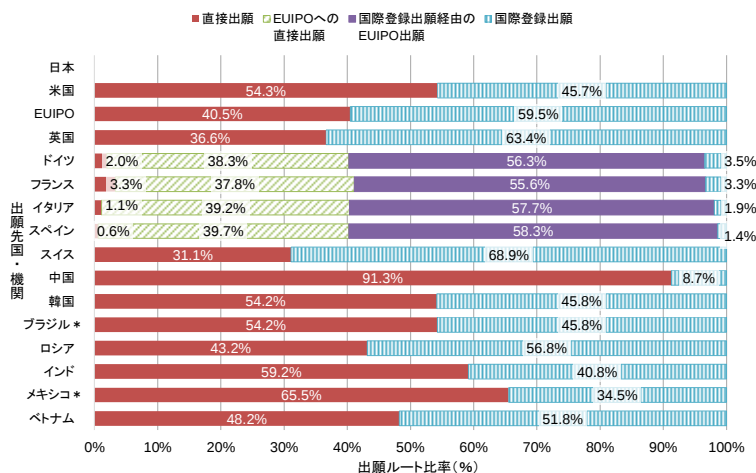


図 2-2-6 日本居住の出願人による他の主各国・機関への商標出願ルートの割合（2023 年）



2019 年から 2023 年の日本における出願人数、出願件数、出願区分数及び出願人一人当たりの平均出願件数、出願人一人当たりの平均出願区分数の推移を表 2-2-4 に示す。

日本における出願件数及び出願区分数と出願人数の関連においては、出願人数は 2021 年まで増加し続けたが、2022 年には大幅に減少し、2023 年も減少を続けている。出願件数は、2019 年から 2021 年まで増減を繰り返しながら推移していたが、2022 年に大きく減少し、2023 年も減少を続けている。過去 5 年の動向からは、出願人数の動向と出願件数の動向に相関は認められない。出願人一人当たりの平均出願件数は減少を続けており、2023 年には 2.11 件となっている。

出願区分数は、2019 年をピークに 2023 年まで一貫して減少を続けている。出願区分数の動向と出願人数の動向においても相関は認められない。出願人一人当たりの平均出願区分数は出願区分数の動向と概ね同様の動向を示しており、2020 年には大幅に減少し、2023 年には、出願人一人当たりの平均出願区分数は 4.24 となっている。

表 2-2-4 日本における出願人数、出願件数、出願区分数及び出願人一人当たりの平均出願件数、出願人一人当たりの平均出願区分数の推移（2019 年～2023 年）

	2019	2020	2021	2022	2023	増加率 (2023/2022)	増加率 (2023/2019)
出願人数	73,051	77,456	85,527	78,638	76,791	-2.35%	5.12%
出願件数	190,119	181,769	184,107	167,784	161,744	-3.60%	-14.92%
出願区分数	547,273	422,757	359,554	339,826	325,292	-4.28%	-40.56%
出願人一人当たりの平均出願件数	2.60	2.35	2.15	2.13	2.11	-1.28%	-19.07%
出願人一人当たりの平均出願区分数	7.49	5.46	4.20	4.32	4.24	-1.97%	-43.46%

2. 米国

2019 年から 2023 年までの米国における自国・他国からの商標出願状況及び他国出願比率（全体の出願区分数に対する他国居住者の出願区分数の割合）の推移を図 2-2-7 に示す。また、2023 年の米国における米国居住者以外の出願人居住地別出願区分数の居住地別の割合を図 2-2-8 に示す。

自国出願区分数と他国出願区分数は、2021 年まで増加を続けたが、2022 年以降減少している。2020 年の大幅増と 2022 年の大幅減が特徴的である。

2023 年の米国における米国居住者以外の出願人居住地別出願区分数の居住地別の割合を図 2-2-8 に示す。米国における米国居住者以外からの出願区分数は、中国居住者、英国居住者、ドイツ居住者の順となっている。

2019 年から 2023 年までの米国における産業分野別の出願区分数推移を図 2-2-9、2023 年の割合を図 2-2-10 に示す。産業分野別の出願区分数では役務分野の出願が多く、次いで機械分野となっている。

米国居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移と比較を表 2-2-5 に示す。米国居住の出願人による他の主要国・機関への出願は、過去 5 年の合計では、米国居住の出願人が最も多く出願しているのは中国であり、次いで EUIPO、メキシコと続いている。

図 2-2-7 米国における自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2019 年～2023 年）

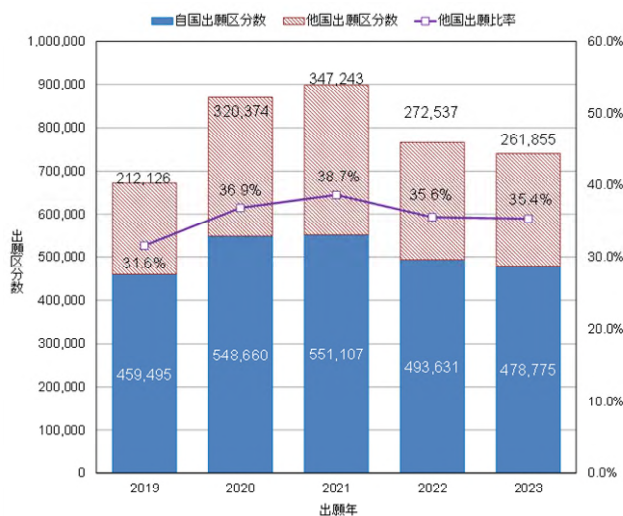


図 2-2-8 米国における米国居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2023 年）

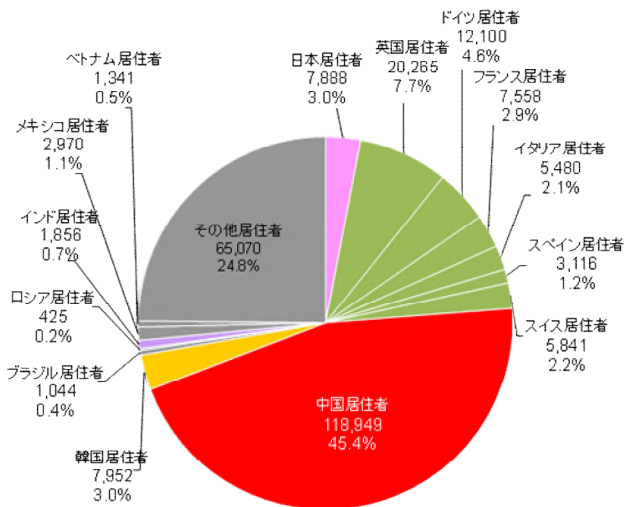


図 2-2-9 米国における産業分野別の出願区分数の推移（2019 年～2023 年）

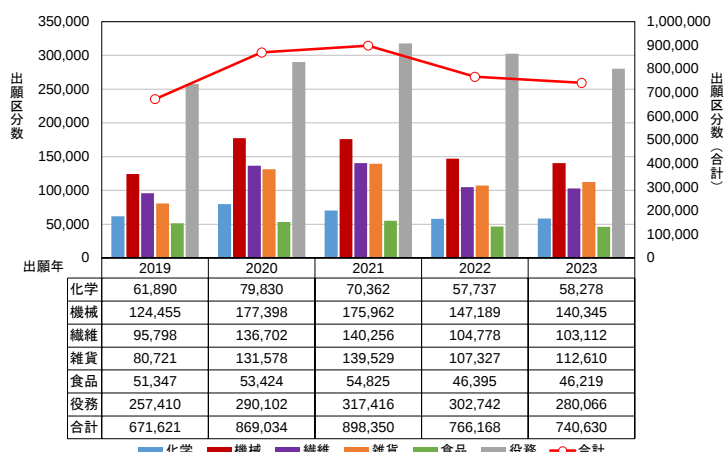


図 2-2-10 米国における産業分野別の出願区分数の割合（2023 年）

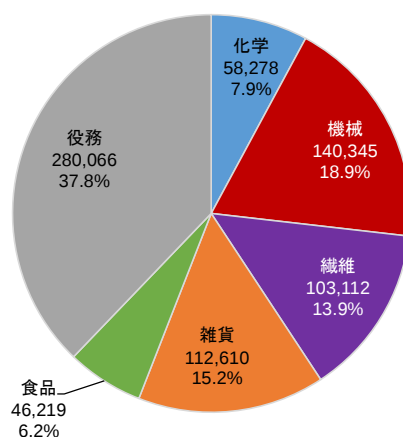


表 2-2-5 米国居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移（2019 年～2023 年）

出願先国・機関			国 コード	マドリッド 協定議定書	2019	2020	2021	2022	2023	合計	増加率 2023/2022	増加率 2023/2019
主要国・ 機関	日本	JP	○		8,728	8,504	10,427	9,243	7,893	44,795	-14.6%	-9.6%
	米国	US	○		自 国							
	EUIPO	EM	○		18,295	17,390	20,589	19,168	16,939	92,381	-11.6%	-7.4%
	英国	GB	○		9,369	11,261	21,285	17,424	15,125	74,464	-13.2%	61.4%
	ドイツ	DE	○		926	1,138	1,098	811	733	4,706	-9.6%	-20.8%
	フランス	FR	○		790	797	907	750	697	3,941	-7.1%	-11.8%
	イタリア	IT	○		467	510	550	415	370	2,312	-10.8%	-20.8%
	スペイン	ES	○		435	496	535	553	496	2,515	-10.3%	14.0%
	スイス	CH	○		3,372	3,115	3,770	3,480	2,959	16,696	-15.0%	-12.2%
	中国	CN	○		49,491	47,145	61,762	45,553	32,658	236,609	-28.3%	-34.0%
	韓国	KR	○		6,788	6,270	7,317	7,005	6,074	33,454	-13.3%	-10.5%
	ブラジル	* BR	○		8,316	7,863	9,738	9,347	7,332	42,596	-21.6%	-11.8%
	ロシア	RU	○		3,997	3,767	4,426	2,301	1,496	15,987	-35.0%	-62.6%
	インド	IN	○		6,628	6,451	8,961	7,713	8,311	38,064	7.8%	25.4%
メキシコ	* MX	○		14,619	13,461	16,987	17,262	15,458	77,787	-10.5%	5.7%	
	ベトナム	VN	○		2,238	2,225	2,474	2,304	2,058	11,299	-10.7%	-8.0%
合計					125,731	121,889	160,399	134,086	110,706	652,811	-17.4%	-12.0%

2023 年の米国居住の出願人による他の主要国・機関への出願ルートを図 2-2-11、図 2-2-12 に示す。米国居住者の他国・機関への出願ルートを見ると、全体としては主要国・機関への直接出願が 66.5%を占めており、国際登録出願の利用は 33.4%に止まっている。欧州への出願を見ると、EUIPO への直接出願が 56.4%と多く、EU 加盟の主要国へも EUIPO を利用した直接出願が多い。また、スイス（58.7%）、ロシア（52.6%）、日本（49.9%）、英国（46.3%）韓国（46.2%）への出願においては国際登録出願が比較的多く利用されている。

図 2-2-11 米国居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート（2023 年）

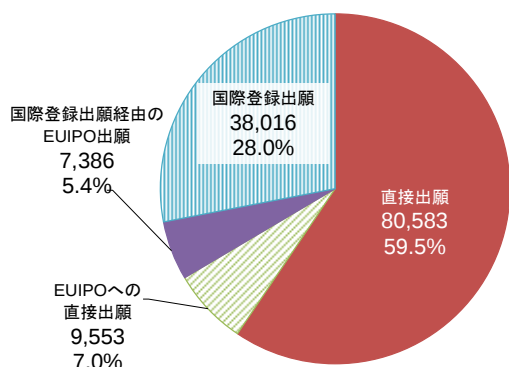
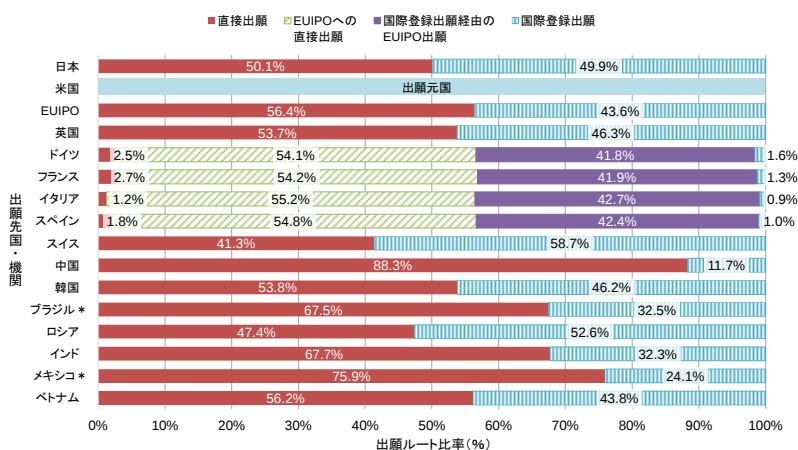


図 2-2-12 米国居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合（2023 年）



3. EUIPO

2019年から2023年までのEUIPOにおけるEU加盟国（自国居住者とする）とEU加盟国以外（他国居住者とする）の商標出願状況及び他国出願比率（全体的出願区分数に対する他国居住者の出願区分数の割合）の推移を図2-2-13に示す。

自国出願区分数と他国出願区分数は、2021年まで増加を続けたが、2022年には減少に転じ、2023年も減少を続けている。

2023年のEUIPOにおける欧州居住者以外の出願人居住地別出願区分数の居住地別の割合を図2-2-14に示す。EUIPOにおける欧州居住者以外からの出願区分数は、中国居住者、米国居住者、日本居住者の順となっている。

2019年から2023年までのEUIPOにおける産業分野別の出願区分数推移を図2-2-15、2023年の割合を図2-2-16に示す。産業分野別の出願区分数では役務分野の出願が多く、次いで機械分野となっている。

欧州居住の出願人による主要国・機関への出願件数の推移と比較を表2-2-6に示す。欧州居住の出願人とは、EU加盟国に居住する出願人及び英国居住者を示す。過去5年の合計では、欧州居住の出願人が最も多く出願している国・機関はEUIPOであり、次いで英国、フランスと続いている。2023年に前年よりも出願件数が増加した主な国・機関は中国、インド、スペイン、イタリアであり、逆に減少が顕著な国は、ブラジル、ロシアである。

図2-2-13 EUIPOにおける自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2019年～2023年）

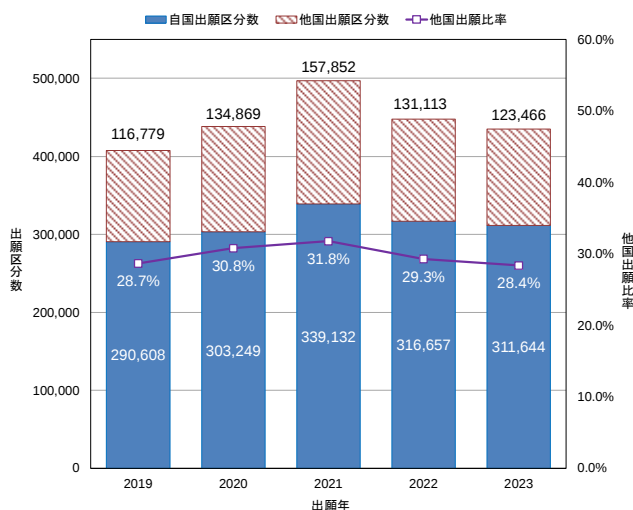


図2-2-14 EUIPOにおける欧州居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2023年）

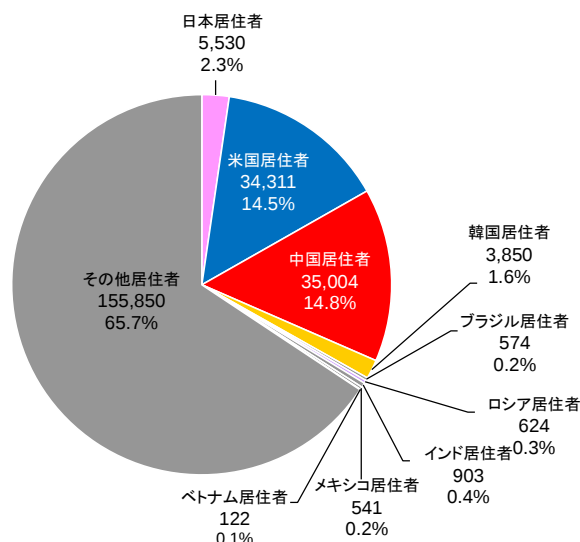


図 2-2-15 EUIPO における産業分野別の
出願区分数の推移（2019 年～2023 年）

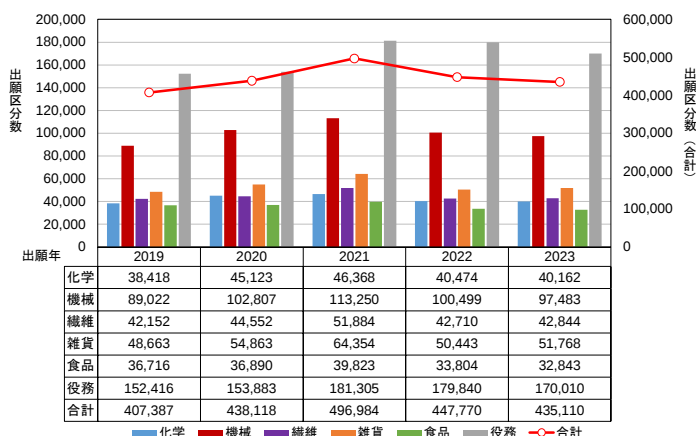


図 2-2-16 EUIPO における産業分野別の
出願区分数の割合（2023 年）

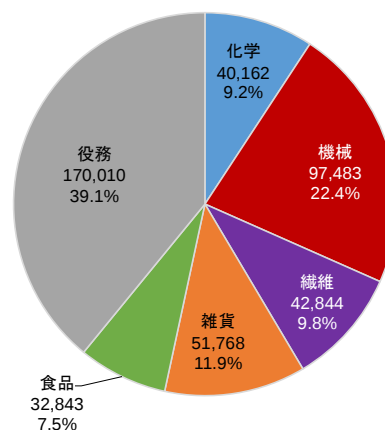


表 2-2-6 欧州居住の出願人による他の主要各国・機関への出願件数の推移（2019 年～2023 年）

出願先国・機関			国 コード	マドリッド 協定調定書	2019	2020	2021	2022	2023	合計	増加率 2023/2022	増加率 2023/2019
主 要 国 ・ 機 関	日本	JP	○		8,940	8,654	9,676	8,689	7,428	43,387	-14.5%	-16.9%
	米国	US	○		27,381	27,922	32,221	30,068	28,473	146,065	-5.3%	4.0%
	EUIPO	EM	○		103,038	108,119	119,384	107,550	110,346	548,437	2.6%	7.1%
	英国	GB	○		77,326	101,427	126,049	100,131	104,360	509,293	4.2%	35.0%
	ドイツ	DE	○		71,044	81,515	84,606	70,665	71,846	379,676	1.7%	1.1%
	フランス	FR	○		97,346	104,489	111,342	97,770	96,089	507,036	-1.7%	-1.3%
	イタリア	IT	○		39,353	39,682	48,566	38,853	40,963	207,417	5.4%	4.1%
	スペイン	ES	○		50,917	51,246	51,625	44,983	48,421	247,192	7.6%	-4.9%
	スイス	CH	○		12,722	12,664	15,813	14,573	12,850	68,622	-11.8%	1.0%
	中国	CN	○		63,244	57,358	63,871	48,993	57,171	290,637	16.7%	-9.6%
	韓国	KR	○		6,689	6,281	6,987	6,269	5,594	31,820	-10.8%	-16.4%
	ブラジル	* BR	○		8,577	7,416	8,126	10,149	6,960	41,228	-31.4%	-18.9%
	ロシア	RU	○		10,428	10,066	11,029	6,752	5,157	43,432	-23.6%	-50.5%
インド	IN	○		6,935	6,597	7,840	6,807	7,832	36,011	15.1%	12.9%	
メキシコ	* MX	○		7,681	6,834	8,059	8,143	7,596	38,313	-6.7%	-1.1%	
ベトナム	VN	○		2,667	2,650	2,916	2,633	2,704	13,570	2.7%	1.4%	
合計					585,348	624,266	698,434	594,339	606,362	3,108,749	2.0%	3.6%

2023 年の EU 加盟国居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートを図 2-2-17、図 2-2-18 に示す。ドイツ、フランス、イタリア、スペインへの出願には、自国居住者からの出願件数は含まれていない。

EU 加盟国居住者の他国・機関への出願ルートを見ると、全体としては主要各国・機関への直接出願が 86.9%を占めており、国際登録出願の利用は 13.1%に止まっている。EU 加盟の主要国への出願を見ると、直接出願の利用率は EUIPO への直接出願の利用率よりも少ない。また、スイス（84.1%）、日本（78.2%）、ベトナム（76.7%）、ロシア（72.8%）、韓国（75.0%）、ブラジル（59.1%）、インド（55.9%）への出願においては、国際登録出願が多く利用されている。逆に、EUIPO（91.2%）、英国（88.2%）、中国（86.4%）への出願では、直接出願が多く利用されている。

図 2-2-17 EU 加盟国居住の出願人による他の主要各国・機関への商標出願ルート（2023 年）

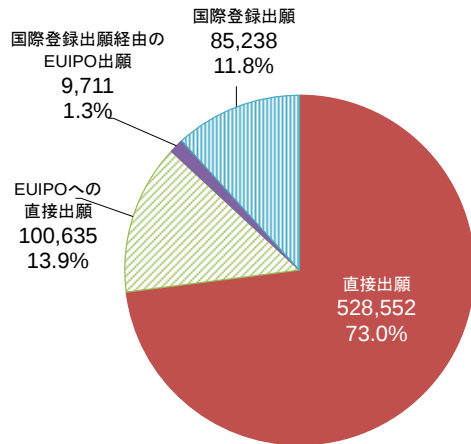
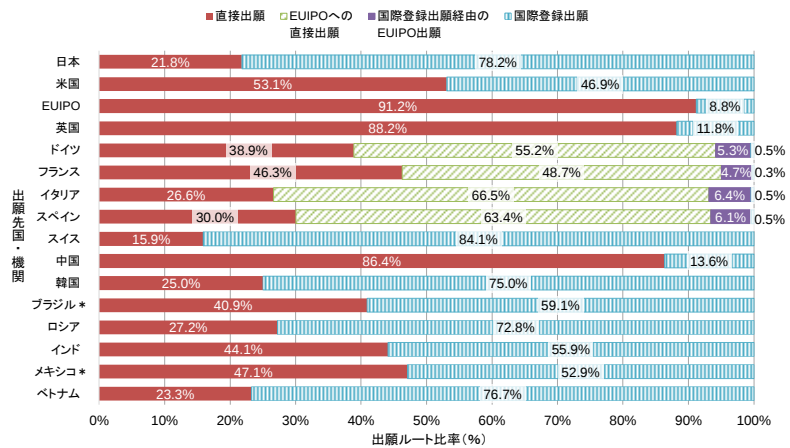


図 2-2-18 EU 加盟国居住の出願人による他の主要各国・機関への商標出願ルートの割合（2023 年）



4. 英国

2019 年から 2023 年までの英国における自国・他国からの商標出願状況及び他国出願比率（全体の出願区分数に対する他国居住者の出願区分数の割合）の推移を図 2-2-19 に示す。自国出願区分数と他国出願区分数は、2020 年と 2021 年の大幅増後、2022 年に減少に転じたが、2023 年には自国出願区分数は再び増加に転じている一方、他国出願区分数は減少を続けている。

2023 年の英国における英国居住者以外の出願人居住地別出願区分数の居住地別の割合を図 2-2-20 に示す。英国における他国居住者からの出願区分数は、中国居住者、米国居住者の順となっている。

2019 年から 2023 年までの英国における産業分野別の出願区分数推移を図 2-2-21、2023 年の割合を図 2-2-22 に示す。産業分野別の出願区分数では役務分野の出願が多く、次いで機械分野となっている。

英国居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移を表 2-2-7 に示す。過去 5 年の合計では、英国居住の出願人が最も多く出願しているのは中国であり、次いで EUIPO、米国と続いている。

図 2-2-19 英国における自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2019 年～2023 年）

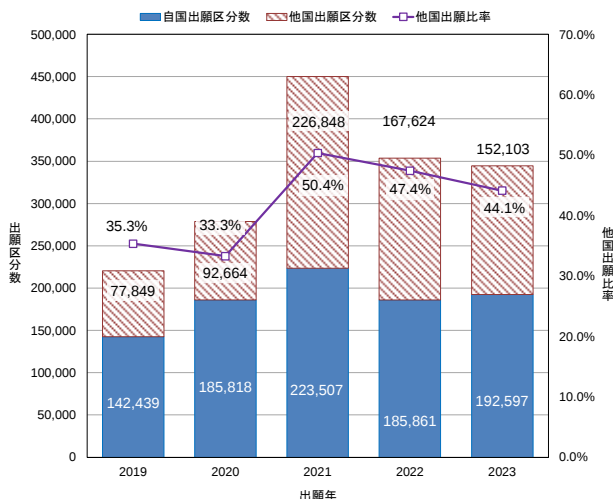


図 2-2-20 英国における英国居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2023 年）

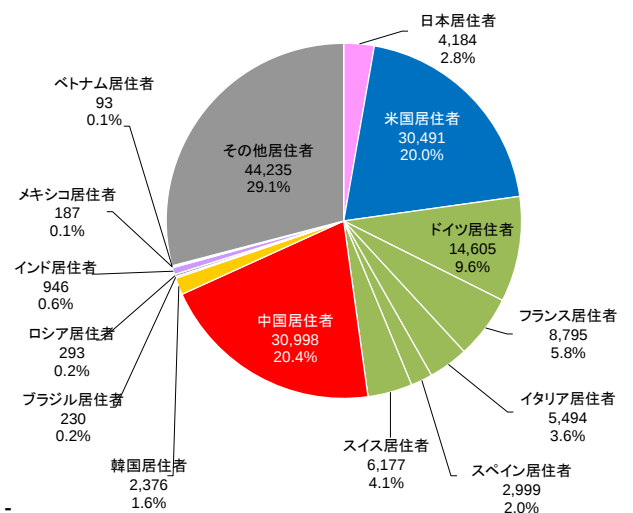


図 2-2-21 英国における産業分野別の出願区分数の推移 (2019 年～2023 年)

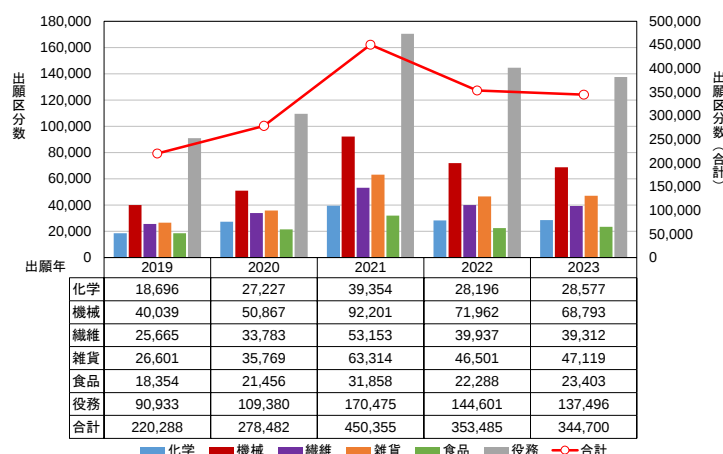


図 2-2-22 英国における産業分野別の出願区分数の割合 (2023 年)

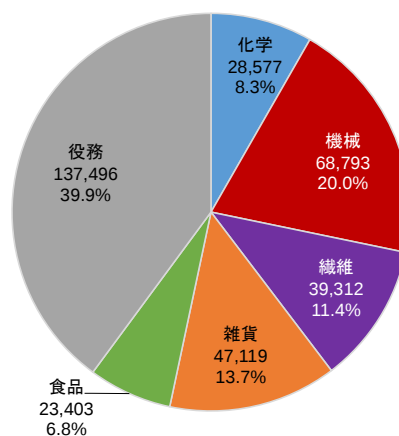


表 2-2-7 英国居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移 (2019 年～2023 年)

出願先国・機関			国 コード	マドリッド 協定議定書	2019	2020	2021	2022	2023	合計	増加率 2023/2022	増加率 2023/2019
主要国・機関	日本	JP	○		1,614	1,671	1,770	1,652	1,422	8,129	-13.9%	-11.9%
	米国	US	○		7,465	8,290	9,640	8,925	8,534	42,854	-4.4%	14.3%
	EUIPO	EM	○		11,237	11,770	9,443	8,848	8,317	49,615	-6.0%	-26.0%
	英国	GB	○		自国							
	ドイツ	DE	○		498	462	449	368	291	2,068	-20.9%	-41.6%
	フランス	FR	○		367	430	353	264	281	1,695	6.4%	-23.4%
	イタリア	IT	○		260	298	245	196	191	1,190	-2.6%	-26.5%
	スペイン	ES	○		274	301	230	184	178	1,167	-3.3%	-35.0%
	スイス	CH	○		1,082	1,174	1,313	1,147	953	5,669	-16.9%	-11.9%
	中国	CN	○		21,885	20,221	21,620	11,549	29,614	104,889	156.4%	35.3%
	韓国	KR	○		1,197	1,151	1,195	1,179	960	5,682	-18.6%	-19.8%
	ブラジル *	BR	○		1,052	1,193	1,270	2,007	937	6,459	-53.3%	-10.9%
	ロシア	RU	○		1,143	1,054	1,222	664	423	4,506	-36.3%	-63.0%
	インド	IN	○		1,483	1,553	1,815	1,640	1,961	8,452	19.6%	32.2%
メキシコ *	MX	○		1,184	1,146	1,310	1,272	1,176	6,088	-7.5%	-0.7%	
ベトナム	VN	○		457	479	544	451	407	2,338	-9.8%	-10.9%	
合計					51,198	51,193	52,419	40,346	55,645	250,801	37.9%	8.7%

2023 年の英国居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートを図 2-2-23、図 2-2-24 に示す。英国居住者の他国・機関への出願ルートを見ると、全体としては、主要国・機関への直接出願が 78.9%を占めており、国際登録出願は 21.1%程度に止まっている。これを各国別に見ると、中国は 95%超、米国と EUIPO へは約 70%、インドとメキシコへは 60%弱が直接出願を利用している。一方、日本、ロシア、ブラジル、韓国へは、国際登録出願の割合が 60%前後と他の主要国よりも比較的高くなっている。EU 加盟の主要国に対しては EUIPO への直接出願の割合が多く、各国とも 70%近くを占めている。

図 2-2-23 英国居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート (2023 年)

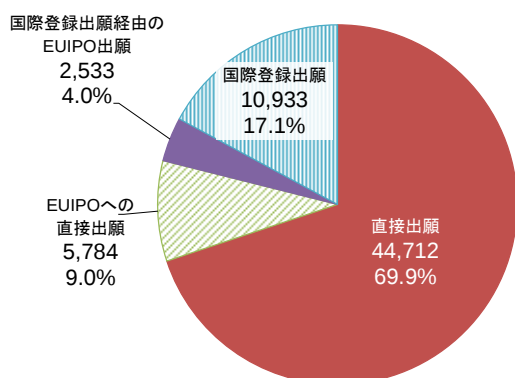
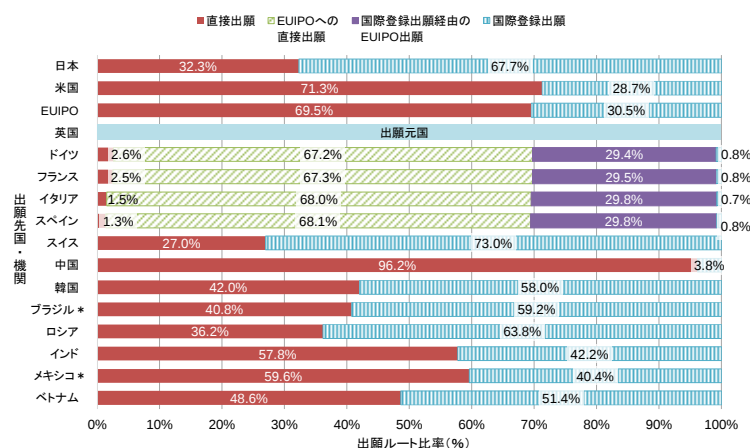


図 2-2-24 英国居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合 (2023 年)



5. ドイツ

2019 年から 2023 年までのドイツにおける自国・他国からの商標出願状況及び他国出願比率（全体の出願区分数に対する他国居住者の出願区分数の割合）の推移を図 2-2-25 に示す。自国出願区分数は 2021 年まで増加を続けたが、2022 年には減少に転じ、2023 年も減少を続けている。一方、他国出願区分数は 2020 年の増加後、2023 年まで減少を続けている。

2023 年のドイツにおけるドイツ居住者以外の出願人居住地別出願区分数の居住地別の割合を図 2-2-26 に示す。ドイツにおける他国居住者からの出願区分数は、中国居住者、スイス居住者の順となっている。

2019 年から 2023 年までのドイツにおける産業分野別の出願区分数推移を図 2-2-27、2023 年の割合を図 2-2-28 に示す。産業分野別の出願区分数では役務分野の出願が多く、次いで機械分野となっている。

ドイツ居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移を表 2-2-8 に示す。過去 5 年の合計では、ドイツ居住の出願人が最も多く出願している国・機関は EUIPO であり、次いで中国、スイスと続いている。

図 2-2-25 ドイツにおける自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2019 年～2023 年）

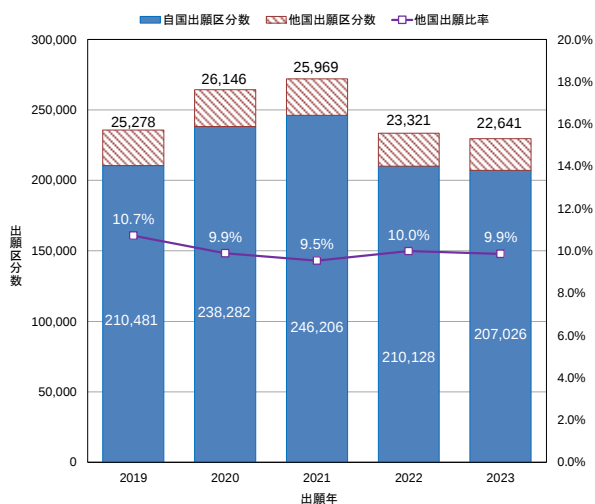


図 2-2-26 ドイツにおけるドイツ居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2023 年）

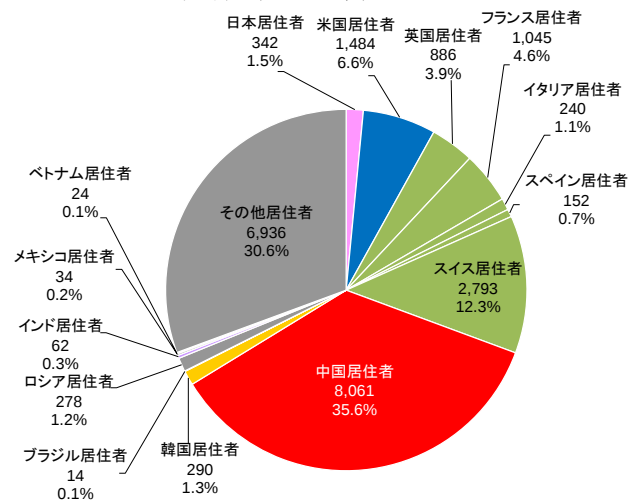


図 2-2-27 ドイツにおける産業分野別の出願区分数の推移（2019 年～2023 年）

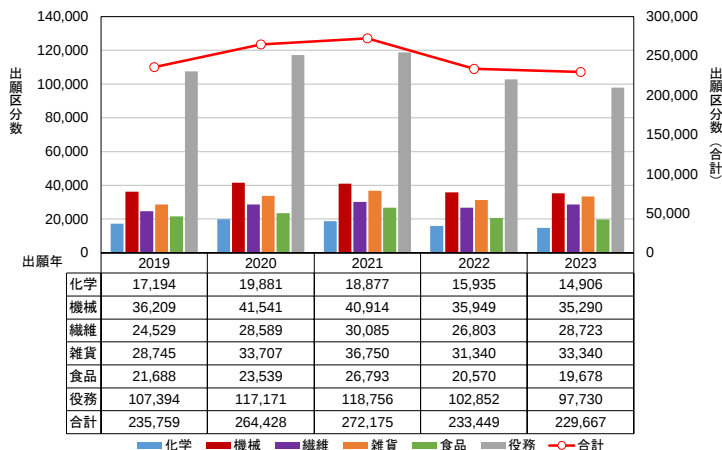


図 2-2-28 ドイツにおける産業分野別の出願区分数の割合（2023 年）

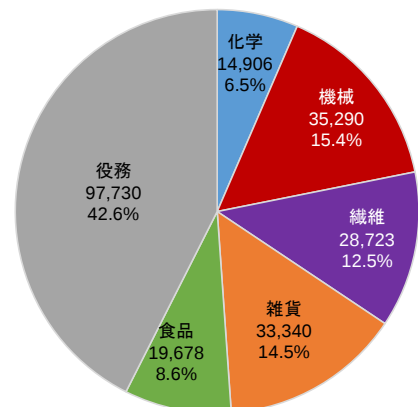


表 2-2-8 ドイツ居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移
(2019 年～2023 年)

出願先国・機関			国 コード	マドリッド 協定締結書	2019	2020	2021	2022	2023	合計	増加率 2023/2022	増加率 2023/2019
主要国・機関	日本	JP	○		2,130	2,032	2,197	1,988	1,590	9,937	-20.0%	-25.4%
	米国	US	○		4,963	4,843	5,527	5,003	4,397	24,733	-12.1%	-11.4%
	EUIPO	EM	○		22,548	24,735	27,745	23,197	22,029	120,254	-5.0%	-2.3%
	英国	GB	○		2,840	2,755	7,845	4,992	4,282	22,714	-14.2%	50.8%
	ドイツ	DE	○		自 国							
	フランス	FR	○		337	339	335	316	272	1,599	-13.9%	-19.3%
	イタリア	IT	○		310	291	314	265	243	1,423	-8.3%	-21.6%
	スペイン	ES	○		260	214	277	202	198	1,151	-2.0%	-23.8%
	スイス	CH	○		5,174	5,392	6,501	5,771	4,856	27,694	-15.9%	-6.1%
	中国	CN	○		11,604	10,051	10,712	9,087	9,095	50,549	0.1%	-21.6%
	韓国	KR	○		1,626	1,525	1,610	1,372	1,198	7,331	-12.7%	-26.3%
	ブラジル *	BR	○		2,009	1,617	1,800	1,819	1,391	8,636	-23.5%	-30.8%
	ロシア	RU	○		2,385	2,253	2,421	1,633	1,037	9,729	-36.5%	-56.5%
	インド	IN	○		1,731	1,590	1,734	1,481	1,668	8,204	12.6%	-3.6%
メキシコ *	MX	○		1,416	1,434	1,490	1,509	1,250	7,099	-17.2%	-11.7%	
ベトナム	VN	○		573	528	625	532	500	2,758	-6.0%	-12.7%	
合計					59,906	59,599	71,133	59,167	54,006	303,811	-8.7%	-9.8%

2023 年のドイツ居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートを図 2-2-29、図 2-2-30 に示す。ドイツ居住者の他国・機関への出願ルートをみると、全体としては、主要国・機関への直接出願が 69.5%、国際登録出願は 30.5%利用されており、ドイツは国際登録出願の利用が多い国の 1 つとなっている。これを各国別に見ると、ベトナム、スイス、日本、韓国、英国への出願は国際登録出願の利用が 80%を超えている。EU 加盟の主要国に対しては EUIPO への直接出願が約 90%となっている。EUIPO に対する国際登録出願の利用は 10%未満と少ない。

図 2-2-29 ドイツ居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート (2023 年)

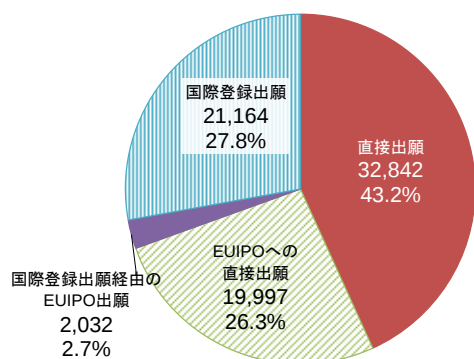
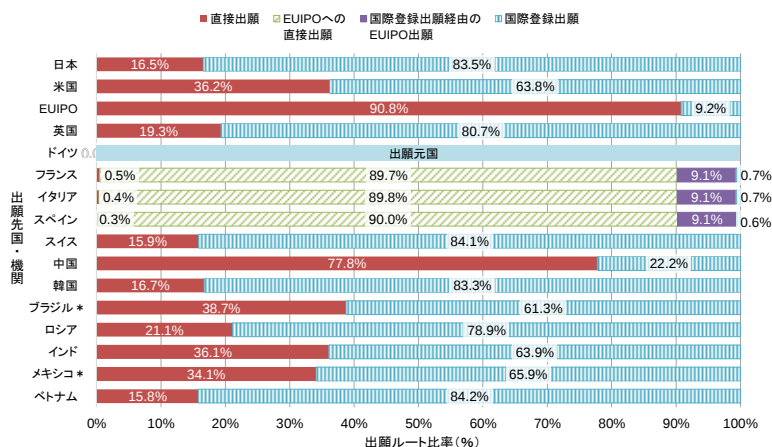


図 2-2-30 ドイツ居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合 (2023 年)



6. フランス

2019 年から 2023 年までのフランスにおける自国・他国からの商標出願状況及び他国出願比率（全体の出願区分数に対する他国居住者の出願区分数の割合）の推移を図 2-2-31 に示す。自国出願区分数と他国出願区分数は、2020 年の減少と 2021 年の増加後、2022 年に大きく減少し、2023 年には過去 5 年の最低値まで減少を続けている。

2023 年のフランスにおけるフランス居住者以外の出願人居住地別出願区分数の居住地別の割合を図 2-2-32 に示す。フランスにおける他国居住者からの出願区分数は、中国居住者、スイス居住者の順となっている。

2019 年から 2023 年までのフランスにおける産業分野別の出願区分数推移を図 2-2-33、2023 年の割合を図 2-2-34 に示す。産業分野別の出願区分数では役務分野の出願が多く、次いで繊維分野となっている。

フランス居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移を表 2-2-9 に示す。過去 5 年の合計では、フランス居住の出願人が最も多く出願している国・機関は EUIPO であり、次いで中国、米国と続いている。

図 2-2-31 フランスにおける自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2019 年～2023 年）

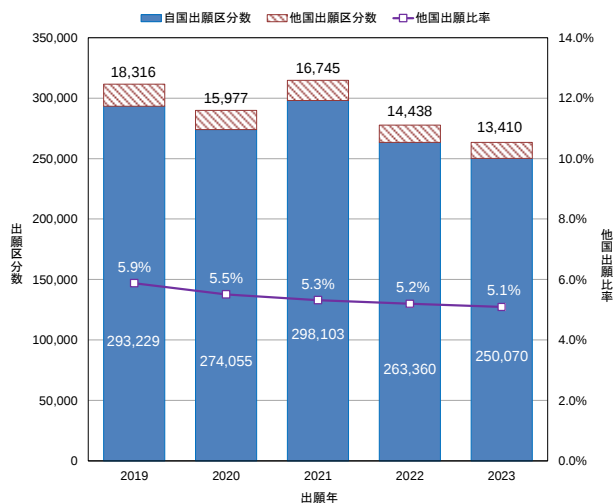


図 2-2-32 フランスにおけるフランス居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2023 年）

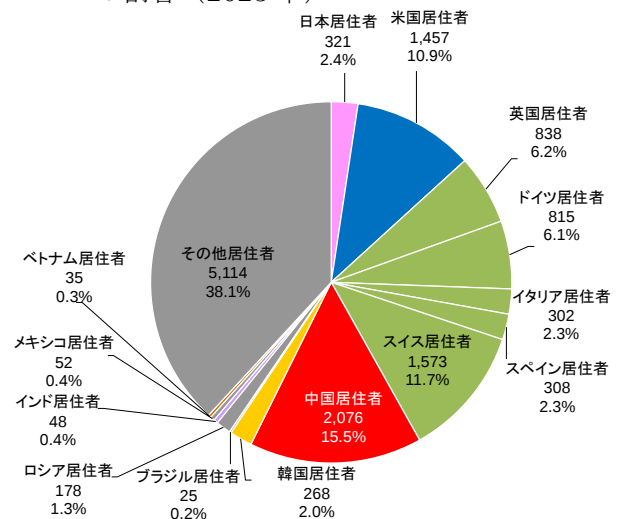


図 2-2-33 フランスにおける産業分野別の出願区分数の推移（2019 年～2023 年）

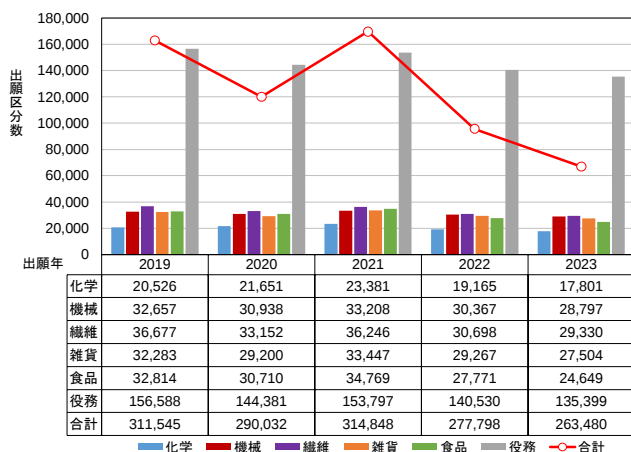


図 2-2-34 フランスにおける産業分野別の出願区分数の割合（2023 年）

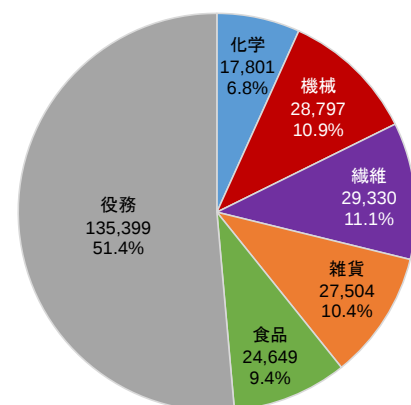


表 2-2-9 フランス居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移
(2019 年～2023 年)

出願先国・機関			国 コード	マドリッド 協定議定書	2019	2020	2021	2022	2023	合計	増加率 2023/2022	増加率 2023/2019
主要国・機 関	日本	JP	○		1,499	1,229	1,490	1,358	1,314	6,890	-3.2%	-12.3%
	米国	US	○		3,125	2,756	3,221	3,101	3,036	15,239	-2.1%	-2.8%
	EUIPO	EM	○		8,745	8,089	9,665	8,865	9,027	44,391	1.8%	3.2%
	英国	GB	○		1,898	1,636	4,423	3,280	3,006	14,243	-8.4%	58.4%
	ドイツ	DE	○		469	373	424	342	330	1,938	-3.5%	-29.6%
	フランス	FR	○		自 国							
	イタリア	IT	○		462	357	436	314	314	1,883	0.0%	-32.0%
	スペイン	ES	○		541	393	499	376	329	2,138	-12.5%	-39.2%
	スイス	CH	○		2,004	1,703	2,399	2,161	2,028	10,295	-6.2%	1.2%
	中国	CN	○		8,302	6,627	8,085	5,730	6,283	35,027	9.7%	-24.3%
	韓国	KR	○		1,115	899	1,159	1,054	980	5,207	-7.0%	-12.1%
	ブラジル *	BR	○		1,581	988	1,133	1,237	1,071	6,010	-13.4%	-32.3%
	ロシア	RU	○		1,457	1,126	1,452	937	801	5,773	-14.5%	-45.0%
	インド	IN	○		811	650	764	729	960	3,914	31.7%	18.4%
メキシコ *	MX	○		1,055	689	945	1,002	1,012	4,703	1.0%	-4.1%	
ベトナム	VN	○		429	369	449	395	448	2,090	13.4%	4.4%	
合計					33,493	27,884	36,544	30,881	30,939	159,741	0.2%	-7.6%

2023 年のフランス居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートを図 2-2-35、図 2-2-36 に示す。フランス居住者の他国・機関への出願ルートを見ると、全体としては、主要国・機関への直接出願が 59.9%、国際登録出願は 40.1%の割合で利用されており、フランスは国際登録出願の利用が多い国の 1 つとなっている。これを各国別に見ると、日本、スイス、ロシア、ベトナムは 80%以上、英国、韓国は 70%以上が国際登録出願の利用となっている。EUIPO 及び EU 加盟の主要国に対しては、直接出願の割合が高く、国際登録出願はあまり利用されていない。

図 2-2-35 フランス居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート (2023 年)

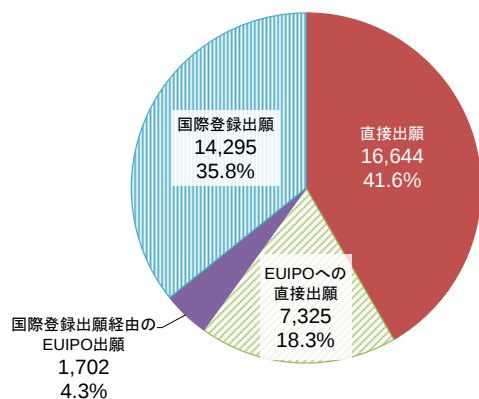
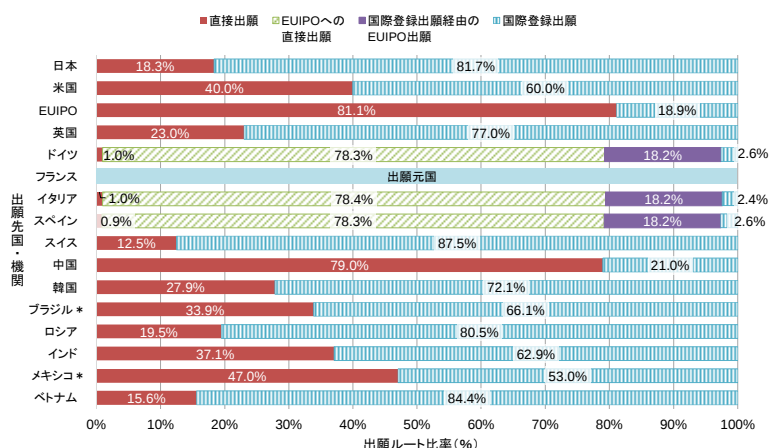


図 2-2-36 フランス居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合 (2023 年)



7. イタリア

2019 年から 2023 年までのイタリアにおける自国・他国からの商標出願状況及び他国出願比率（全体の出願区分数に対する他国居住者の出願区分数の割合）の推移を図 2-2-37 に示す。自国出願区分数は、2020 年まで緩やかに増加した後、2021 年に大幅増加となったが、2022 年には大幅減少し、2020 年以前と同程度まで戻っている。他国出願区分数は、2020 年の減少と 2021 年の増加後、2022 年に減少に転じ、2023 年も減少を続けている。

2023 年のイタリアにおけるイタリア居住者以外の出願人居住地別出願区分数の居住地別の割合を図 2-2-38 に示す。イタリアにおける他国居住者からの出願区分数は、中国居住者、スイス居住者の順となっている。

2019 年から 2023 年までのイタリアにおける産業分野別の出願区分数推移を図 2-2-39、2023 年の割合を図 2-2-40 に示す。産業分野別の出願区分数では役務分野の出願が多く、次いで食品分野となっている。

イタリア居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移を表 2-2-10 に示す。過去 5 年の合計では、イタリア居住の出願人が最も多く出願している国・機関は EUIPO であり、次いで中国、米国と続いている。

図 2-2-37 イタリアにおける自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2019 年～2023 年）

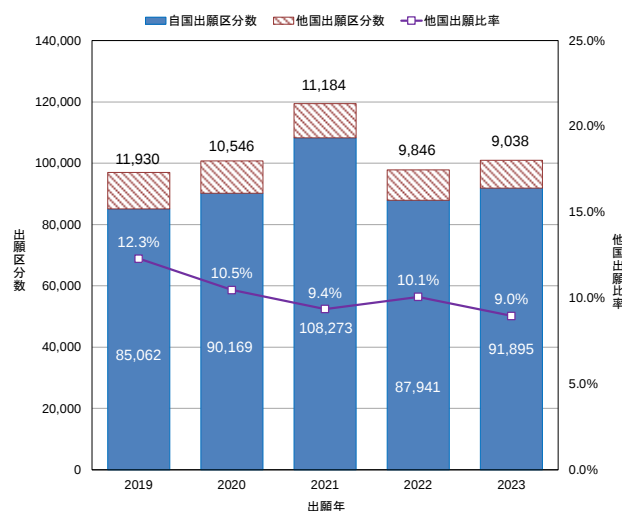


図 2-2-38 イタリアにおけるイタリア居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2023 年）

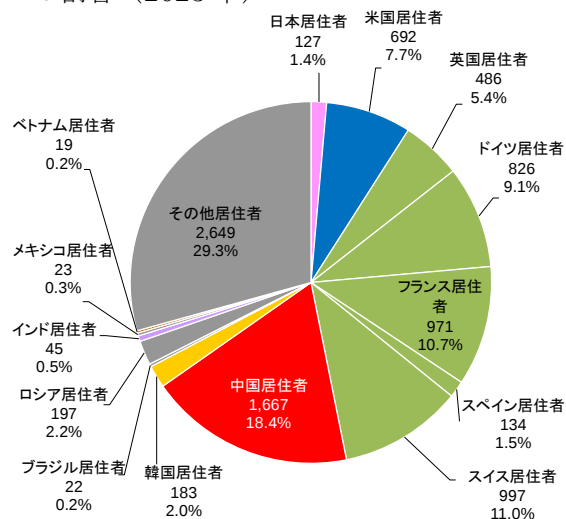


図 2-2-39 イタリアにおける産業分野別の出願区分数の推移（2019 年～2023 年）

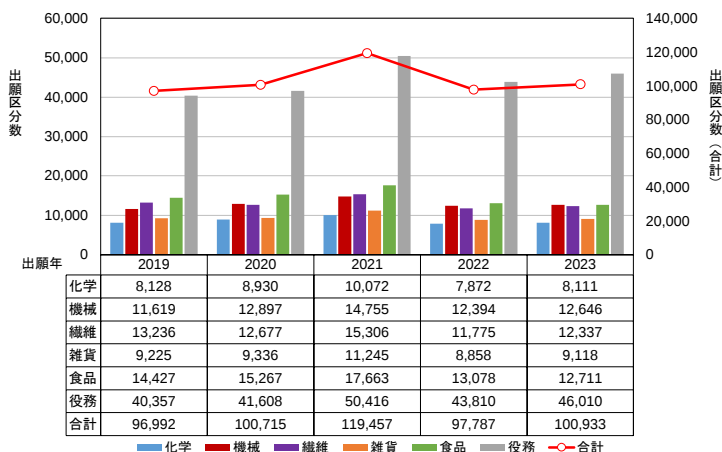


図 2-2-40 イタリアにおける産業分野別の出願区分数の割合（2023 年）

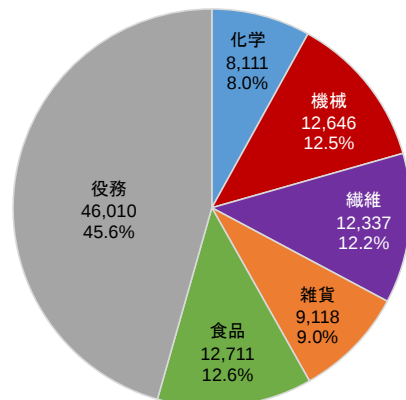


表 2-2-10 イタリア居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移
(2019 年～2023 年)

出願先国・機関			国 コード	マドリッド 協定議定書	2019	2020	2021	2022	2023	合計	増加率 2023/2022	増加率 2023/2019
主 要 国 ・ 機 関	日本	JP	○		1,036	1,008	1,069	950	811	4,874	-14.6%	-21.7%
	米国	US	○		2,445	2,424	2,676	2,507	2,356	12,408	-6.0%	-3.6%
	EUIPO	EM	○		12,781	14,018	14,925	13,720	13,642	69,086	-0.6%	6.7%
	英国	GB	○		646	903	3,571	2,240	1,967	9,327	-12.2%	204.5%
	ドイツ	DE	○		138	158	153	124	108	681	-12.9%	-21.7%
	フランス	FR	○		171	170	164	131	111	747	-15.3%	-35.1%
	イタリア	IT	○		自 国							
	スペイン	ES	○		132	92	159	128	101	612	-21.1%	-23.5%
	スイス	CH	○		1,033	996	1,201	1,119	1,100	5,449	-1.7%	6.5%
	中国	CN	○		5,625	5,438	5,794	4,076	4,000	24,933	-1.9%	-28.9%
	韓国	KR	○		749	782	810	743	706	3,790	-5.0%	-5.7%
	ブラジル	* BR	○		889	825	985	1,235	827	4,761	-33.0%	-7.0%
	ロシア	RU	○		1,226	1,357	1,367	1,000	857	5,807	-14.3%	-30.1%
	インド	IN	○		616	605	729	685	638	3,273	-6.9%	3.6%
	メキシコ	* MX	○		544	591	611	638	634	3,018	-0.6%	16.5%
	ベトナム	VN	○		261	283	309	276	313	1,442	13.4%	19.9%
合計					28,292	29,650	34,523	29,572	28,171	150,208	-4.7%	-0.4%

2023 年のイタリア居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートを図 2-2-41、図 2-2-42 に示す。イタリア居住者の他国・機関への出願ルートを見ると、全体としては、主要国・機関への直接出願が 73.7%を占めており、国際登録出願は 26.3%となっている。これを各国別に見ると、日本、スイス、韓国、ロシア、ベトナムで国際登録出願を多く利用しており、80%超の比率となっている。EU 加盟の主要国に対しては、EUIPO への直接出願が 90%以上と多く、各国への直接出願はほとんど利用されていない。また、EUIPO 及び EU 加盟の主要国に対しては、国際登録出願はあまり利用されていない。

図 2-2-41 イタリア居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート (2023 年)

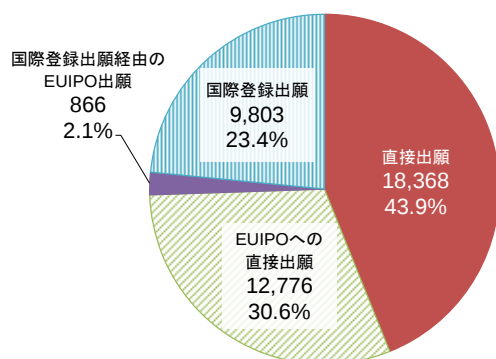
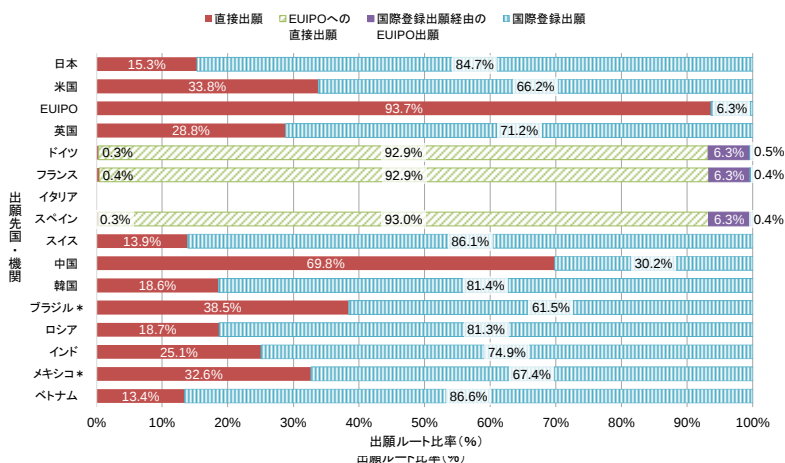


図 2-2-42 イタリア居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合 (2023 年)



8. スペイン

2019 年から 2023 年までのスペインにおける自国・他国からの商標出願状況及び他国出願比率（全体の出願区分数に対する他国居住者の出願区分数の割合）の推移を図 2-2-43 に示す。自国出願区分数は、2021 年まで増加が続き、2022 年に大きく減少したが、2023 年には再び増加に転じている。他国出願区分数は、2020 年の減少と 2021 年の増加後、2022 年に再び減少に転じ、2023 年には過去 5 年の最低値まで減少を続けている。

2023 年のスペインにおけるスペイン居住者以外の出願人居住地別出願区分数の居住地別の割合を図 2-2-44 に示す。スペインにおける他国居住者からの出願区分数は、フランス居住者、中国居住者の順となっている。

2019 年から 2023 年までのスペインにおける産業分野別の出願区分数推移を図 2-2-45、2023 年の割合を図 2-2-46 に示す。産業分野別の出願区分数では役務分野の出願が多く、次いで食品分野となっている。

スペイン居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移を表 2-2-11 に示す。過去 5 年の合計では、スペイン居住の出願人が最も多く出願しているのは EUIPO であり、次いで中国、米国と続いている。

図 2-2-43 スペインにおける自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2019 年～2023 年）

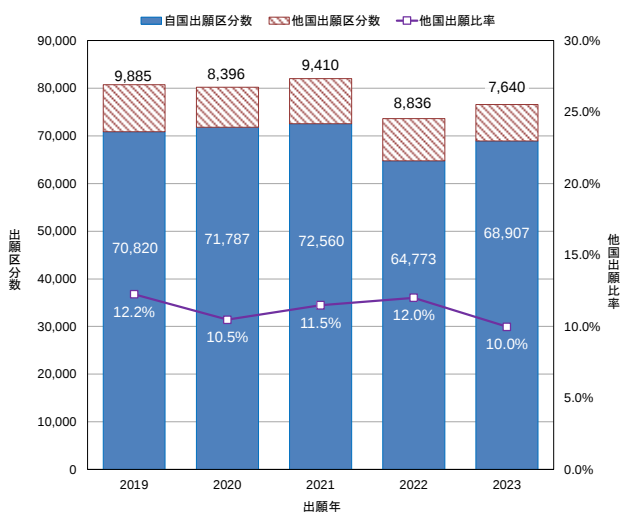


図 2-2-44 スペインにおけるスペイン居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2023 年）

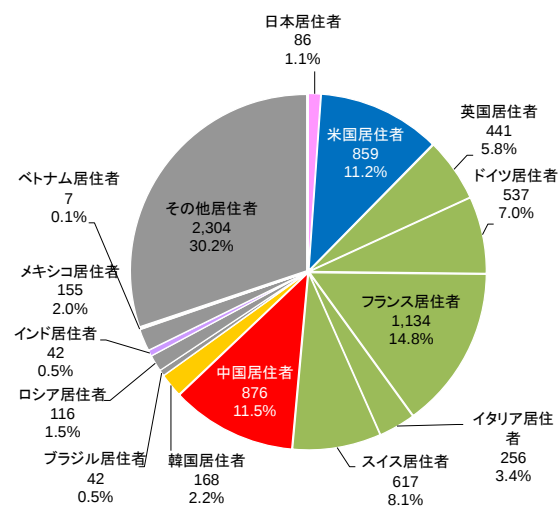


図 2-2-45 スペインにおける産業分野別の出願区分数の推移（2019 年～2023 年）

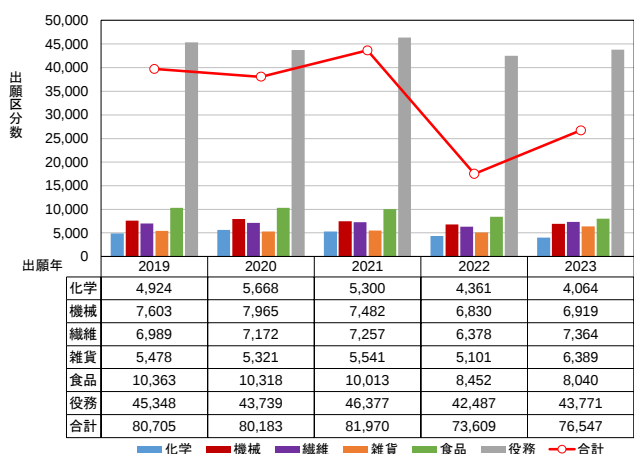


図 2-2-46 スペインにおける産業分野別の出願区分数の割合（2023 年）

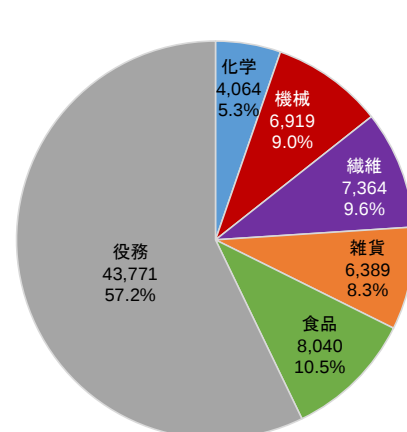


表 2-2-11 スペイン居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移
(2019 年～2023 年)

出願先国・機関			国 コード	マドリッド 協定調定書	2019	2020	2021	2022	2023	合計	増加率 2023/2022	増加率 2023/2019
主要国・ 機関	日本	JP	○		402	306	395	337	319	1,759	-5.3%	-20.6%
	米国	US	○		1,575	1,523	1,695	1,697	1,646	8,136	-3.0%	4.5%
	EUIPO	EM	○		10,675	10,340	11,216	10,913	11,666	54,810	6.9%	9.3%
	英国	GB	○		329	400	2,061	1,296	1,410	5,496	8.8%	328.6%
	ドイツ	DE	○		126	94	87	85	76	468	-10.6%	-39.7%
	フランス	FR	○		150	157	162	164	151	784	-7.9%	0.7%
	イタリア	IT	○		94	90	129	111	78	502	-29.7%	-17.0%
	スペイン	ES	○		自 国							
	スイス	CH	○		314	252	313	342	310	1,531	-9.4%	-1.3%
	中国	CN	○		2,331	1,973	2,375	1,653	1,750	10,082	5.9%	-24.9%
	韓国	KR	○		294	273	320	254	263	1,404	3.5%	-10.5%
	ブラジル *	BR	○		663	655	732	310	702	3,062	126.5%	5.9%
	ロシア	RU	○		552	486	512	327	261	2,138	-20.2%	-52.7%
	インド	IN	○		295	290	331	254	252	1,422	-0.8%	-14.6%
メキシコ *	MX	○		1,402	1,114	1,338	1,514	1,542	6,910	1.8%	10.0%	
ベトナム	VN	○		134	111	139	98	140	622	42.9%	4.5%	
合計					19,336	18,064	21,805	19,355	20,566	99,126	6.3%	6.4%

2023 年のスペイン居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートを図 2-2-47、図 2-2-48 に示す。スペイン居住者の他国・機関への出願ルートをみると、全体としては、主要国・機関への直接出願が 86.7%を占めており、国際登録出願は 13.3%程度に止まっている。これを各国別に見ると、日本、スイス、韓国、ロシアへは国際登録出願の利用が多く 70%超の利用率となっている。一方で、中国、メキシコへの国際登録出願の利用は 40%未満である。EU 加盟の主要国については、EUIPO への直接出願が 95%以上と多くなっている。

図 2-2-47 スペイン居住の出願人による
他の主要国・機関への
商標出願ルート (2023 年)

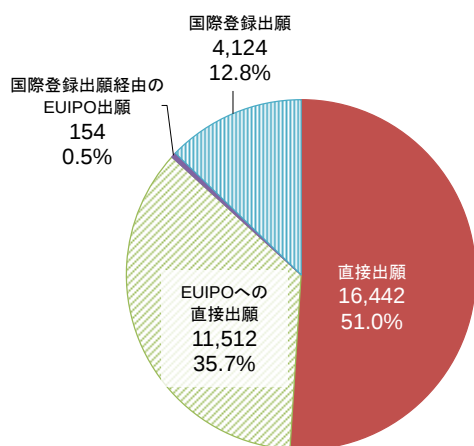
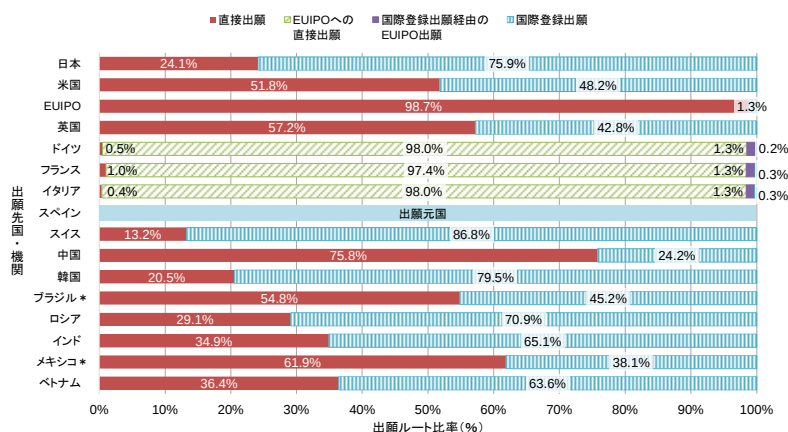


図 2-2-48 スペイン居住の出願人による他の主要国・
機関への商標出願ルートの割合 (2023 年)



9. スイス

2019 年から 2023 年までのスイスにおける自国・他国からの商標出願状況及び他国出願比率（全体の出願区分数に対する他国居住者の出願区分数の割合）の推移を図 2-2-49 に示す。スイスは他国出願区分数が自国出願区分数より多いという特徴がある。自国出願区分数は、2020 年と 2021 年に増加を続け、2022 年は減少に転じたが、2023 年には微増している。他国出願区分数は、2021 年まで増加を続け、特に 2021 年には大幅に増加をした後、2022 年に大きく減少に転じ、2023 年にはより大きく減少を続けている。

2023 年のスイスにおけるスイス居住者以外の出願人居住地別出願区分数の居住地別の割合を図 2-2-50 に示す。スイスにおける他国居住者からの出願区分数は、ドイツ居住者、フランス居住者の順となっている。

2019 年から 2023 年までのスイスにおける産業分野別の出願区分数推移を図 2-2-51、2023 年の割合を図 2-2-52 に示す。産業分野別の出願区分数では役務分野の出願が多く、次いで機械分野となっている。

スイス居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移を表 2-2-12 に示す。過去 5 年の合計では、スイス居住の出願人が最も多く出願しているのは中国であり、次いで EUIPO、米国と続いている。

図 2-2-49 スイスにおける自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2019 年～2023 年）

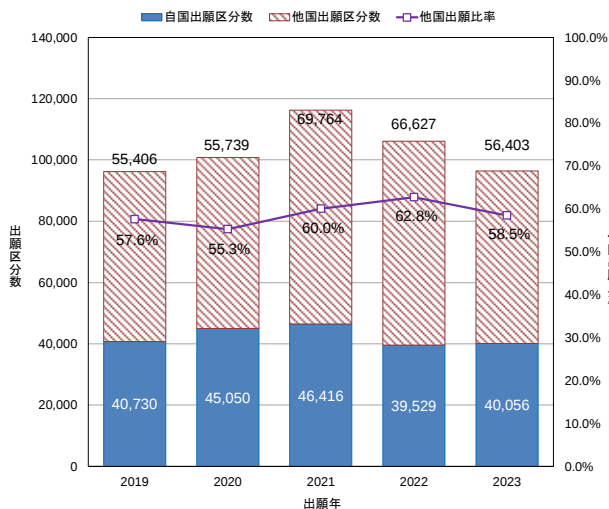


図 2-2-50 スイスにおけるスイス居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2023 年）

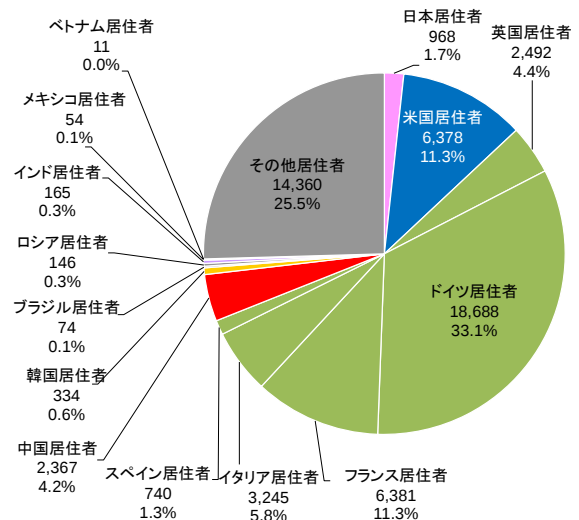


図 2-2-51 スイスにおける産業分野別の出願区分数の推移（2019 年～2023 年）

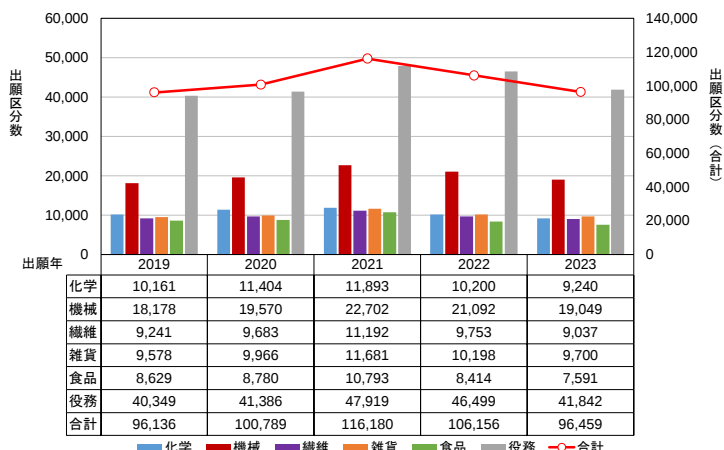


図 2-2-52 スイスにおける産業分野別の出願区分数の割合（2023 年）

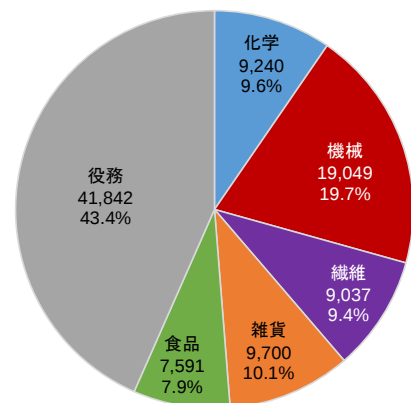


表 2-2-12 スイス居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移
(2019 年～2023 年)

出願先国・機関		国 コード	マドリッド 協定調定書	2019	2020	2021	2022	2023	合計	増加率 2023/2022	増加率 2023/2019
主要国・ 機関	日本	JP	○	1,443	1,452	1,380	1,326	1,174	6,775	-11.5%	-18.6%
	米国	US	○	2,824	2,622	2,721	2,706	2,484	13,357	-8.2%	-12.0%
	EUIPO	EM	○	4,413	4,366	4,551	4,378	4,131	21,839	-5.6%	-6.4%
	英国	GB	○	1,554	1,807	3,150	2,609	2,216	11,336	-15.1%	42.6%
	ドイツ	DE	○	935	1,003	1,089	817	846	4,690	3.5%	-9.5%
	フランス	FR	○	672	602	763	636	549	3,222	-13.7%	-18.3%
	イタリア	IT	○	408	343	467	363	349	1,930	-3.9%	-14.5%
	スペイン	ES	○	232	209	278	197	193	1,109	-2.0%	-16.8%
	スイス	CH	○	自 国							
	中国	CN	○	5,190	4,955	5,598	4,120	4,005	23,868	-2.8%	-22.8%
	韓国	KR	○	995	912	995	838	837	4,577	-0.1%	-15.9%
	ブラジル	* BR	○	1,583	1,241	1,262	1,409	1,017	6,512	-27.8%	-35.8%
	ロシア	RU	○	1,502	1,424	1,449	890	608	5,873	-31.7%	-59.5%
	インド	IN	○	1,047	933	1,264	878	959	5,081	9.2%	-8.4%
メキシコ	* MX	○	1,145	985	1,413	1,444	1,283	6,270	-11.1%	12.1%	
ベトナム	VN	○	426	401	445	342	331	1,945	-3.2%	-22.3%	
合計				24,369	23,255	26,825	22,953	20,982	118,384	-8.6%	-13.9%

2023 年のスイス居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートを図 2-2-53、図 2-2-54 に示す。スイス居住者の他国・機関への出願ルートをみると、全体としては、主要国・機関への直接出願が 47.7%の割合に対して、国際登録出願は 52.3%の割合を占めており、国際登録出願が多く利用されている国の 1 つとなっている。これを各国別に見ると、日本、英国、韓国、ロシア、ベトナムへは国際登録出願の利用が 60%超と多く見られるが、中国では 27.2%、メキシコでは 37.7%に止まっている。その他の調査対象国では、50%から 60%の利用率である。

図 2-2-53 スイス居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート（2023 年）

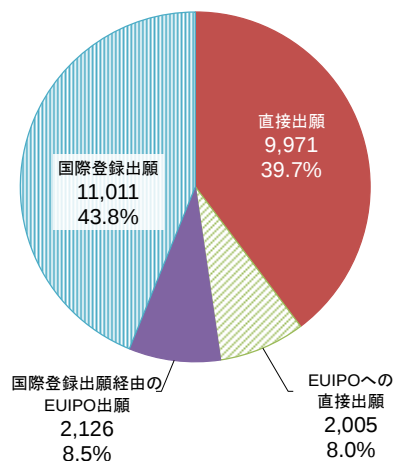
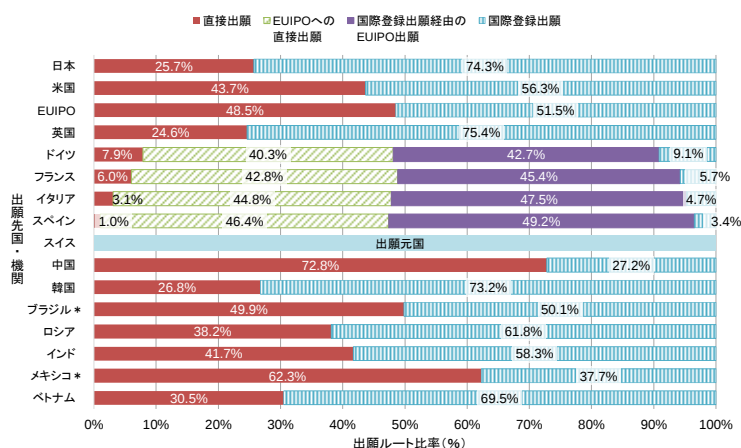


図 2-2-54 スイス居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合（2023 年）



10. 中国

2019 年から 2023 年までの中国における自国・他国からの商標出願状況及び他国出願比率（全体の出願区分数に対する他国居住者の出願区分数の割合）の推移を図 2-2-55 に示す。自国出願区分数は 2019 年から 2021 年まで増加を続け、特に 2020 年に 150 万程度の増加を見せたが、2022 年に 200 万程度的大幅減となり、2023 年には過去 5 年の最低値まで減少を続けている。他国出願区分数は 2020 年の減少と 2021 年の増加後、2022 年に大幅減に転じ、2023 年には過去 5 年の最低値まで減少を続けている。

2023 年の中国における中国居住者以外の出願人居住地別出願区分数の居住地別の割合を図 2-2-56 に示す。中国における他国居住者からの出願区分数は、米国居住者、英国居住者の順となっている。

2019 年から 2023 年までの中国における産業分野別の出願区分数推移を図 2-2-57、2023 年の割合を図 2-2-58 に示す。産業分野別の出願区分数では、最も出願区分数の多い分野は役務分野となっており、次いで食品分野となっている。

中国居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移を表 2-2-13 に示す。過去 5 年の合計では、中国居住の出願人が最も多く出願している国・機関は米国であり、次いで EUIPO、英国と続いている。

図 2-2-55 中国における自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2019 年～2023 年）

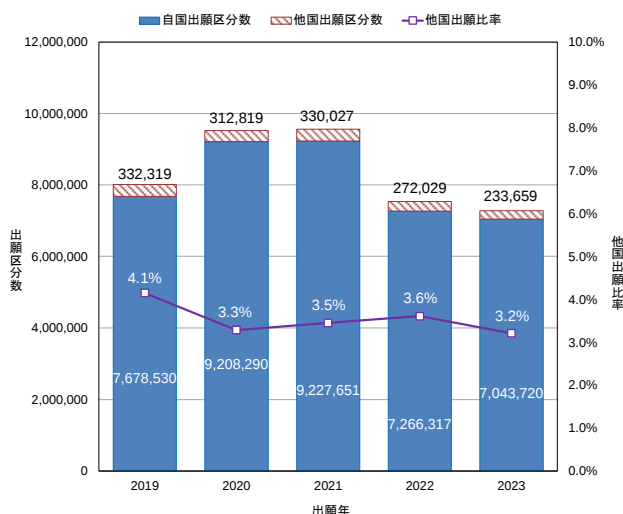


図 2-2-56 中国における中国居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2023 年）

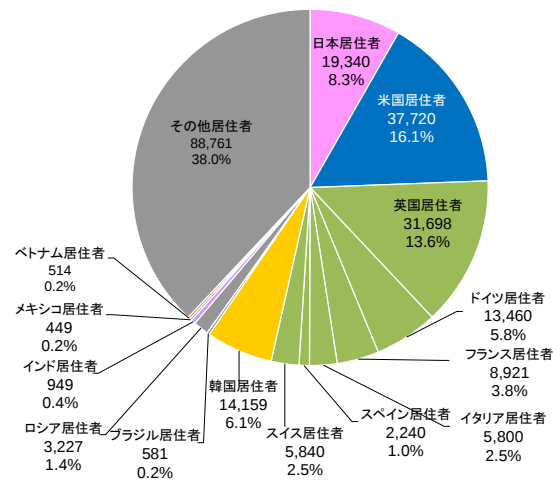


図 2-2-57 中国における産業分野別の出願区分数の推移（2019 年～2023 年）

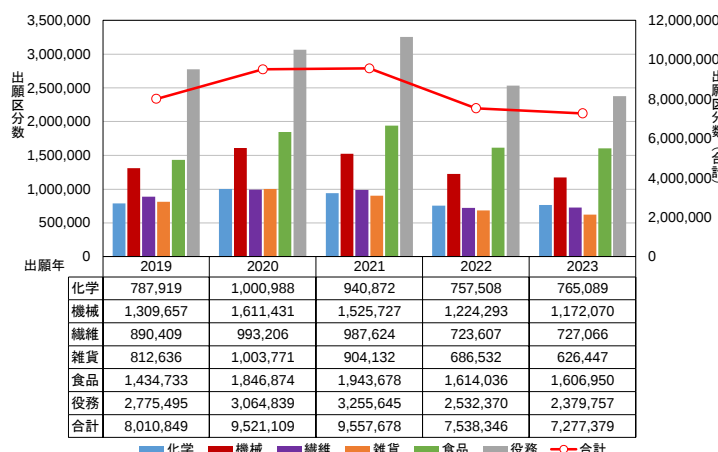


図 2-2-58 中国における産業分野別の出願区分数の割合（2023 年）

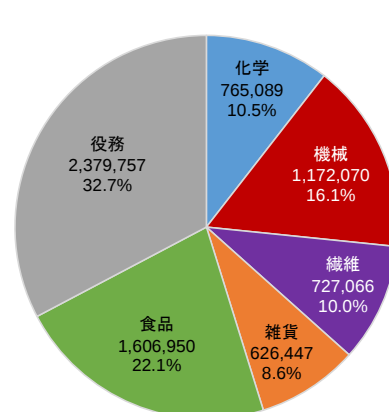


表 2-2-13 中国居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移
(2019 年～2023 年)

出願先国・機関			国 コード	マドリッド 協定締結書	2019	2020	2021	2022	2023	合計	増加率 2023/2022	増加率 2023/2019
主要 国・ 機関	日本	JP	○		11,935	17,875	20,107	14,989	14,520	79,426	-3.1%	21.7%
	米国	US	○		69,582	174,498	180,266	114,114	115,577	654,037	1.3%	66.1%
	EUIPO	EM	○		14,718	28,632	34,291	21,719	23,831	123,191	9.7%	61.9%
	英国	GB	○		9,241	13,376	30,382	21,750	24,975	99,724	14.8%	170.3%
	ドイツ	DE	○		3,323	3,557	3,312	2,965	3,465	16,622	16.9%	4.3%
	フランス	FR	○		1,905	1,800	1,456	1,109	1,363	7,633	22.9%	-28.5%
	イタリア	IT	○		1,422	1,476	1,276	1,020	1,196	6,390	17.3%	-15.9%
	スペイン	ES	○		971	997	763	598	616	3,945	3.0%	-36.6%
	スイス	CH	○		1,443	1,437	1,475	1,131	1,165	6,651	3.0%	-19.3%
	中国	CN	○		自 国							
	韓国	KR	○		6,996	7,005	7,783	7,169	7,243	36,196	1.0%	3.5%
	ブラジル *	BR	○		2,059	2,617	3,120	2,942	3,785	14,523	28.7%	83.8%
	ロシア	RU	○		4,096	3,817	3,765	3,949	6,000	21,627	51.9%	46.5%
	インド	IN	○		5,029	4,245	3,715	3,359	4,041	20,389	20.3%	-19.6%
	メキシコ *	MX	○		2,655	2,871	4,444	4,246	6,583	20,799	55.0%	147.9%
ベトナム	VN	○		4,421	4,021	3,854	4,073	5,876	22,245	44.3%	32.9%	
合計					139,796	268,224	300,009	205,133	220,236	1,133,398	7.4%	57.5%

2023 年の中国居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートを図 2-2-59、図 2-2-60 に示す。中国居住者の他国・機関への出願ルートを見ると、全体としては、主要国・機関への直接出願は 90.4%の割合、国際登録出願は 9.6%の割合となっており、国際登録出願はあまり利用されていない。これを各国別に見ると、スイスへは 66.7%が国際登録出願の利用率としては最多であり、その他の国の利用率は 45%未満である。米国への出願では 98.2%、EUIPO、英国、日本への出願では 90%前後が直接出願であり、国際登録出願の利用は他の主要国と比較すると少ない。

図 2-2-59 中国居住の出願人による
他の主要国・機関への
商標出願ルート (2023 年)

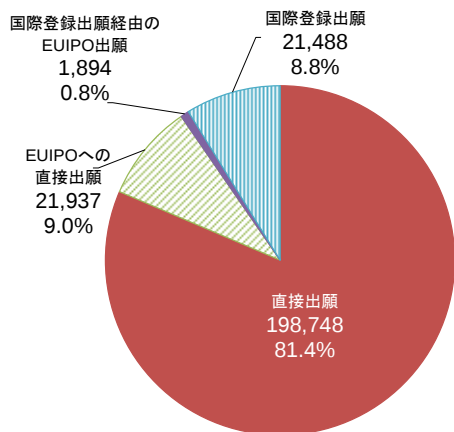
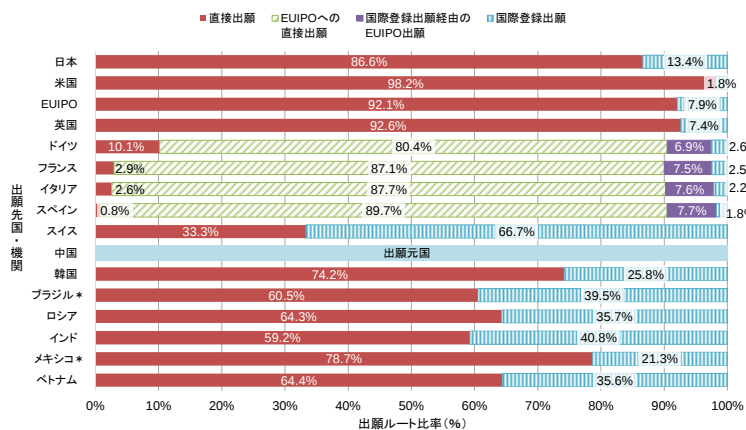


図 2-2-60 中国居住の出願人による他の主要国・
機関への商標出願ルートの割合 (2023 年)



1 1. 韓国

2019 年から 2023 年までの韓国における自国・他国からの商標出願状況及び他国出願比率（全体の出願区分数に対する他国居住者の出願区分数の割合）の推移を図 2-2-61 に示す。韓国の自国出願区分数は 2019 年から 2021 年に増加を続けたが、2022 年に減少に転じ、2023 年も減少を続けている。一方、他国出願区分数は 2020 年の減少後、2021 年に大幅増に転じたが、2022 年に減少に転じ、2023 年には過去 5 年の最低値まで減少を続けている。

2023 年の韓国における韓国居住者以外の出願人居住地別出願区分数の居住地別の割合を図 2-2-62 に示す。韓国における他国居住者からの出願区分数は、米国居住者、中国居住者の順となっている。

2019 年から 2023 年までの韓国における産業分野別の出願区分数推移を図 2-2-63、2023 年の割合を図 2-2-64 に示す。産業分野別の出願区分数では、役務分野が最も多く、次いで機械分野となっている。

韓国居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移を表 2-2-14 に示す。過去 5 年の合計では、韓国居住の出願人が最も多く出願している国は中国であり、次いで米国、日本と続いている。

図 2-2-61 韓国における自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2019 年～2023 年）

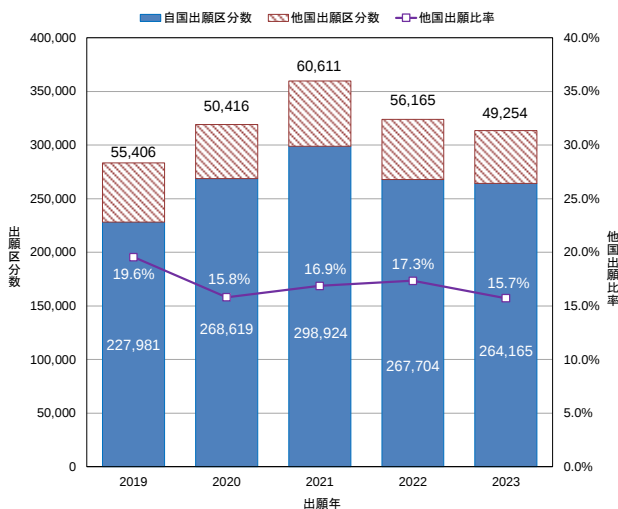


図 2-2-62 韓国における韓国居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2023 年）

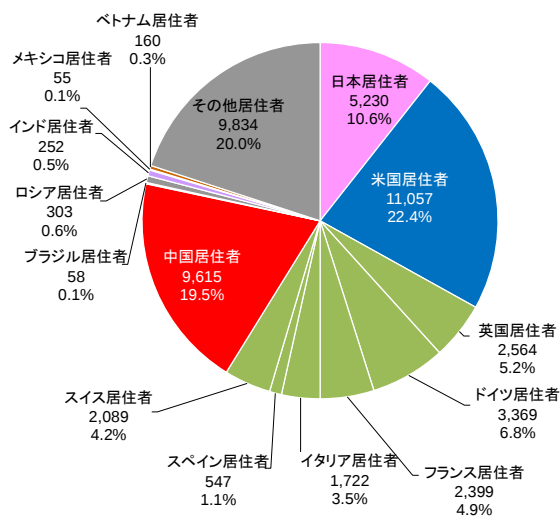


図 2-2-63 韓国における産業分野別の出願区分数の推移（2019 年～2023 年）

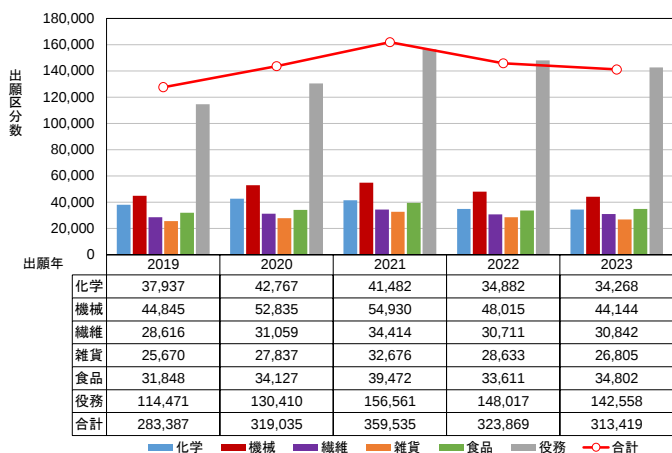


図 2-2-64 韓国における産業分野別の出願区分数の割合（2023 年）

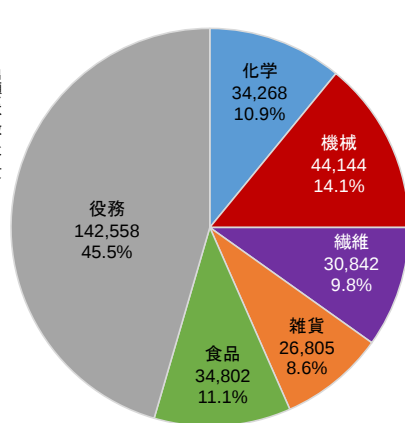


表 2-2-14 韓国居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移
(2019 年～2023 年)

出願先国・機関		国 コード	マドリッド 協定備定書	2019	2020	2021	2022	2023	合計	増加率 2023/2022	増加率 2023/2019
主要国・機関	日本	JP	○	2,927	2,991	3,683	3,555	3,698	16,854	4.0%	26.3%
	米国	US	○	4,216	5,386	5,929	5,661	5,201	26,393	-8.1%	23.4%
	EUIPO	EM	○	1,832	1,968	2,301	2,175	1,990	10,266	-8.5%	8.6%
	英国	GB	○	561	804	1,494	1,312	1,152	5,323	-12.2%	105.3%
	ドイツ	DE	○	148	184	198	209	146	885	-30.1%	-1.4%
	フランス	FR	○	123	195	184	149	139	790	-6.7%	13.0%
	イタリア	IT	○	100	128	78	127	96	529	-24.4%	-4.0%
	スペイン	ES	○	76	140	117	115	91	539	-20.9%	19.7%
	スイス	CH	○	229	244	227	253	159	1,112	-37.2%	-30.6%
	中国	CN	○	17,841	17,036	17,164	12,333	13,181	77,555	6.9%	-26.1%
	韓国	KR	○	自 国							
	ブラジル *	BR	○	623	543	627	440	576	2,809	30.9%	-7.5%
	ロシア	RU	○	896	880	987	889	731	4,383	-17.8%	-18.4%
	インド	IN	○	823	861	454	877	771	3,786	-12.1%	-6.3%
メキシコ *	MX	○	616	521	757	637	620	3,151	-2.7%	0.6%	
ベトナム	VN	○	2,513	2,030	1,901	1,978	2,042	10,464	3.2%	-18.7%	
合計				33,524	33,911	36,101	30,710	30,593	164,839	-0.4%	-8.7%

2023 年の韓国居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートを図 2-2-65、図 2-2-66 に示す。韓国居住者の他国・機関への出願ルートを見ると、全体としては、主要国・機関への直接出願が 73.5%を占め、国際登録出願は 26.5%に止まっており、各国・機関への直接出願が多く利用されている。これを各国別に見ると、中国へは 92.5%、米国へは 74%、日本へは 69.3%の出願が直接出願を利用しており、国際登録出願はあまり利用されていない。一方、スイスへは約 74.2%が国際登録出願を利用している。EU 加盟の主要国に対しては EUIPO への国際登録出願を含めても国際登録出願の利用は 50%前後である。

図 2-2-65 韓国居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート (2023 年)

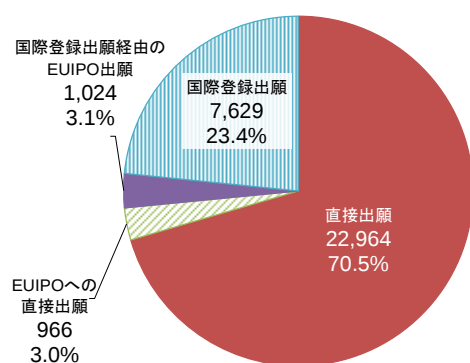
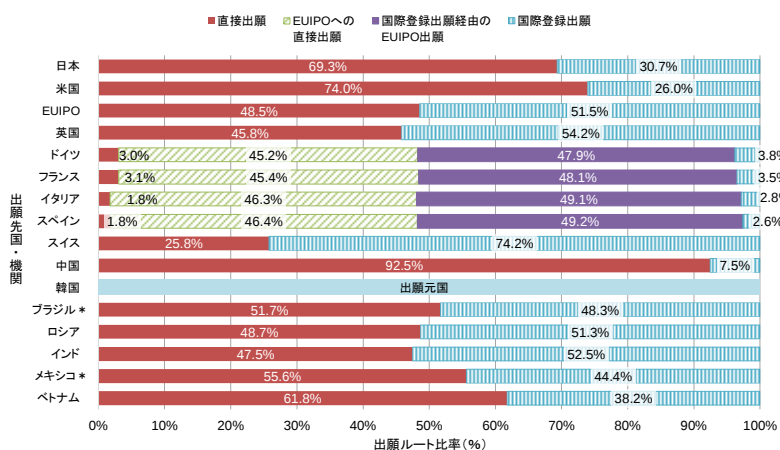


図 2-2-66 韓国居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合 (2023 年)



12. ブラジル

2019 年から 2023 年までのブラジルにおける自国・他国からの商標出願状況及び他国出願比率（全体の出願区分数に対する他国居住者の出願区分数の割合）の推移を図 2-2-67 に示す。自国出願区分数については、2019 年から 2023 年まで増加を続けており、特に 2021 年には大幅な増加を示している。他国出願区分数については、2019 年から 2022 年まで増加を続けたが、2023 年に大きく減少に転じている。

2023 年のブラジルにおけるブラジル居住者以外の出願人居住地別出願区分数の居住地別の割合を図 2-2-68 に示す。ブラジルにおける他国居住者からの出願区分数は、米国居住者、中国居住者の順となっている。

2019 年から 2023 年までのブラジルにおける産業分野別の出願区分数推移を図 2-2-69、2023 年の割合を図 2-2-70 に示す。産業分野別の出願区分数では役務分野の出願が多く、次いで機械分野となっている。

ブラジル居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移を表 2-2-15 に示す。過去 5 年の合計では、ブラジル居住の出願人が最も多く出願している国は米国であり、次いで中国、メキシコと続いている。

図 2-2-67 ブラジルにおける自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2019 年～2023 年）

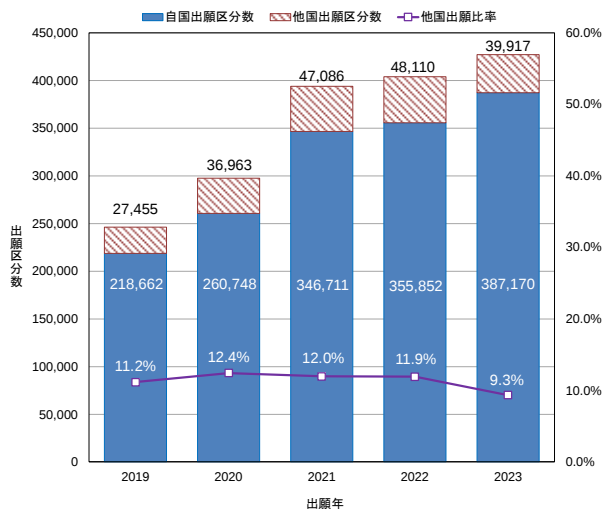


図 2-2-68 ブラジルにおけるブラジル居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2023 年）

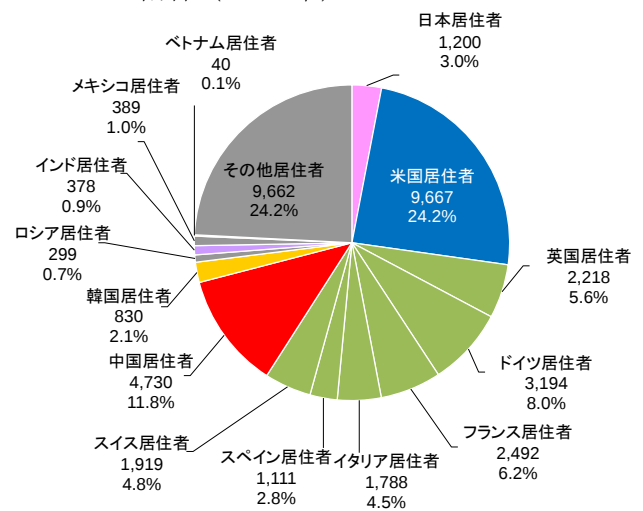


図 2-2-69 ブラジルにおける産業分野別の出願区分数の推移（2019 年～2023 年）

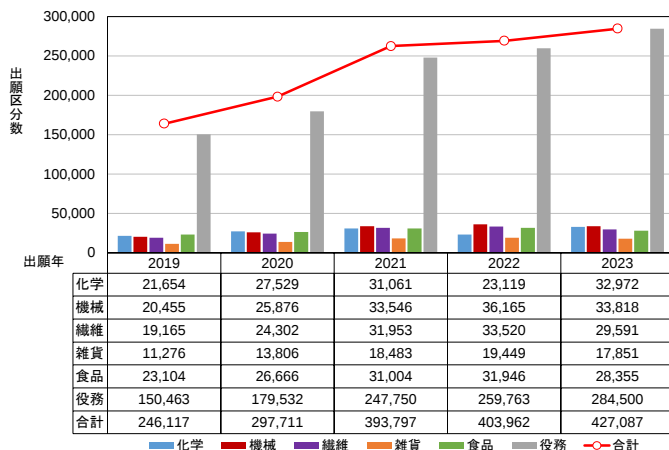


図 2-2-70 ブラジルにおける産業分野別の出願区分数の割合（2023 年）

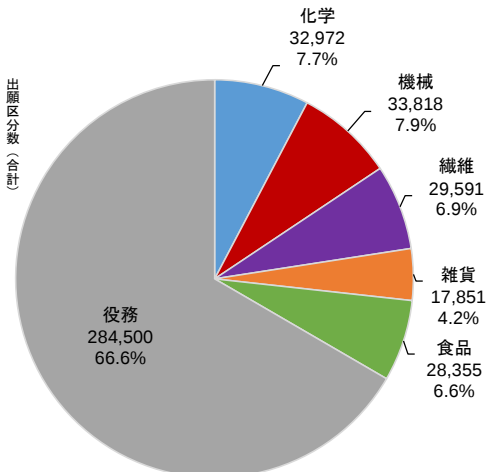


表 2-2-15 ブラジル居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移
(2019 年～2023 年)

出願先国・機関			国 コード	マドリッド 協定締結書	2019	2020	2021	2022	2023	合計	増加率 2023/2022	増加率 2023/2019
主要国・機関	日本	JP	○		2	56	73	67	73	271	9.0%	3550.0%
	米国	US	○		592	467	625	654	673	3,011	2.9%	13.7%
	EUIPO	EM	○		280	232	338	338	338	1,526	0.0%	20.7%
	英国	GB	○		45	54	184	121	151	555	24.8%	235.6%
	ドイツ	DE	○		10	9	17	35	13	84	-62.9%	30.0%
	フランス	FR	○		12	29	24	36	18	119	-50.0%	50.0%
	イタリア	IT	○		15	18	10	9	18	70	100.0%	20.0%
	スペイン	ES	○		12	15	16	18	30	91	66.7%	150.0%
	スイス	CH	○		16	32	18	27	37	130	37.0%	131.3%
	中国	CN	○		594	500	473	499	554	2,620	11.0%	-6.7%
	韓国	KR	○		17	35	30	20	42	144	110.0%	147.1%
	ブラジル *	BR	○	自 国								
	ロシア	RU	○		18	40	37	32	36	163	12.5%	100.0%
	インド	IN	○		46	70	42	72	95	325	31.9%	106.5%
メキシコ *	MX	○		316	257	397	449	496	1,915	10.5%	57.0%	
ベトナム	VN	○		10	20	12	35	31	108	-11.4%	210.0%	
合計					1,985	1,834	2,296	2,412	2,605	11,132	8.0%	31.2%

2023 年のブラジル居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートを図 2-2-71、図 2-2-72 に示す。ブラジル居住者の他国・機関への出願ルートを見ると、全体としては、主要国・機関への直接出願が 76.8%を占め、国際登録出願は 23.2%に止まっており、国際登録出願は比較的利用されておらず、各国・機関への直接出願が多く利用されている。主要国・機関においては、国際登録出願の利用率 73.0%のスイス、同 64.5%のベトナム、同約 50%の韓国と英国以外の国・機関では 50%以上が直接出願であり、特に直接出願利用率 90.3%の中国、同 84.8%の米国、同 79.6%のメキシコが際立っている。

図 2-2-71 ブラジル居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート (2023 年)

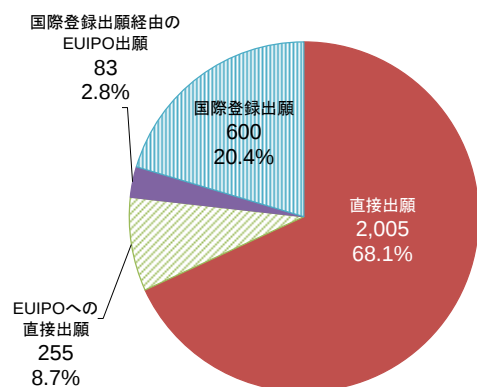
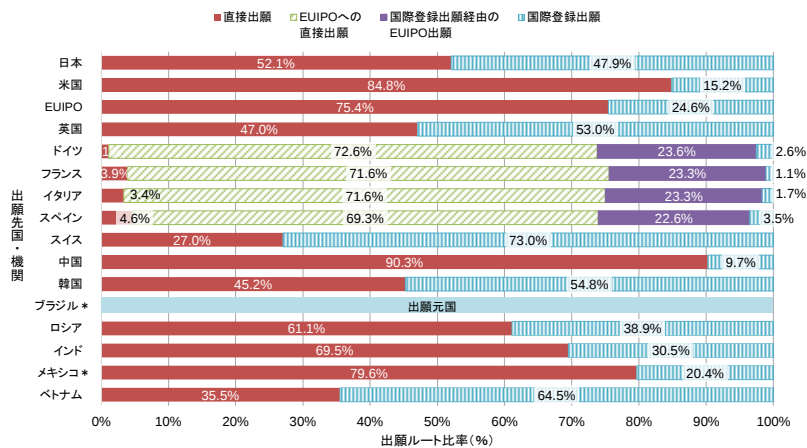


図 2-2-72 ブラジル居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合 (2023 年)



13. ロシア

2019 年から 2023 年までのロシアにおける自国・他国からの商標出願状況及び他国出願比率（全体の出願区分数に対する他国居住者の出願区分数の割合）の推移を図 2-2-73 に示す。自国出願区分数は、2020 年の大幅増と 2021 年の減少後、2022 年に増加し、2023 年には 2019 年比増加率 78%となる大幅な増加を示している。他国出願区分数は、2020 年の減少と 2021 年の大幅増をピークに減少に転じ、2022 年と 2023 年に大幅減を続けており、2023 年では過去 5 年の最低値を示している。

2023 年のロシアにおけるロシア居住者以外の出願人居住地別出願区分数の居住地別の割合を図 2-2-74 に示す。ロシアにおける他国居住者からの出願区分数は、中国居住者、米国居住者の順となっている。

2019 年から 2023 年までのロシアにおける産業分野別の出願区分数推移を図 2-2-75、2023 年の割合を図 2-2-76 に示す。産業分野別の出願区分数では役務分野の出願が多く、次いで機械分野となっている。

ロシア居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移を表 2-2-16 に示す。過去 5 年の合計では、ロシア居住の出願人が最も多く出願している国・機関は中国であり、次いで米国、EUIPO と続いている。

図 2-2-73 ロシアにおける自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2019 年～2023 年）

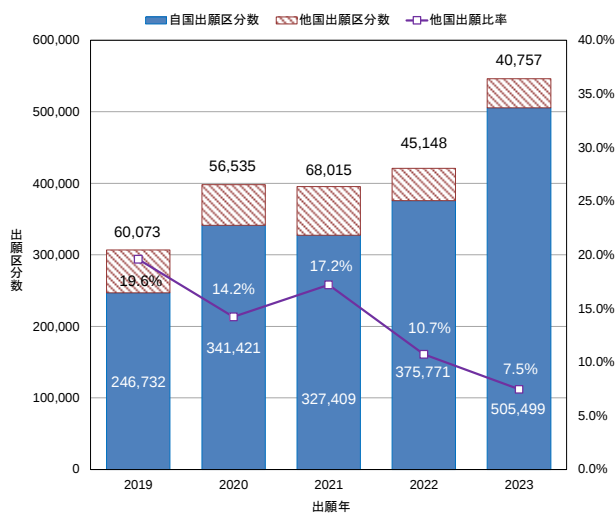


図 2-2-74 ロシアにおけるロシア居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2023 年）

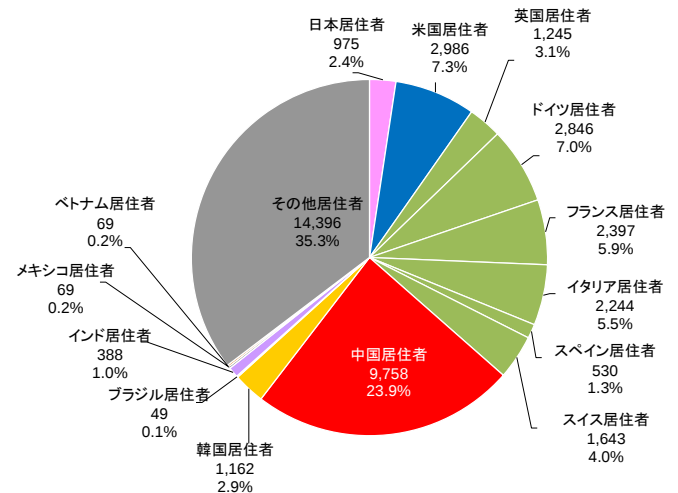


図 2-2-75 ロシアにおける産業分野別の出願区分数の推移（2019 年～2023 年）

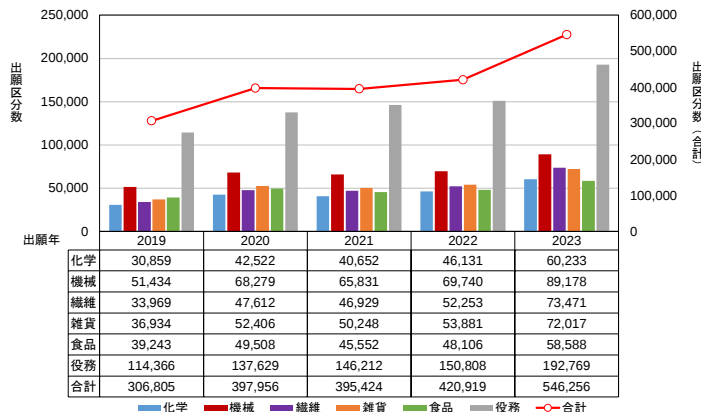


図 2-2-76 ロシアにおける産業分野別の出願区分数の割合（2023 年）

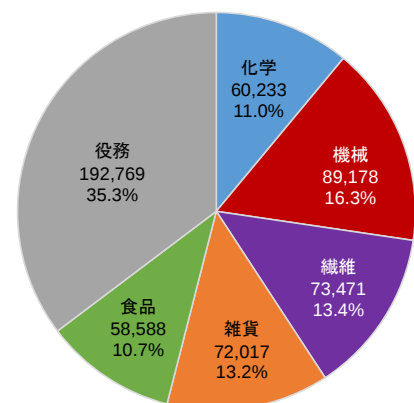


表 2-2-16 ロシア居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移
(2019 年～2023 年)

出願先国・機関			国 コード	マドリッド 協定諸国	2019	2020	2021	2022	2023	合計	増加率 2023/2022	増加率 2023/2019
主要国・機関	日本	JP	○		138	156	139	88	69	590	-21.6%	-50.0%
	米国	US	○		624	661	602	275	201	2,363	-26.9%	-67.8%
	EUIPO	EM	○		527	542	488	293	188	2,038	-35.8%	-64.3%
	英国	GB	○		210	221	356	156	100	1,043	-35.9%	-52.4%
	ドイツ	DE	○		350	276	287	172	107	1,192	-37.8%	-69.4%
	フランス	FR	○		218	158	192	88	70	726	-20.5%	-67.9%
	イタリア	IT	○		207	165	190	93	85	740	-8.6%	-58.9%
	スペイン	ES	○		189	135	162	89	56	631	-37.1%	-70.4%
	スイス	CH	○		126	161	138	84	42	551	-50.0%	-66.7%
	中国	CN	○		2,422	1,857	1,756	1,359	2,163	9,557	59.2%	-10.7%
	韓国	KR	○		153	139	174	97	105	668	8.2%	-31.4%
	ブラジル *	BR	○		79	120	126	180	111	616	-38.3%	40.5%
	ロシア	RU	○									
自 国												
	インド	IN	○		218	201	198	172	223	1,012	29.7%	2.3%
	メキシコ *	MX	○		106	82	94	71	49	402	-31.0%	-53.8%
	ベトナム	VN	○		179	149	162	126	145	761	15.1%	-19.0%
合計					5,746	5,023	5,064	3,343	3,714	22,890	11.1%	-35.4%

2023 年のロシア居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートを図 2-2-77、図 2-2-78 に示す。ロシア居住者の他国・機関への出願ルートをみると、全体としては、主要国・機関への直接出願が 51.1%、国際登録出願は 48.9%となっており、国際登録出願の利用割合が高い。日本、EUIPO、英国、EU 加盟の主要国、スイス、メキシコ、ベトナムへの出願は国際登録出願の割合が高く 80%を超えており、インド、韓国への出願では 70% 近くが国際登録出願となっている。一方、中国への出願は 75%超が直接出願となっている。

図 2-2-77 ロシア居住の出願人による
他の主要国・機関への
商標出願ルート（2023 年）

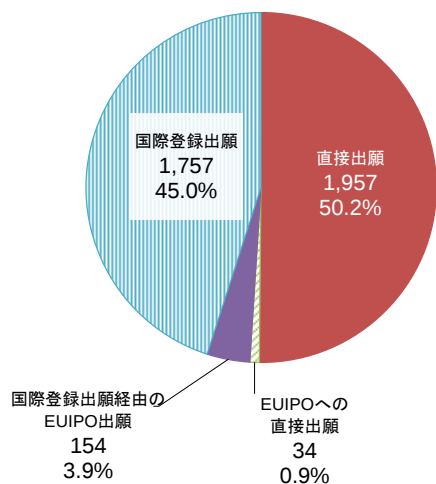
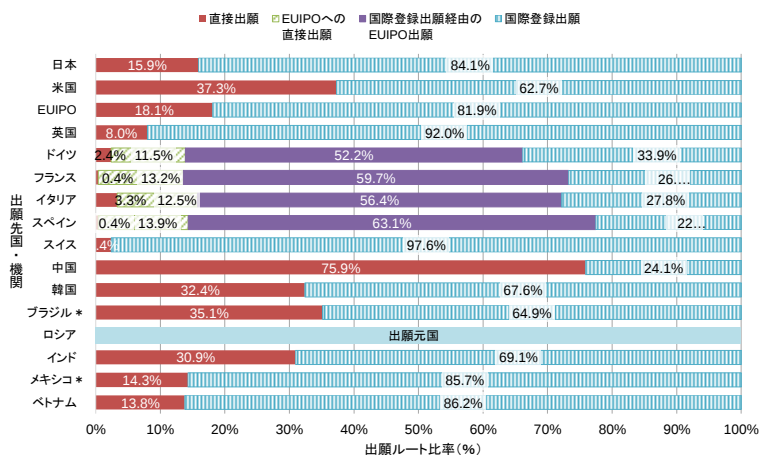


図 2-2-78 ロシア居住の出願人による他の主要国・
機関への商標出願ルートの割合（2023 年）



14. インド

2019 年から 2023 年までのインドにおける自国・他国からの商標出願状況及び他国出願比率（全体の出願区分数に対する他国居住者の出願区分数の割合）の推移を図 2-2-79 に示す。自国出願区分数は、2019 年から 2023 年まで増加を続けている。他国出願区分数は、2020 年の減少と 2021 年の大幅増後、2022 年に減少に転じ、2023 年も減少を続けている。

2023 年のインドにおけるインド居住者以外の出願人居住地別出願区分数の居住地別の割合を図 2-2-80 に示す。インドにおける他国居住者からの出願区分数は、米国居住者、中国居住者の順となっている。

2019 年から 2023 年までのインドにおける産業分野別の出願区分数推移を図 2-2-81、2023 年の割合を図 2-2-82 に示す。産業分野別の出願区分数では役務分野の出願が多く、次いで化学分野となっている。

インド居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移を表 2-2-17 に示す。過去 5 年の合計では、インド居住の出願人が最も多く出願している国・機関は米国であり、次いで中国、EUIPO と続いている。

図 2-2-79 インドにおける自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2019 年～2023 年）

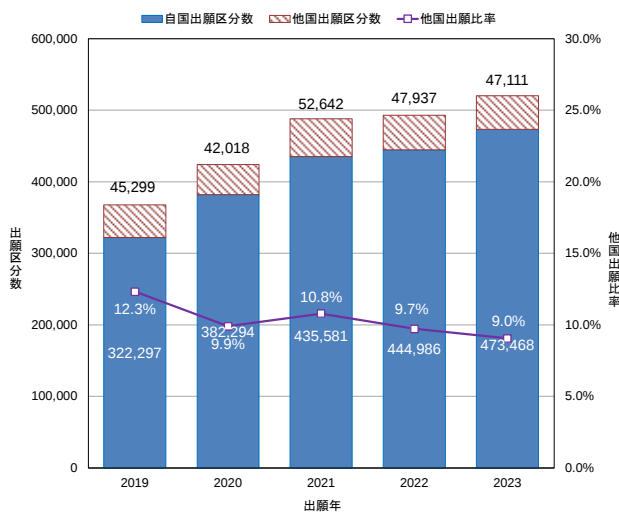


図 2-2-80 インドにおけるインド居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2023 年）

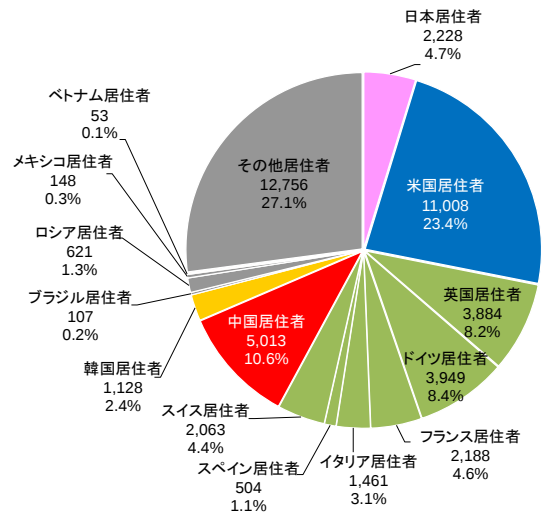


図 2-2-81 インドにおける産業分野別の出願区分数の推移（2019 年～2023 年）

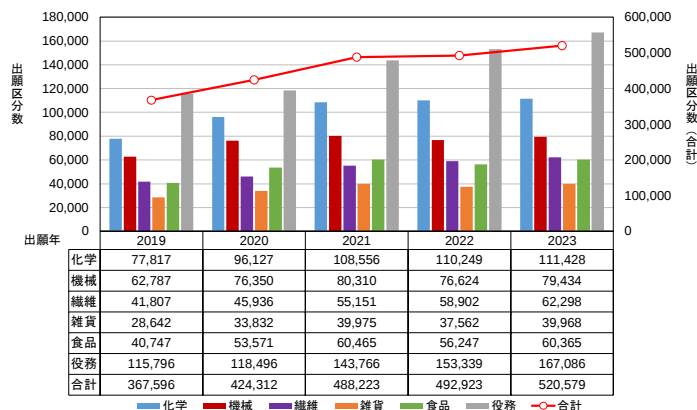


図 2-2-82 インドにおける産業分野別の出願区分数の割合（2023 年）

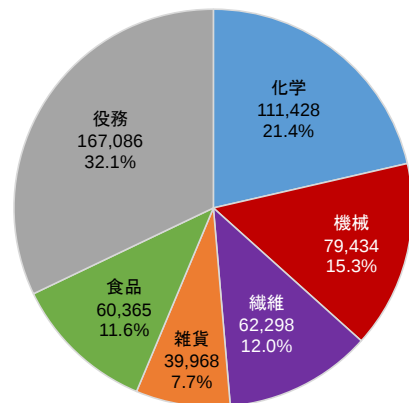


表 2-2-17 インド居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移
(2019 年～2023 年)

出願先国・機関			国 コード	マドリッド 協定締結書	2019	2020	2021	2022	2023	合計	増加率 2023/2022	増加率 2023/2019
主要国・ 機関	日本	JP	○		198	118	162	162	143	783	-11.7%	-27.8%
	米国	US	○		1,208	1,019	1,155	1,277	1,290	5,949	1.0%	6.8%
	EUIPO	EM	○		430	401	442	514	529	2,316	2.9%	23.0%
	英国	GB	○		323	366	560	513	551	2,313	7.4%	70.6%
	ドイツ	DE	○		32	37	35	34	42	180	23.5%	31.3%
	フランス	FR	○		28	23	26	26	31	134	19.2%	10.7%
	イタリア	IT	○		20	26	31	14	35	126	150.0%	75.0%
	スペイン	ES	○		19	14	20	18	24	95	33.3%	26.3%
	スイス	CH	○		75	54	55	116	85	385	-26.7%	13.3%
	中国	CN	○		700	626	540	497	857	3,220	72.4%	22.4%
	韓国	KR	○		72	66	86	96	113	433	17.7%	56.9%
	ブラジル *	BR	○		189	146	194	330	240	1,099	-27.3%	27.0%
	ロシア	RU	○		253	168	207	58	229	915	294.8%	-9.5%
	インド	IN	○	自 国								
メキシコ *	MX	○		207	151	192	171	211	932	23.4%	1.9%	
ベトナム	VN	○		211	208	267	299	239	1,224	-20.1%	13.3%	
合計					3,965	3,423	3,972	4,125	4,619	20,104	12.0%	16.5%

2023 年のインド居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートを図 2-2-83、図 2-2-84 に示す。インド居住者の他国・機関への出願ルートをみると、全体としては主要国・機関への直接出願が 70.7%を占めており、国際登録出願の利用は 29.2%に止まっている。欧州への出願をみると、EUIPO への直接出願が 65.6%と多く、EU 加盟の主要国へも EUIPO を利用した直接出願が多く見られる。また、米国（81.4%）、中国（91.9%）への出願においても直接出願が多く利用されている。一方、スイスへの出願では国際登録出願の利用率が 85.9%と高い値を示している。

図 2-2-83 インド居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート（2023 年）

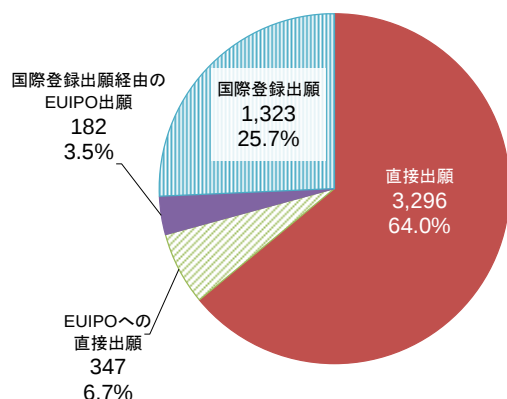
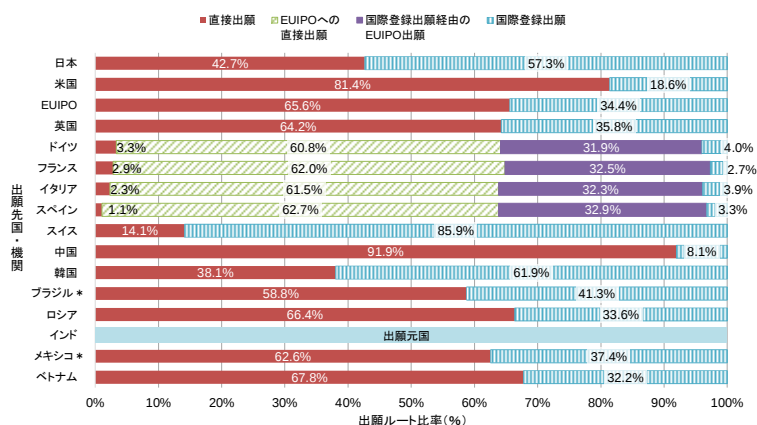


図 2-2-84 インド居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合（2023 年）



15. メキシコ

2019 年から 2023 年までのメキシコにおける自国・他国からの商標出願状況及び他国出願比率（全体の出願区分数に対する他国居住者の出願区分数の割合）の推移を図 2-2-85 に示す。自国出願区分数は、2019 年から 2021 年まで増加を続け、2022 年に減少に転じたが、2023 年には再び増加に転じ、過去 5 年の最高値を示している。他国出願区分数は、2020 年の減少と 2021 年大幅増を経て、2022 年から減少を続けている。

2023 年のメキシコにおけるメキシコ居住者以外の出願人居住地別出願区分数の居住地別の割合を図 2-2-86 に示す。メキシコにおける他国居住者からの出願区分数は、米国居住者、中国居住者の順となっている。

2019 年から 2023 年までのメキシコにおける産業分野別の出願区分数推移を図 2-2-87、2023 年の割合を図 2-2-88 に示す。産業分野別の出願区分数では役務分野の出願が多く、次いで食品分野となっている。

メキシコ居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移を表 2-2-18 に示す。過去 5 年の合計では、メキシコ居住の出願人が最も多く出願している国は米国であり突出して多く、次いで中国、ブラジルの順となっている。

図 2-2-85 メキシコにおける自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2019 年～2023 年）

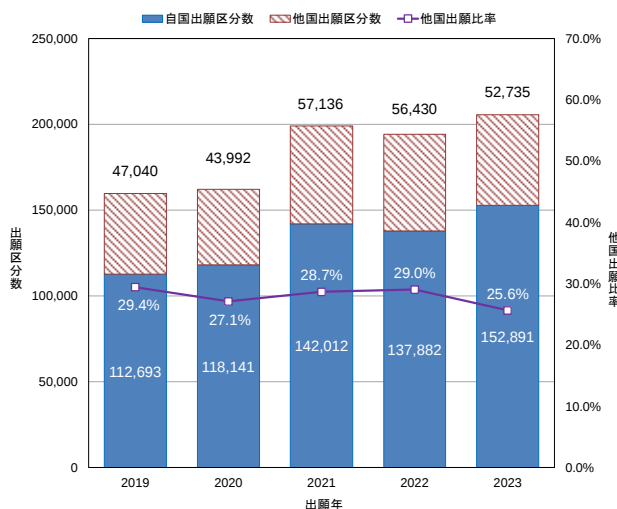


図 2-2-86 メキシコにおけるメキシコ居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2023 年）

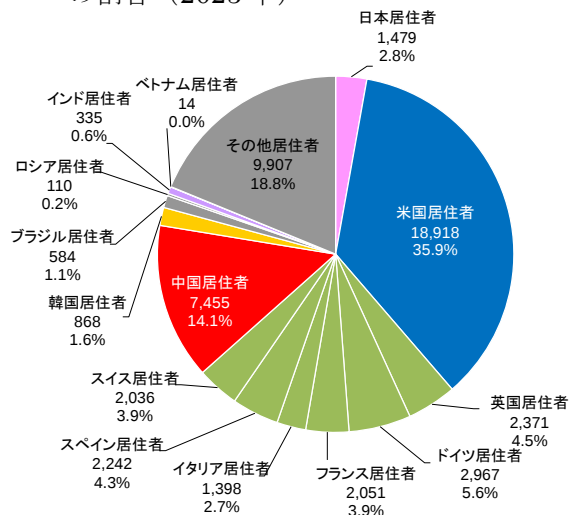


図 2-2-87 メキシコにおける産業分野別の出願区分数の推移（2019 年～2023 年）

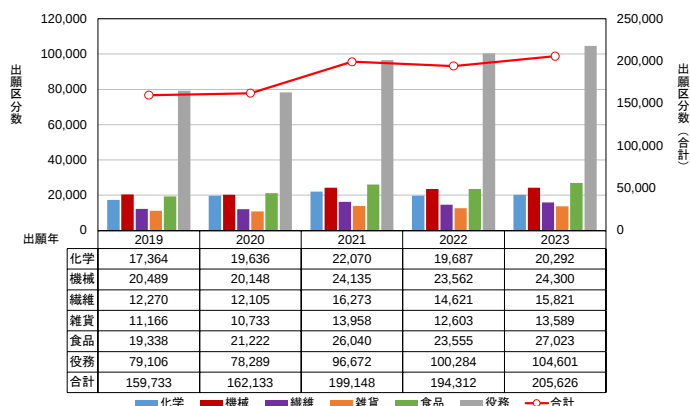


図 2-2-88 メキシコにおける産業分野別の出願区分数の割合（2023 年）

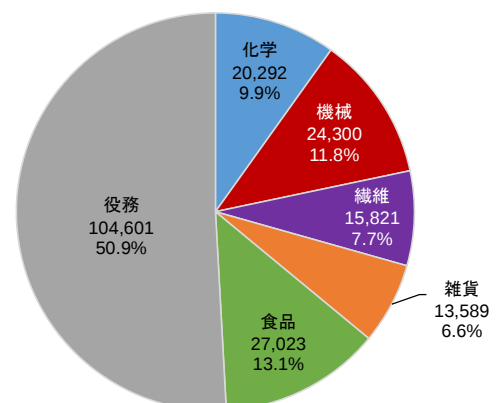


表 2-2-18 メキシコ居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移
(2019 年～2023 年)

出願先国・機関			国 コード	マドリッド 協定諸国	2019	2020	2021	2022	2023	合計	増加率 2023/2022	増加率 2023/2019
主要国・機関	日本	JP	○		82	51	79	30	49	291	63.3%	-40.2%
	米国	US	○		1,888	1,999	2,149	2,109	2,314	10,459	9.7%	22.6%
	EUIPO	EM	○		348	242	309	319	322	1,540	0.9%	-7.5%
	英国	GB	○		48	48	123	108	124	451	14.8%	158.3%
	ドイツ	DE	○		22	4	11	19	20	76	5.3%	-9.1%
	フランス	FR	○		17	9	8	26	30	90	15.4%	76.5%
	イタリア	IT	○		15	12	15	30	19	91	-36.7%	26.7%
	スペイン	ES	○		66	61	59	106	94	386	-11.3%	42.4%
	スイス	CH	○		23	25	45	37	24	154	-35.1%	4.3%
	中国	CN	○		533	398	459	334	433	2,157	29.6%	-18.8%
	韓国	KR	○		54	40	37	29	35	195	20.7%	-35.2%
	ブラジル	* BR	○		398	299	302	396	368	1,763	-7.1%	-7.5%
	ロシア	RU	○		56	45	70	32	49	252	53.1%	-12.5%
	インド	IN	○		67	75	98	105	138	483	31.4%	106.0%
	メキシコ	* MX	○	自 国								
	ベトナム	VN	○		15	38	24	34	14	125	-58.8%	-6.7%
合計					3,632	3,346	3,788	3,714	4,033	18,513	8.6%	11.0%

2023 年のメキシコ居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートを図 2-2-89、図 2-2-90 に示す。メキシコ居住者の他国・機関への出願ルートを見ると、全体としては主要国・機関への直接出願が 93.3%と大半を占めており、国際登録出願の利用は 6.7%に止まっている。欧州への出願では EUIPO への直接出願が 91.9%と多く、EU 加盟の主要国へも EUIPO を利用した直接出願が殆どであるが、スペインへは直接出願も 2 割弱見られる。他の主要国・機関においても直接出願は多く利用されている。一方、ベトナムへの出願では、国際登録出願の利用率が 71.4%と他の主要国・機関より突出して多い。

図 2-2-89 メキシコ居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート (2023 年)

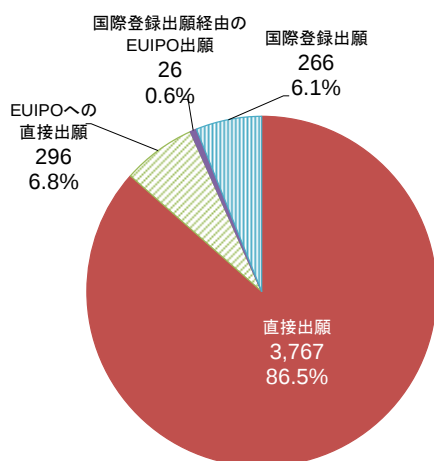
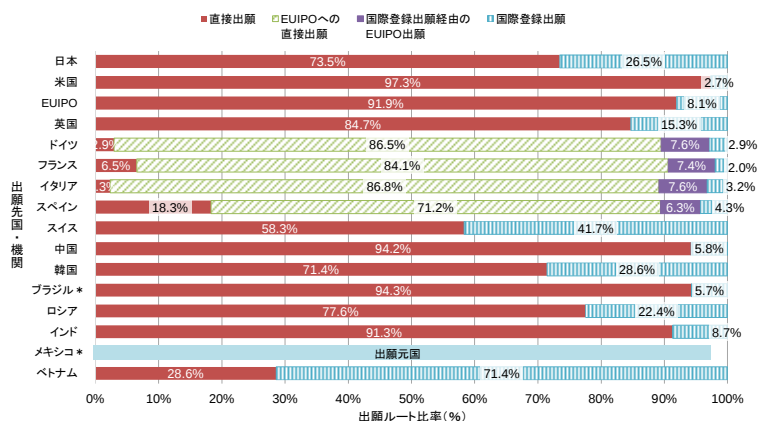


図 2-2-90 メキシコ居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合 (2023 年)



16. ベトナム

2019 年から 2023 年までのベトナムにおける自国・他国からの商標出願状況及び他国出願比率（全体の出願区分数に対する他国居住者の出願区分数の割合）の推移を図 2-2-91 に示す。自国出願区分数は、2019 年から 2023 年まで増加を続けている。一方、他国出願区分数は、2019 年から 2023 年まで増減を繰り返しながら推移しており、2023 年には増加を示している。

2023 年のベトナムにおけるベトナム居住者以外の出願人居住地別出願区分数の居住地別の割合を図 2-2-92 に示す。ベトナムにおける他国居住者からの出願区分数は、中国居住者、米国居住者の順となっている。

2019 年から 2023 年までのベトナムにおける産業分野別の出願区分数推移を図 2-2-93、2023 年の割合を図 2-2-94 に示す。産業分野別の出願区分数では役務分野の出願が多く、次いで化学分野となっている。

ベトナム居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移を表 2-2-19 に示す。過去 5 年の合計では、ベトナム居住の出願人が最も多く出願している国は米国であり、次いで、中国、韓国と続いている。

図 2-2-91 ベトナムにおける自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2019 年～2023 年）

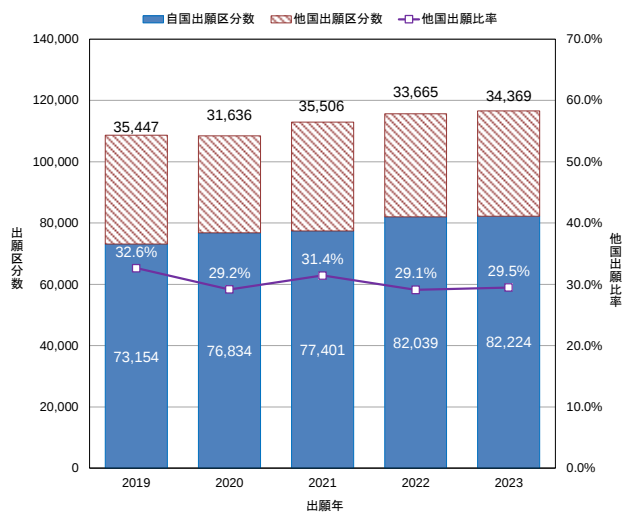


図 2-2-92 ベトナムにおけるベトナム居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2023 年）

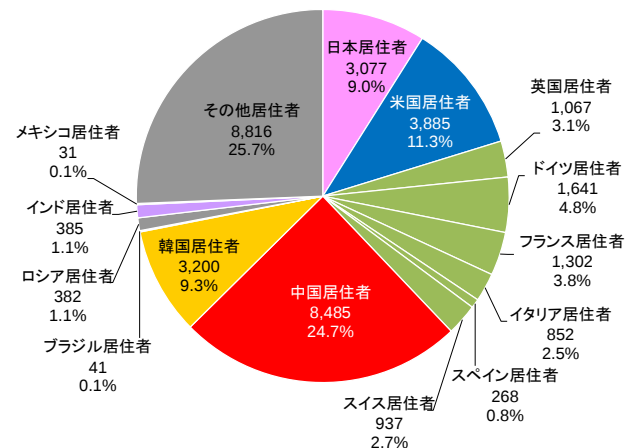


図 2-2-93 ベトナムにおける産業分野別の出願区分数の推移（2019 年～2023 年）

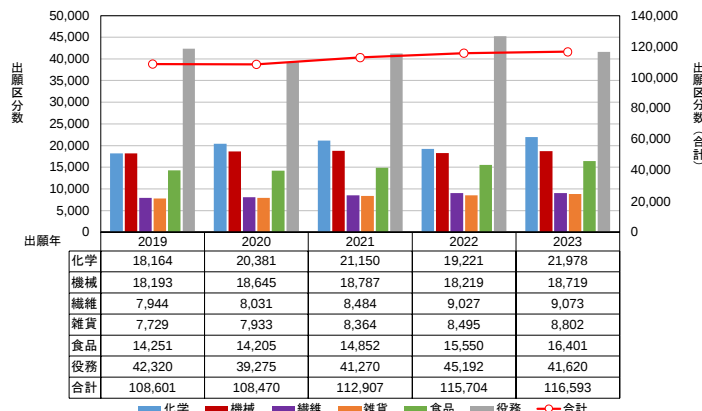


図 2-2-94 ベトナムにおける産業分野別の出願区分数の割合（2023 年）

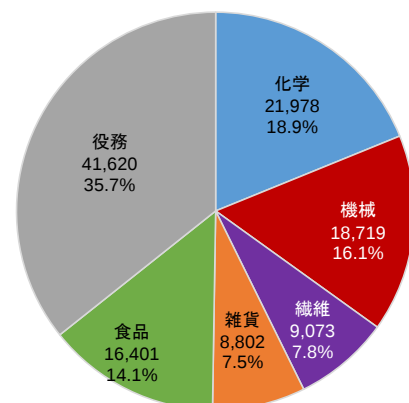


表 2-2-19 ベトナム居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移
(2019 年～2023 年)

出願先国・機関			国 コード	マドリッド 協定締結書	2019	2020	2021	2022	2023	合計	増加率 2023/2022	増加率 2023/2019
主 要 国 ・ 機 関	日本	JP	○		94	65	77	96	113	445	17.7%	20.2%
	米国	US	○		326	351	795	1,049	1,203	3,724	14.7%	269.0%
	EUIPO	EM	○		70	51	85	83	72	361	-13.3%	2.9%
	英国	GB	○		38	41	123	39	57	298	46.2%	50.0%
	ドイツ	DE	○		33	20	25	32	15	125	-53.1%	-54.5%
	フランス	FR	○		31	18	22	13	23	107	76.9%	-25.8%
	イタリア	IT	○		15	8	9	10	12	54	20.0%	-20.0%
	スペイン	ES	○		20	7	7	4	5	43	25.0%	-75.0%
	スイス	CH	○		9	6	9	11	10	45	-9.1%	11.1%
	中国	CN	○		416	294	262	219	448	1,639	104.6%	7.7%
	韓国	KR	○		111	101	82	104	105	503	1.0%	-5.4%
	ブラジル	* BR	○		8	2	13	8	16	47	100.0%	100.0%
	ロシア	RU	○		60	40	46	35	51	232	45.7%	-15.0%
	インド	IN	○		53	19	41	32	37	182	15.6%	-30.2%
メキシコ	* MX	○		32	5	14	11	7	69	-36.4%	-78.1%	
	ベトナム	VN	○	自 国								
合計					1,316	1,028	1,610	1,746	2,174	7,874	24.5%	65.2%

2023 年のベトナム居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートを図 2-2-95、図 2-2-96 に示す。ベトナム居住者の他国・機関への出願ルートを見ると、全体としては、主要国・機関への直接出願が 73.4%を占め、国際登録出願は 26.6%に止まっており、各国・機関への直接出願が多く利用されている。これを各国別に見ると、米国へは 91.4%、中国へは 81.7%の出願が直接出願を利用しており、国際登録出願はあまり利用されていない。一方、メキシコへは全ての出願、インドとスイスへは約 80%、ブラジルと英国には約 75%が国際登録出願を利用している。EU 加盟の主要国に対しては EUIPO への国際登録出願を含めても国際登録出願の利用は約 70%程度である。

図 2-2-95 ベトナム居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート (2023 年)

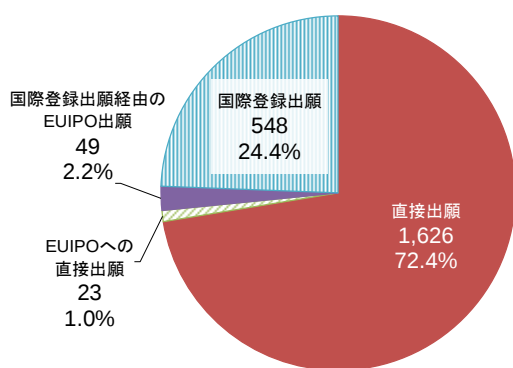
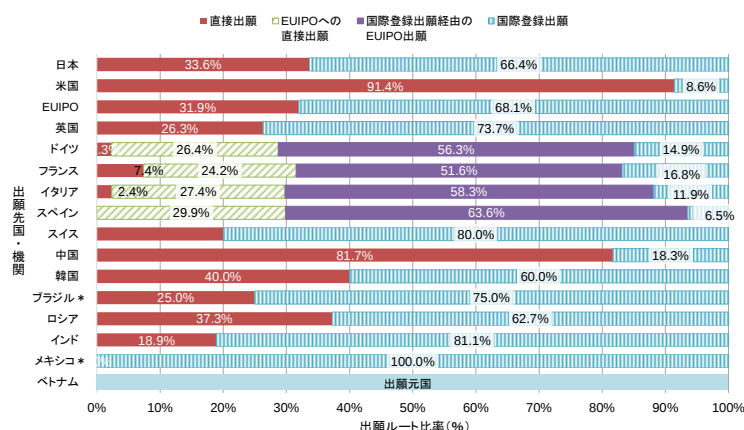


図 2-2-96 ベトナム居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合 (2023 年)



各国・機関別の商標出願動向の図表の出典一覧(1)

図表番号	タイトル	出典
図2-2-1-1	日本における自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2019年～2023年）	WIPOの統計資料
図2-2-1-2	日本における自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2019年～2023年） （日本における一部の料金未納により却下される出願を除外した場合）	WIPOの統計資料 ※一部の料金未納により却下される出願件数はClarivate Analyticsのデータから取得
図2-2-2	日本における日本居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2023年） （日本における一部の料金未納により却下される出願を除外した場合）	WIPOの統計資料 ※一部の料金未納により却下される出願件数はClarivate Analyticsのデータから取得
図2-2-3-1	日本における産業分野別の出願区分数の推移（2019年～2023年）	特許庁 特許行政年次報告書
図2-2-4-1	日本における産業分野別の出願区分数の割合（2023年）	特許庁 特許行政年次報告書
図2-2-3-2	日本における産業分野別の出願区分数の推移（2019年～2023年） （日本における一部の料金未納により却下される出願を除外した場合）	特許庁 特許行政年次報告書 ※一部の料金未納により却下される出願件数はClarivate Analyticsのデータから取得
図2-2-4-2	日本における産業分野別の出願区分数の割合（2023年） （日本における一部の料金未納により却下される出願を除外した場合）	特許庁 特許行政年次報告書 ※一部の料金未納により却下される出願件数はClarivate Analyticsのデータから取得
表2-2-1	主要国居住者による日本への出願件数の推移（2019年～2023年）	WIPOの統計資料
表2-2-2	日本居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移（2019年～2023年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
表2-2-3	日本居住の出願人による2023年の出願件数の上位国・機関の出願件数の推移 （2019年～2023年）（上位10か国・機関）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国、台湾 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-5	日本居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート（2023年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-6	日本居住の出願人による他の主各国・機関への商標出願ルートの割合（2023年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
表2-2-4	日本における出願人数、出願件数、出願区分数及び出願人一人当たりの平均出願件数、出願人一人当たりの平均出願区分数の推移（2019年～2023年）	Clarivate Analyticsのデータ
図2-2-7	米国における自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2019年～2023年）	WIPOの統計資料
図2-2-8	米国における米国居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2023年）	WIPOの統計資料
図2-2-9	米国における産業分野別の出願区分数の推移（2019年～2023年）	WIPOの統計資料
図2-2-10	米国における産業分野別の出願区分数の割合（2023年）	WIPOの統計資料
表2-2-5	米国居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移（2019年～2023年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-11	米国居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート（2023年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-12	米国居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合（2023年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-13	EUIPOにおける自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2019年～2023年）	WIPOの統計資料
図2-2-14	EUIPOにおける欧州居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2023年）	WIPOの統計資料
図2-2-15	EUIPOにおける産業分野別の出願区分数の推移（2019年～2023年）	WIPOの統計資料
図2-2-16	EUIPOにおける産業分野別の出願区分数の割合（2023年）	WIPOの統計資料
表2-2-6	欧州居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移（2019年～2023年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-17	EU加盟国居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート（2023年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-18	EU加盟国居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合（2023年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-19	英国における自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2019年～2023年）	WIPOの統計資料
図2-2-20	英国における英国居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2023年）	WIPOの統計資料
図2-2-21	英国における産業分野別の出願区分数の推移（2019年～2023年）	WIPOの統計資料
図2-2-22	英国における産業分野別の出願区分数の割合（2023年）	WIPOの統計資料
表2-2-7	英国居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移（2019年～2023年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-23	英国居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート（2023年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-24	英国居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合（2023年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-25	ドイツにおける自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2019年～2023年）	WIPOの統計資料
図2-2-26	ドイツにおけるドイツ居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2023年）	WIPOの統計資料
図2-2-27	ドイツにおける産業分野別の出願区分数の推移（2019年～2023年）	WIPOの統計資料
図2-2-28	ドイツにおける産業分野別の出願区分数の割合（2023年）	WIPOの統計資料
表2-2-8	ドイツ居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移（2019年～2023年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-29	ドイツ居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート（2023年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-30	ドイツ居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合（2023年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-31	フランスにおける自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2019年～2023年）	WIPOの統計資料
図2-2-32	フランスにおけるフランス居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2023年）	WIPOの統計資料
図2-2-33	フランスにおける産業分野別の出願区分数の推移（2019年～2023年）	WIPOの統計資料
図2-2-34	フランスにおける産業分野別の出願区分数の割合（2023年）	WIPOの統計資料
表2-2-9	フランス居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移（2019年～2023年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-35	フランス居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート（2023年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-36	フランス居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合（2023年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-37	イタリアにおける自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2019年～2023年）	WIPOの統計資料
図2-2-38	イタリアにおけるイタリア居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2023年）	WIPOの統計資料
図2-2-39	イタリアにおける産業分野別の出願区分数の推移（2019年～2023年）	WIPOの統計資料
図2-2-40	イタリアにおける産業分野別の出願区分数の割合（2023年）	WIPOの統計資料
表2-2-10	イタリア居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移（2019年～2023年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-41	イタリア居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート（2023年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-42	イタリア居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合（2023年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外

各国・機関別の商標出願動向の図表の出典一覧(2)

[illegible]

各国・機関別の商標出願動向の図表の出典一覧(3)

図表番号	タイトル	出典
図2-2-91	ベトナムにおける自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2019年～2023年）	WIPOの統計資料
図2-2-91	ベトナムにおけるベトナム居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2023年）	WIPOの統計資料
図2-2-93	ベトナムにおける産業分野別の出願区分数の推移（2019年～2023年）	WIPOの統計資料
図2-2-94	ベトナムにおける産業分野別の出願区分数の割合（2023年）	WIPOの統計資料
表2-2-19	ベトナム居住の出願人による他の主要各国・機関への出願件数の推移（2019年～2023年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-95	ベトナム居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート（2023年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-96	ベトナム居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合（2023年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外

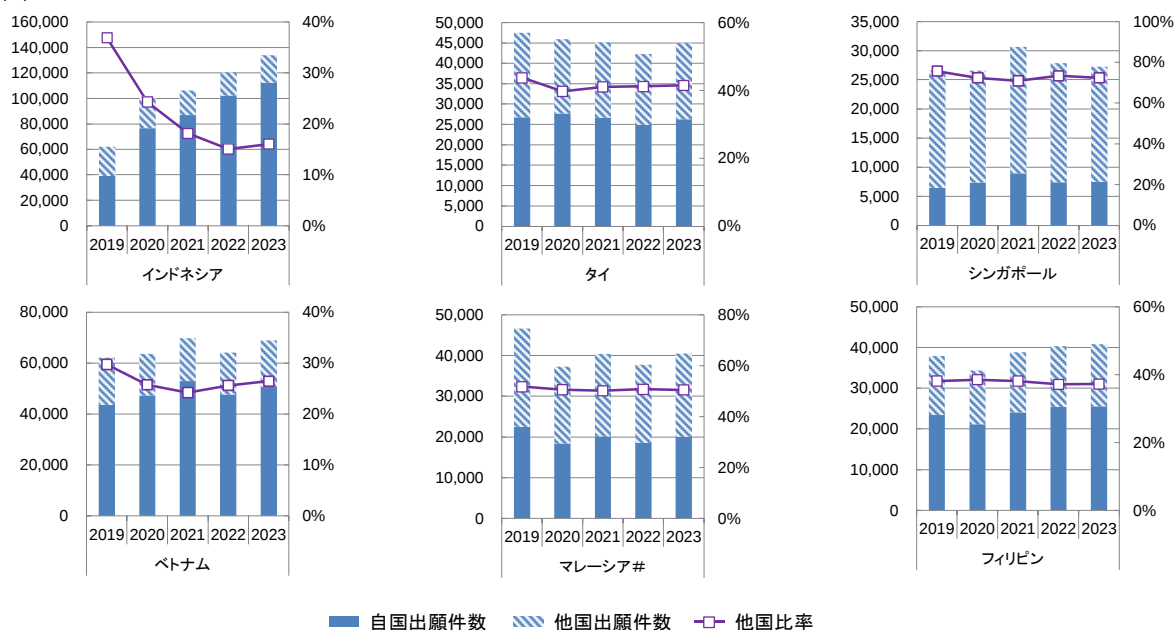
第3節 アジア諸国（地域）における商標出願動向

1. ASEAN 参加国における商標出願動向

ASEAN 参加国であるインドネシア、タイ、シンガポール、ベトナム、マレーシア、フィリピン、ブルネイ、カンボジア、ラオスにおける 2019 年から 2023 年までの自国と他国の出願件数、他国比率の推移を図 2-3-1-1、図 2-3-1-2 に示す。

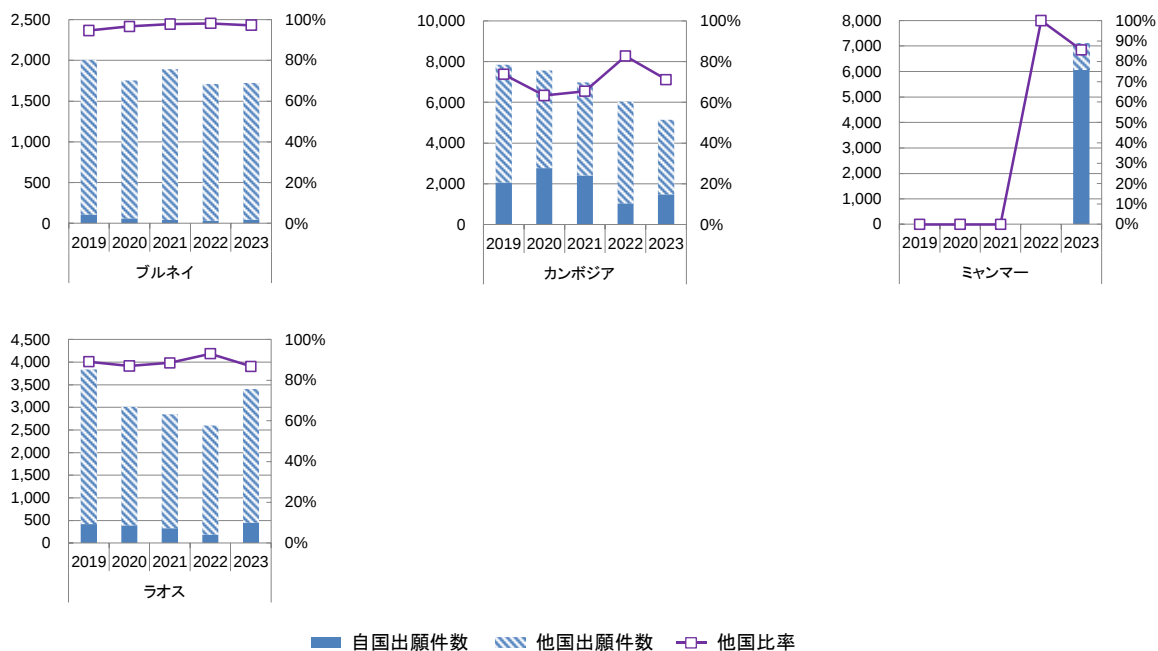
ASEAN 参加国への 2023 年の出願件数は、シンガポール、カンボジアを除き前年より増加している。特に 2020 年のインドネシアにおける大幅増が際立っている。シンガポール、カンボジアでは 2023 年に減少しており、特にカンボジアでは減少幅が大きい。2023 年に出願が多い ASEAN 参加国は、インドネシア、ベトナム、タイ、フィリピンの順となっている。インドネシアの他国出願件数は、2020 年の増加、2021 年と 2022 年の減少後、2023 年に増加に転じているが、この動きは中国からの出願の影響が大きく、特に 2023 年の同国からの出願増は顕著である。2023 年にはいずれの国でも中国からの出願の急増や増加が見られる。インドネシア以外の ASEAN 参加国における他国出願件数は、2020 年に減少し、2021 年にカンボジアとラオスを除き増加に転じた。その後、2022 年にフィリピンとカンボジアを除き再び減少したが、2023 年にはシンガポール、ブルネイ、カンボジアを除き増加している。2023 年に他国比率が高い ASEAN 参加国は、他国比率 97.2% のブルネイ、同 86.8% のラオス、同 70% 以上のカンボジアとシンガポールである。2023 年に日本居住者による出願が多い ASEAN 参加国は、タイ、シンガポール、インドネシア、マレーシアの順となっている。また、同年に日本居住者の出願割合が高い ASEAN 参加国は、5.7% のシンガポール、4.5% のカンボジア、4.3% のタイの順になっている。

図 2-3-1-1 ASEAN 参加国における自国と他国の出願件数と他国比率の推移（2019 年～2023 年）



出典：①WIPO の統計資料

図 2-3-1-2 ASEAN 参加国における自国と他国の出願件数と他国比率の推移（2019 年～2023 年）



出典：①Clarivate Analytics のデータ：ブルネイ、カンボジア、ラオス
②WIPO の統計資料：上記以外

2. その他のアジア諸国（地域）における商標出願動向

その他のアジア諸国（地域）として台湾、香港、マカオ、バングラデシュ、パキスタンにおける 2019 年から 2023 年までの自国と他国の出願件数、他国比率の推移を図 2-3-2 に示す。

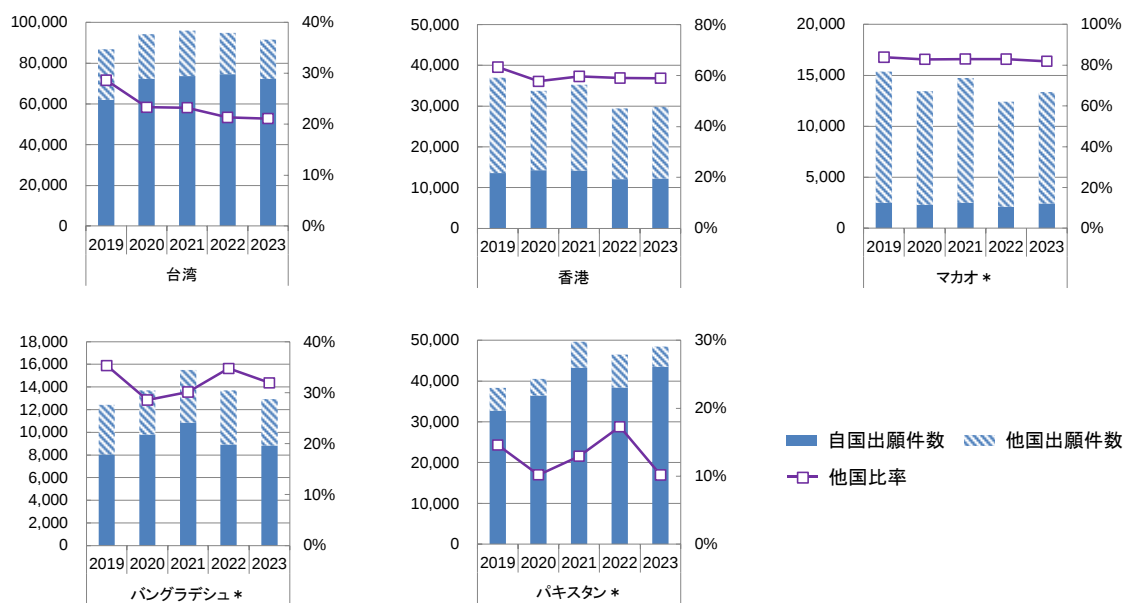
その他のアジア諸国（地域）で 2023 年の出願件数が最も多い国・地域は台湾であり、次いでパキスタン、香港の順になっている。台湾とパキスタンの自国出願件数は、出願件数合計と同じ動きを示している。香港の自国出願件数は、2020 年の増加から 2022 年まで減少を続けたが、2023 年には増加に転じている。

他国出願件数は、台湾では 2020 年の減少から増減を繰り返していたが、2023 年には減少している。香港では 2020 年の減少と 2021 年の増加後、2022 年に大きく減少し、2023 年は微増している。パキスタンの他国出願件数は、2020 年の減少後、2021 年と 2022 年に顕著な増加を示したが、2023 年には大きく減少に転じている。

他国比率が高い国・地域は、マカオ、香港で、マカオでは 81.8%、香港では 59.0%という値を示している。

2023 年の日本居住者の出願件数が最も多いのは台湾であり、次いで香港の順である。また、2023 年の日本居住者の出願割合が最も高いのは香港で、2019 年から 2023 年まで増減を繰り返しながら推移しており、2023 年は前年より減少を示している。次いで、日本居住者の出願割合が高いのはマカオであり、2020 年、2021 年と減少を続け、2022 年は増加したものの、2023 年には再び減少に転じている。

図 2-3-2 その他のアジア諸国（地域）における自国と他国の出願件数と他国比率の推移
(2019 年～2023 年)



出典：①Clarivate Analytics のデータ：台湾
②WIPO の統計資料：上記以外

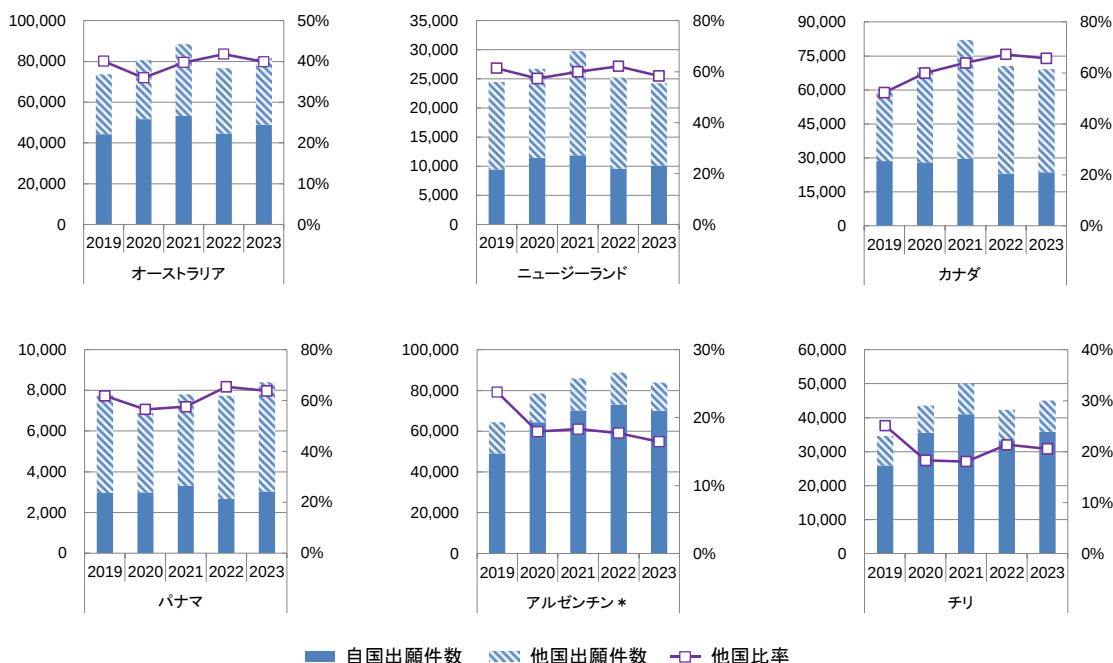
第4節 その他の国・機関における商標出願動向

1. オセアニア、北米・中米・南米における商標出願動向

その他の国・機関の内、オセアニア、北米・中米・南米に含まれるオーストラリア、ニュージーランド、カナダ、パナマ、アルゼンチン、チリ、ペルー、コロンビアにおける 2019 年から 2023 年までの自国と他国の出願件数、他国比率の推移を図 2-4-1-1、図 2-4-1-2 に示す。

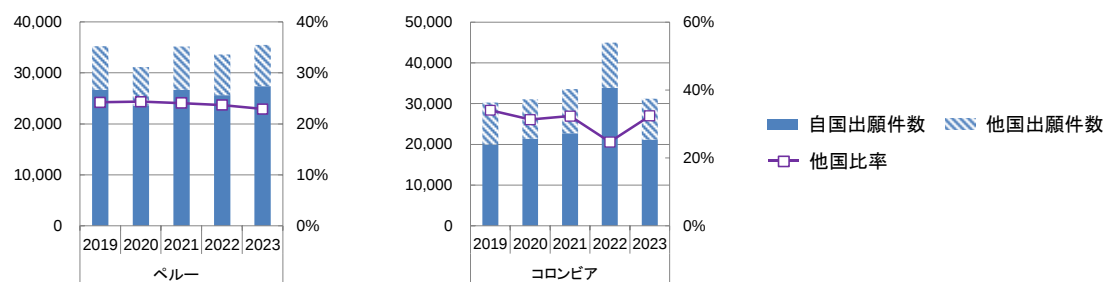
2023 年の出願件数が前年よりも増加した国は、オーストラリア、パナマ、チリ、ペルーである。ニュージーランド、カナダの出願件数は 2019 年から 2021 年にかけて大幅な増加を示したが、2022 年に減少に転じ、2023 年も減少を続けている。アルゼンチン、コロンビアの出願件数は 2022 年まで増加を続けたが、いずれも 2023 年は減少に転じており、特にコロンビアの減少幅が大きい。オセアニア、北米・中米・南米の国の中では、2023 年の出願件数が最も多い国は、アルゼンチンであり、次いでオーストラリア、カナダの順となっている。最近 5 年間の出願件数の増加率が最も大きい国としてはアルゼンチンとチリが同率であり、次いでオーストラリア、パナマの順となっている。他国比率が高い国は、カナダ、パナマ、ニュージーランドであり、2023 年はカナダで 65.8%、パナマで 63.8%、ニュージーランドで 58.3%を示している。カナダでは 2019 年から 2022 年まで増加を続けたものの、2023 年には微減となっている。パナマは 2019 年から 2022 年まで増減を繰り返しながら推移しており、2023 年は前年よりも僅かに減少を示している。ニュージーランドの他国比率は、2020 年に減少した後 2021 年に再び増加に転じ、2022 年も増加を続けたが、2023 年は再び減少に転じている。2023 年に日本居住者の出願件数が最も多い国はカナダであり、次いでオーストラリアの順となっており、1,000 件から 1,200 件程度で推移している。

図 2-4-1-1 オセアニア、北米・中米・南米における自国と他国の出願件数と他国比率の推移 (2019 年～2023 年)



出典：①Clarivate Analytics のデータ：パナマ
②WIPO の統計資料：上記以外

図 2-4-1-2 オセアニア、北米・中米・南米における自国と他国の出願件数と他国比率の推移
(2019 年～2023 年)



出典：①WIPO の統計資料

2. 中近東、アフリカにおける商標出願動向

その他の国・機関の内、中近東、アフリカに含まれるトルコ、アラブ首長国連邦、サウジアラビア、イラン、イスラエル、ヨルダン、オマーン、南アフリカ、ナイジェリア、エジプト、モロッコにおける 2019 年から 2023 年までの自国と他国の出願件数、他国比率の推移を図 2-4-2 に示す。

2023 年で最も出願件数の多い国は、トルコであり、次いでイラン、サウジアラビア、エジプトの順となっている。調査対象国の中で最も出願件数が多いトルコは、2019 年から 2022 年まで顕著な増加を続けていたが、2023 年には大幅な減少に転じている。他国比率が高い国は、ナイジェリア、イスラエル、アラブ首長国連邦で、2023 年にはナイジェリアが約 83.5%、イスラエル、アラブ首長国連邦が 70%超となっている。2023 年に日本居住者の出願件数が最も多い国は、サウジアラビアであり、次いで南アフリカ、トルコの順となっている。

図 2-4-2 中近東、アフリカにおける自国と他国の出願件数と他国比率の推移（2019 年～2023 年）



出典：①Clarivate Analytics のデータ：オマーン、ナイジェリア
②WIPO の統計資料：上記以外

第3章 主要各国・機関の商標制度と商標出願動向

第1節 新しいタイプの商標について

日本では、2015年4月1日より新しいタイプの商標（音、動き、ホログラム、色彩、位置）が保護対象として追加された。ここでは、主要国・機関における新しいタイプの商標の出願件数と登録件数の推移を調査した。主要国・機関における2019年から2023年の音の商標の出願・登録件数を表3-1-1に、色彩の商標の出願・登録件数を表3-1-2に、動きの商標の出願・登録件数を表3-1-3に、位置商標の出願・登録件数を表3-1-4に、ホログラム商標の出願・登録件数を表3-1-5に、立体商標の出願・登録件数を表3-1-6に示す。

表3-1-1 音の商標の出願件数・登録件数

音の商標		2019	2020	2021	2022	2023	合計
日本	出願	37	20	22	19	21	119
	登録	32	28	18	11	16	105
米国	出願	40	57	57	45	65	264
	登録	20	10	28	38	17	113
EUIPO	出願	52	31	26	24	32	165
	登録	28	28	27	15	18	116
英国	出願	40	14	7	6	8	75
	登録	31	28	7	5	8	79
ドイツ	出願	12	11	19	25	2	69
	登録	8	6	8	13	8	43
フランス	出願	2	6	10	3	5	26
	登録	0	1	7	3	3	14
イタリア	出願	2	2	4	2	3	13
	登録	2	2	1	4	2	11
スペイン	出願	0	2	1	1	1	5
	登録	0	1	1	1	1	4
スイス	出願	3	4	2	0	5	14
	登録	3	1	3	0	4	11
中国	出願	75	98	73	32	34	312
	登録	11	5	3	0	0	19
韓国	出願	43	19	10	22	14	108
	登録	25	21	6	16	4	72
ブラジル	出願						
	登録						
ロシア	出願	5	6	0	0	0	11
	登録	1	3	8	0	0	12
インド	出願	0	0	0	0	0	0
	登録	0	0	0	0	0	0
メキシコ	出願	0	0	0	0	0	0
	登録	0	0	0	0	0	0
ベトナム	出願	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
	登録	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a

表3-1-2 色彩の商標の出願件数・登録件数

色彩の商標		2019	2020	2021	2022	2023	合計
日本	出願	6	5	8	7	11	37
	登録	1	0	0	1	0	2
米国	出願	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
	登録	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
EUIPO	出願	29	23	30	24	19	125
	登録	12	16	11	8	6	53
英国	出願	22	5	5	3	1	36
	登録	22	24	3	3	2	54
ドイツ	出願	22	10	17	27	10	86
	登録	4	5	3	5	2	19
フランス	出願	8	141	127	88	16	380
	登録	0	44	67	45	12	168
イタリア	出願	32	47	60	57	72	268
	登録	22	33	50	35	55	195
スペイン	出願	0	0	2	0	1	3
	登録	0	1	1	1	1	4
スイス	出願	1	1	0	0	3	5
	登録	0	0	0	0	0	0
中国	出願	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
	登録	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
韓国	出願	12	8	12	15	7	54
	登録	0	0	0	2	0	2
ブラジル	出願						
	登録						
ロシア	出願	0	0	2	0	0	2
	登録	37	0	1	1	0	39
インド	出願	0	0	0	0	0	0
	登録	0	0	0	0	0	0
メキシコ	出願	0	0	0	0	0	0
	登録	0	0	0	0	0	0
ベトナム	出願	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
	登録	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a

出典：詳細は表3-1-7「各国・機関のデータベースでの新しいタイプの商標への調査対応状況の詳細」を参照。

但し、中国については上記のデータベースからの検索が困難なため、中国の現地代理人より情報を取得している。

備考：表3-1-1から表3-1-6において出典内に「制度あり」との明確な記述が見いだせず「制度なし」としている国、商標タイプは、「斜線」で示す。ただし、当該国、商標タイプであっても、データベースの検索結果から出願、登録の実績があった場合は当該数字を示した。また、データが取得できなかった国については「n/a」としている。

表 3-1-3 動きの商標の出願件数・登録件数

動きの商標		2019	2020	2021	2022	2023	合計
日本	出願	24	18	22	18	20	102
	登録	17	20	16	27	10	90
米国	出願	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
	登録	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
EUIPO	出願	31	36	32	44	43	186
	登録	22	33	29	42	28	154
英国	出願	38	30	34	17	28	147
	登録	32	37	20	27	24	140
ドイツ	出願	4	9	7	3	2	25
	登録	0	8	5	3	1	17
フランス	出願	0	7	10	13	1	31
	登録	0	3	2	14	4	23
イタリア	出願						
	登録						
スペイン	出願	11	8	3	7	7	36
	登録	6	8	5	6	5	30
スイス	出願	3	5	1	4	17	30
	登録	2	3	1	4	7	17
中国	出願						
	登録						
韓国	出願	8	4	26	101	19	158
	登録	2	7	2	12	65	88
ブラジル	出願						
	登録						
ロシア	出願	0	0	0	0	0	0
	登録	0	0	0	0	0	0
インド	出願						
	登録						
メキシコ	出願	0	0	0	0	0	0
	登録	0	0	0	0	0	0
ベトナム	出願	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
	登録	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a

表3-1-4 位置商標の出願件数・登録件数

位置商標		2019	2020	2021	2022	2023	合計
日本	出願	44	40	44	30	32	190
	登録	16	15	13	28	27	99
米国	出願	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
	登録	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
EUIPO	出願	81	46	65	92	53	337
	登録	21	26	29	25	31	132
英国	出願	0	0	0	0	0	0
	登録	0	0	0	0	0	0
ドイツ	出願	11	7	13	14	34	79
	登録	1	4	7	4	6	22
フランス	出願	0	20	34	17	10	81
	登録	0	1	8	3	6	18
イタリア	出願						
	登録						
スペイン	出願						
	登録						
スイス	出願	0	0	0	0	0	0
	登録	0	0	0	0	0	0
中国	出願						
	登録						
韓国	出願	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
	登録	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
ブラジル	出願						
	登録						
ロシア	出願	0	0	0	0	0	0
	登録	0	0	0	0	0	0
インド	出願						
	登録						
メキシコ	出願						
	登録						
ベトナム	出願	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
	登録	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a

表 3-1-5 ホログラム商標の出願件数・登録件数

ホログラム商標		2019	2020	2021	2022	2023	合計
日本	出願	1	0	0	1	0	2
	登録	2	1	0	1	0	4
米国	出願	0	3	2	1	5	11
	登録	0	2	1	1	1	5
EUIPO	出願	0	1	1	0	0	2
	登録	1	0	1	0	0	2
英国	出願	1	0	0	0	0	1
	登録	3	0	0	0	0	3
ドイツ	出願	0	0	0	0	1	1
	登録	0	0	0	0	1	1
フランス	出願	2	12	26	10	1	51
	登録	0	6	7	4	3	20
イタリア	出願						
	登録						
スペイン	出願						
	登録						
スイス	出願	0	0	0	1	1	2
	登録	0	0	0	1	1	2
中国	出願						
	登録						
韓国	出願	0	0	4	0	2	6
	登録	2	0	0	0	0	2
ブラジル	出願						
	登録						
ロシア	出願	1	0	0	0	0	1
	登録	0	1	0	0	0	1
インド	出願						
	登録						
メキシコ	出願	0	0	0	0	0	0
	登録	0	0	0	0	0	0
ベトナム	出願	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
	登録	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a

表3-1-6 立体商標の出願件数・登録件数

立体商標		2019	2020	2021	2022	2023	合計
日本	出願	215	253	309	269	244	1,290
	登録	119	133	144	183	142	721
米国	出願	489	478	519	473	497	2,456
	登録	395	318	273	283	257	1,526
EUIPO	出願	402	337	424	326	444	1,933
	登録	302	254	360	267	294	1,477
英国	出願	380	213	115	62	97	867
	登録	391	364	78	89	78	1,000
ドイツ	出願	76	112	59	62	65	374
	登録	57	63	62	37	39	258
フランス	出願	78	114	112	80	51	435
	登録	29	51	89	55	25	249
イタリア	出願	70	62	59	108	92	391
	登録	37	69	44	59	127	336
スペイン	出願	84	55	47	28	62	276
	登録	78	59	51	47	56	291
スイス	出願	32	22	20	48	52	174
	登録	14	10	12	24	47	107
中国	出願	2,658	1,691	1,739	2,124	1,381	9,593
	登録	883	1,737	866	741	545	4,772
韓国	出願	113	111	70	79	154	527
	登録	34	88	73	64	63	322
ブラジル	出願	116	74	109	114	0	413
	登録	26	19	12	19	13	89
ロシア	出願	72	107	21	0	0	200
	登録	113	114	87	19	0	333
インド	出願	498	452	245	75	0	1,270
	登録	493	452	243	75	0	1,263
メキシコ	出願	262	15	33	47	71	428
	登録	112	61	31	40	58	302
ベトナム	出願	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
	登録	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a

出典：詳細は表 3-1-7「各国・機関のデータベースでの新しいタイプの商標への調査対応状況の詳細」を参照。

但し、中国については上記のデータベースからの検索が困難なため、中国の現地代理人より情報を取得している。

備考：表 3-1-1 から表 3-1-6 において出典内に「制度あり」との明確な記述が見いだせず「制度なし」としている国、商標タイプは、「斜線」で示す。ただし、当該国、商標タイプであっても、データベースの検索結果から出願、登録の実績があった場合は当該数字を示した。また、データが取得できなかった国については「n/a」としている。

表 3-1-7(a) 主要各国・機関のデータベースでの新しいタイプの商標への調査対応状況の詳細
(2024 年 12 月現在)

日本	データベース	提供元	INPIT (独立行政法人工業所有権情報・研修館)
		名称	J-Plat Pat
		URL	https://www.j-platpat.inpit.go.jp/t0100
	検索可能な新しい商標タイプ		音、色彩のみ、ホログラム、動き、位置
	説明		他国と比べ非常に検索しやすくデータの整理がなされている。 『立体』、『音』、『動き』、『ホログラム』、『色彩のみ』、『位置』商標について、チェックボックスへチェックを入れることで検索したいタイプの商標のみ抽出できるようになっている。 検索結果の参照は大変しやすい。 また、前年までの出願件数等の情報は、特許庁から発行される特許行政年次報告書にも掲載されている。 なお、日本では『香り(匂い)』と『トレードドレス』について新商標として採用をしていない。
米国	データベース	提供元	USPTO (United States Patent and Trademark Office)
		名称	Trademark Search
		URL	https://tmsearch.uspto.gov/search/search-information
	検索可能な新しい商標タイプ		音、ホログラム
	説明		Trademark Searchは非常に様々な検索方法を実行することができるが、検索に使用するコード表に該当するコード(項目)がないと、各案件に欲しい情報が記載されていても抽出ができない。Mark Description (MD) には商標の説明が記載されており、ここに記載されている情報を文字列検索で必要な商標を抽出することが可能となっている。しかしながら、色彩のみの商標や動きの商標を検索するために、キーワードとして『Color』や『Movement』などを指定して検索を行っても、商標の説明文中にこれらの文字が含まれるものが全て抽出されてしまい、必要でないものまで検索されてしまうことになる。実際に検索を行った結果、色と動きの商標については調査不可能であった。 位置商標は登録可能であるが、検索キーとしての項目はなく、検索を行うことはできない。
EUIPO 英国 ドイツ フランス イタリア スペイン スイス ブラジル ロシア インド メキシコ	データベース	提供元	EUIPO (European Union Intellectual Property Office : 欧州連合知的財産庁)
		名称	TM View
		URL	https://www.tmdn.org/tmview/welcome
	検索可能な新しい商標タイプ		音、色彩のみ、ホログラム、動き、位置
	説明		検索可能な商標タイプには『3-D』、『色』、『ホログラム』、『モーション』、『Position』、『音』など多数のキーワードが用意されている。数多くの国の商標を検索できるので有用であるが、国によって検索結果にブレがあるので現在のところ検索して一覧を目検するという対応を取る必要がある場合もある。各国の定義が様々なため項目が用意されていても合致しない場合には検索結果が得られないところが難点である。 今回の調査においては、インドとメキシコにおいては、新しいタイプの商標の検索結果では全て0件という結果となった。
韓国	データベース	提供元	KIPO (韓国特許庁) & KIPI (韓国特許情報院)
		名称	KIPRIS (Korea Intellectual Property Rights Information Service)
		URL	http://engdtj.kipris.or.kr/engdtj/searchLogina.do?method=loginTM
	検索可能な新しい商標タイプ		音、色彩のみ、香り(匂い)、ホログラム、動き
	説明		Advance searchを使用して検索を行うことができる。 検索可能な商標タイプとして『Sounds』、『Smell』、『Only Color』、『Three-dimensional』、『Hologram』、『Action』などが用意されている。 多種の検索が可能であるが、実際抽出してみると、付与されているキーが整備されていないものもあるため、検索結果に意図するもの以外も含まれている場合が見受けられる。 しかし、検索機能としては、詳細な検索も可能な仕様となっており、今後データが整備されることで精度の高い検索が可能になることが期待できる。位置商標は検索キーとして用意されていないため検索することはできない。
中国	データベース	提供元	国家知识产权局商标局
		名称	中国商标网
		URL	http://wcjs.sbj.cnipa.gov.cn/home
	検索可能な新しい商標タイプ		音
	説明		データベース「SGTMI」を利用し、検索項目「Trademark content」に「声音商標」を指定することで音商標を検索することは可能であるが、出願日付での絞り込みを行うことができないために、検索された結果から必要な部分を目視により確認する必要がある。 また、登録日付などの絞り込みも行えず、検索結果にも登録日付等の情報が出力されないために登録商標の検索を行うことはできない。

表 3-1-7(b) 主要各国・機関のデータベースでの新しいタイプの商標への調査対応状況の詳細
(2024 年 12 月現在)

ベトナム	データベース	提供元	ベトナム特許庁 (Intellectual Property Office of Viet Nam)
		名称	IP Viet Nam
		URL	http://wipopublish.ipvietnam.gov.vn/wopublish-search/public/trademarks?1&lang=jp
	検索可能な新しい商標タイプ		新しいタイプの商標の検索はできない。
	説明		出願番号、商標、出願人、ニース分類、代理人名等での検索は可能であるが、商標タイプのような検索項目が用意されていないために、3-DやSound、Hologram等の新しいタイプの商標を検索することができない。

新しいタイプの商標は、日本以外では米国及び EUIPO で多くの出願が行われている。2023 年の出願件数において、「音」の商標では日本、米国、EUIPO、中国、韓国で多くの出願が認められ、「色彩」の商標では、日本以外に EUIPO、ドイツ、フランス、イタリアで多くの出願が行われているという結果が得られたが、その結果の中には「色彩」の商標以外のもの（着色された商標など）も含まれていることが判明した。また、「動き」の商標では日本、EUIPO、英国、スイス、韓国で出願が多く、「位置」の商標では日本、EUIPO、ドイツ、フランスで出願が多く、「ホログラム」商標では他の主要国・機関よりも米国において多くの出願が行われていることが特徴的である。

日本における新しいタイプの商標（音、動き、ホログラム、色彩、位置）の 2024 年 1 月から 12 月までの出願件数及び登録件数の推移を表 3-1-8 に示す。

表 3-1-8 日本における新しいタイプの商標の出願及び登録状況（2024 年）

2024		立体	音	動き	位置	ホログラム	色彩のみ	合計
1月	出願	13	1	2	2	0	1	19
	登録	5	1	1	3	0	0	10
2月	出願	13	0	1	7	0	0	21
	登録	14	2	0	0	0	2	18
3月	出願	9	4	3	4	0	0	20
	登録	9	0	0	1	0	0	10
4月	出願	20	1	1	1	0	0	23
	登録	6	1	4	1	0	0	12
5月	出願	21	2	0	4	0	0	27
	登録	22	2	1	1	0	0	26
6月	出願	18	0	0	1	0	4	23
	登録	15	0	2	1	0	0	18
7月	出願	15	5	2	4	0	1	27
	登録	5	2	1	0	0	0	8
8月	出願	20	5	5	4	0	0	34
	登録	14	0	1	0	0	0	15
9月	出願	19	2	1	3	0	0	25
	登録	6	0	2	1	0	0	9
10月	出願	25	3	3	2	0	0	33
	登録	19	3	3	4	0	0	29
11月	出願	26	5	0	1	0	0	32
	登録	12	0	1	2	0	0	15
12月	出願	23	3	0	7	0	0	33
	登録	8	1	2	3	0	0	14
合計	出願	222	31	18	40	0	6	317
	登録	135	12	18	17	0	2	184

出典：独立行政法人 工業所有権情報・研修館運営の特許情報プラットフォーム「J-Plat Pat」のデータ（2025 年 2 月 1 日現在）

主要国・機関の新しいタイプの商標の出願状況を取得する方法として主要国・機関のデータベースの利用が挙げられる。主要国・機関のデータベースでは主要国・機関の商標のタイプに対する項目（Mark Type やカテゴリ）のタグ付けが様々なため、検索が困難なものも存在する。本調査において新しいタイプの商標に関する出願・登録状況の情報取得を試みた国のデータベースでの新しいタイプの商標への調査対応状況を表 3-1-9 に示す。

表 3-1-9 主要国・機関のデータベースでの新しいタイプの商標への調査対応状況
(2024 年 12 月現在)

国名	データベース	音	色彩	香り（匂い）	動き	位置	ホログラム	トレードドレス
日本	J-Plat Pat	○	○		○	○	○	
米国	TESS	○	×	○	×	×	○	○
EUIPO	TM View	○	○		○	○	○	×
英国	TM View	○	△		○	○	○	
ドイツ	TM View	○	△		○	○	○	
フランス	TM View	○	△		○	○	○	
イタリア	TM View	○	△	×				
スペイン	TM View	○	△	×	○			
スイス	TM View	○	△		○	○	○	
中国	中国商标网	△	×					
韓国	KIPRIS	○	○	○	○	×	○	
ブラジル	TM View							
ロシア	TM View	○	△	×	○	○	○	×
インド	TM View	○	△	×				
メキシコ	TM View	○	△	×	○		○	×

凡例： ○ 検索可能
△ 制度あり、検索困難
× 制度あり、検索不可
制度なし

第2節 異議申立件数について

異議申立制度について、日本においては権利付与後に設定されているが、諸外国においては、権利付与前に設定されている国も多い。ここでは2014年から2023年における日本、米国、EUIPO、中国、韓国における異議申立件数の推移及び登録件数に対する異議申立件数の割合を調査した。日本、米国、EUIPO、中国、韓国における異議申立件数の推移を表3-2-1と図3-2-1に示す。

登録件数に対する異議申立件数の割合は、EUIPOが他国よりも高いことが特徴である。EUIPOの異議申立の割合は減少傾向であり、2021年に過去10年の最低値を示したが、2022年の登録件数の大幅減により登録件数に対する異議申立件数の割合は増加に転じ、2023年もほぼ横ばいで推移している。EUIPOでは方式審査と絶対的拒絶理由の審査のみが行われ、先行商標との相対的拒絶理由の審査はされず、異議申立を待って審査が行われるため、異議申立件数が他国より多い点が出願手続を行う際の留意点として挙げられる。

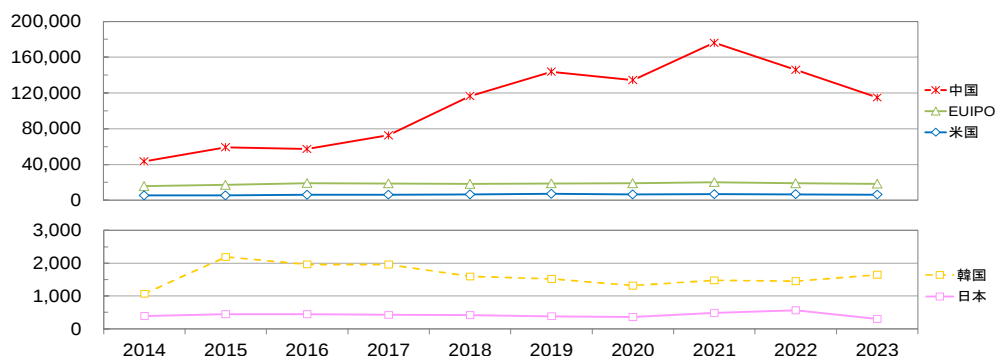
中国では異議申立件数が多いが、登録件数も膨大であり、登録件数に対する異議申立件数の割合は米国とあまり変わらない数値となっている。

日本の登録件数に対する異議申立件数の割合は、2014年から2019年では0.4%-0.5%で推移していたが、2020年から2023年では0.3%で推移している。日本の登録件数に対する異議申立件数の割合は他の調査対象国と比較しても非常に低い事がわかる。

表3-2-1 日本、米国、EUIPO、中国、韓国における異議申立件数の推移（2014年～2023年）

	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
日本	異議	388	449	449	426	417	384	360	487	565
	登録	90,047	86,596	93,167	98,417	104,939	100,651	124,166	158,066	164,718
	割合	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%
米国	異議	5,407	5,360	6,034	6,216	6,485	7,197	6,474	6,745	6,654
	登録	190,437	198,879	214,626	233,911	253,471	293,942	262,853	349,458	315,627
	割合	2.8%	2.7%	2.8%	2.7%	2.6%	2.4%	2.5%	1.9%	2.1%
EUIPO	異議	15,766	17,218	19,123	18,646	18,350	18,684	18,881	20,130	19,020
	登録	86,982	93,083	101,260	105,553	110,626	113,821	126,420	154,075	133,452
	割合	18.1%	18.5%	18.9%	17.7%	16.6%	16.4%	14.9%	13.1%	14.3%
中国	異議	43,398	59,122	57,274	72,559	116,428	143,725	134,326	176,045	145,821
	登録	1,366,842	2,154,710	2,235,017	2,790,817	5,097,129	6,252,336	5,811,953	7,780,930	5,764,511
	割合	3.2%	2.7%	2.6%	2.6%	2.3%	2.3%	2.3%	2.5%	2.7%
韓国	異議	1,070	2,190	1,964	1,960	1,597	1,521	1,318	1,478	1,454
	登録	91,276	106,935	110,431	107,359	105,340	113,906	104,955	125,731	124,057
	割合	2.5%	1.8%	2.0%	1.8%	1.7%	1.4%	1.8%	1.0%	0.9%

図3-2-1 日本、米国、EUIPO、中国、韓国における異議申立件数の推移（2014年～2023年）



出典：①登録件数

年次報告書：日本

WIPOの統計データ：米国、EUIPO、韓国

Clarivate Analyticsのデータ：中国

②異議申立件数

年次報告書：日本、米国、EUIPO、中国

現地代理人より取得：韓国（表中は括弧付きの数値で記載している。）

但し、米国は会計年度である10月から翌年9月までの集計値となっている。

備考：米国、EUIPO、中国と日本、韓国は件数が大きく異なるので、別のグラフとしている。

第3節 主要各国等の仮想空間における商標の保護実態等と商標出願動向

本調査では主要各国における仮想空間関連の商標の出願状況の調査を実施し、仮想空間関連の商標の出願件数の推移や出願区分の分布状況、仮想空間関連の商標を出願している出願人のランキングなどについて分析を行うことで仮想空間関連の商標の出願に関する現状の把握を行った。

調査対象国は、主要国・機関の中でも仮想空間関連の商標の出願が多く行われていると想定される日本、米国、EUIPO、中国、韓国（各国を指定する国際登録出願含む）の5か国・機関を対象として行った。

調査方法としては、仮想空間関連の商標であることを示すと考えられるキーワードを指定商品名又は役務名に含む商標を抽出し、その出願件数の集計を行った。

また、そのキーワードが含まれる指定商品名及び役務名の商品・役務区分に着目し、それらの商標の出願区分の分布状況についても集計を行った。

調査に使用した、仮想空間関連の商標であることを示すと考えられるキーワードを表3-3-1に示す。なお、出願件数の推移状況やキーワードが示す内容の特徴から、それぞれ3つのグループに分類し分析を行った。

表3-3-1 仮想空間関連の商標であることを示すと考えられるキーワードの分類

グループ	キーワード	
1	仮想現実	VIRTUAL REALITY
2	拡張現実	AUGMENTED REALITY
	仮想環境	VIRTUAL ENVIRONMENT
	仮想コミュニティ	VIRTUAL COMMUNITY
	仮想世界	VIRTUAL WORLD
	メタバース	METaverse
	複合現実	MIXED REALITY
	仮想空間	VIRTUAL SPACE
3	仮想商品	VIRTUAL GOODS
	仮想製品	VIRTUAL PRODUCT
	アバター	AVATAR
	仮想キャラクター	VIRTUAL CHARACTER
	ダウンロード可能な仮想	DOWNLOADABLE VIRTUAL

まず、仮想空間関連の商標の各調査対象国における出願件数の推移についての調査結果からは、以下のようなことが判明した。

グループ1の調査結果（表3-3-2、図3-3-1）を見てみると、過去5年間の出願件数の合計は、直接及び国際登録出願の合計値において、中国における出願件数が突出して多く、次いで、米国、EUIPO、韓国の順となっている。中国においては、2019年から2022年まで増加を続けたが、2023年に大きく減少している。米国も中国と同様に、2019年から2022年まで増加を続け、特に2022年の増加が顕著だったが、2023年には大きく減少している。その他の国・機関についても同様に、2022年まで増加した後、2023年に減少に転じている。グループ1の結果は、「Virtual Reality」というキーワードを使用して調査を行った結果であり、抽出された出願商標の指定商品・役務名を確認してみると、仮想通貨関連の指定商品名・役務名を有するものが一定数含まれていることが判明した。また、中国においては指定商品名及び指定役務名を自由に記載することが認められておらず、基準書に記載されている指定商品名や指定役務名を使用しないといけないという制約があ

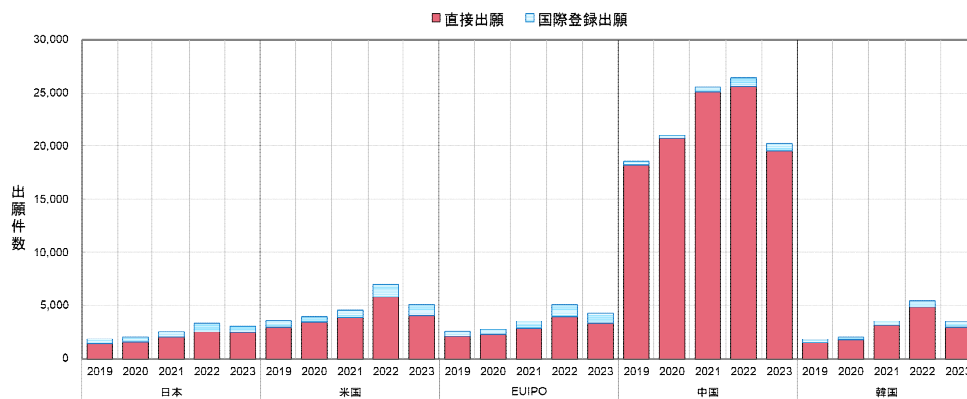
り、基準書に記載されている「Virtual Reality」というキーワードを指定商品名及び指定役務名に含む商標が多く検索されたものと考えられる。

表 3-3-2 グループ 1 における直接及び国際出願件数の推移（2019 年～2023 年）
※各グループ内の各キーワードでの結果を重複排除した結果

	2019	2020	2021	2022	2023
日本	1,879	2,052	2,569	3,313	3,073
米国	3,590	3,949	4,599	7,003	5,076
EUIPO	2,601	2,804	3,514	5,051	4,273
中国	18,614	21,015	25,584	26,454	20,247
韓国	1,851	2,043	3,502	5,400	3,484
合計	28,535	31,863	39,768	47,221	36,153

分析に使用したデータ：Clarivate Analytics のデータベース

図 3-3-1 グループ 1 における出願件数の推移（2019 年～2023 年）
※グループ 1 の各キーワードの出願件数の重複排除後の結果



分析に使用したデータ：Clarivate Analytics のデータベース

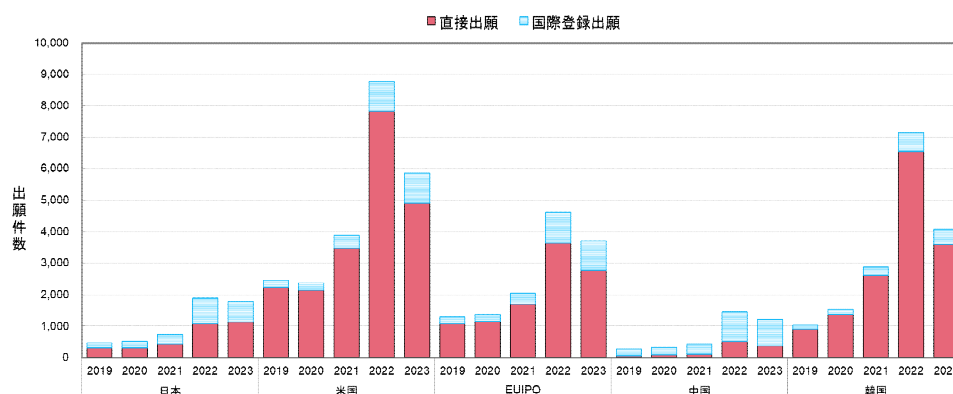
グループ 2 の調査結果（表 3-3-3、図 3-3-2）を見てみると、過去 5 年間の出願件数の合計は、直接及び国際登録出願の合計値において、米国における出願件数が最も多く、次いで、韓国、EUIPO、日本の順となっている。2020 年には米国を除く全ての調査対象国・機関において増加が見られたが、2021 年と 2022 年には全ての調査対象国・機関において顕著な増加がみられ、特に 2022 年においては極めて大幅な増加をしており、前年と比較して中国では約 3.4 倍、韓国と日本では約 2.5 倍、米国と EUIPO では約 2.2 倍の伸びとなった。一方、2023 年には全ての調査対象国において減少に転じている。グループ 2 の結果は、「Metaverse（メタバース）」や「Augmented Reality（拡張現実）」といった 7 種類のキーワードに関する調査結果の合計値であり、仮想の空間自体を表す新しい言葉をキーワードとした調査結果と考えられる。そのため、これらのキーワードを指定商品名及び指定役務名に含む商標の出願件数は 2021 年以降に急増したものと考えられる。

表 3-3-3 グループ 2 における直接及び国際出願件数の推移（2019 年～2023 年）
※各グループ内の各キーワードでの結果を重複排除した結果

	2019	2020	2021	2022	2023
日本	482	516	738	1,893	1,792
米国	2,476	2,387	3,888	8,777	5,867
EUIPO	1,306	1,382	2,061	4,628	3,721
中国	277	318	427	1,442	1,214
韓国	1,044	1,544	2,878	7,155	4,093
合計	5,585	6,147	9,992	23,895	16,687

分析に使用したデータ：Clarivate Analytics のデータベース

図 3-3-2 グループ 2 における出願件数の推移（2019 年～2023 年）
※グループ 2 の各キーワードの出願件数の重複排除後の結果



分析に使用したデータ：Clarivate Analytics のデータベース

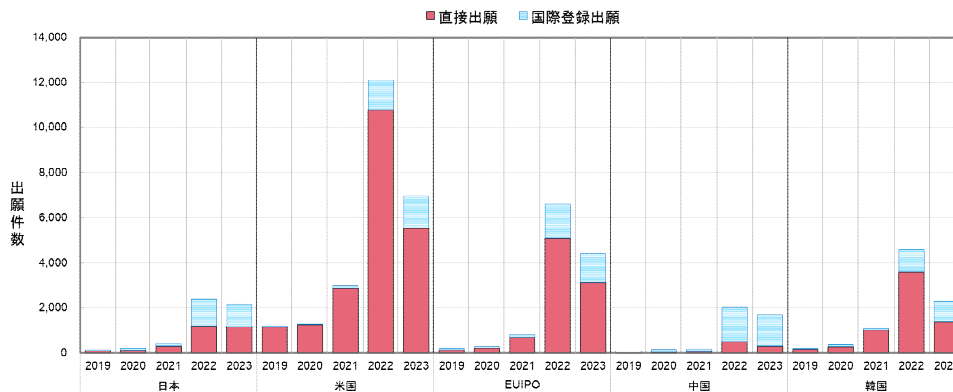
グループ 3 の調査結果（表 3-3-4、図 3-3-3）を見てみると、過去 5 年間の出願件数の合計は、直接及び国際登録出願の合計値において、米国における出願件数が最も多く、次いで、EUIPO、韓国、日本、中国の順となっている。2019 年から 2022 年には全ての調査対象国・機関において増加が見られたが、特に 2022 年においては極めて大幅な増加をしており、前年と比較して中国では約 9.1 倍、EUIPO では約 6.2 倍、日本では約 4.1 倍、米国と韓国では約 3 倍の伸びとなった。一方、2023 年には全ての調査対象国において減少に転じている。グループ 3 は、「Virtual goods（仮想商品）」や「Avatar（アバター）」といった 5 種類のキーワードに関する調査結果の合計値であり、仮想空間における具体的な商品等を表す新しい言葉をキーワードとした調査結果と考えられる。そのため、これらのキーワードを指定商品名及び指定役務名に含む商標の出願件数は 2021 年以降に急増したものと考えられる。

表 3-3-4 グループ 3 における直接及び国際出願件数の推移（2019 年～2023 年）
※各グループ内の各キーワードでの結果を重複排除した結果

	2019	2020	2021	2022	2023
日本	105	161	309	1,270	1,114
米国	1,045	1,122	2,250	6,718	4,139
EUIPO	149	228	502	3,132	2,154
中国	42	86	112	1,024	836
韓国	176	300	935	2,743	1,372
合計	1,517	1,897	4,108	14,887	9,615

分析に使用したデータ：Clarivate Analytics のデータベース

図 3-3-3 グループ 3 における出願件数の推移（2019 年～2023 年）
※グループ 3 の各キーワードの出願件数の重複排除後の結果



分析に使用したデータ：Clarivate Analytics のデータベース

次に仮想空間関連の商標が調査対象国において、どのような区分に出願されているかについての調査の結果（表 3-3-5、表 3-3-6、表 3-3-7、表 3-3-8、図 3-3-4、図 3-3-5、図 3-3-6、図 3-3-7 図 3-3-4、図 3-3-5、図 3-3-6、図 3-3-7）からは、以下のようなことが判明した。

仮想空間関連の商標の 2019 年から 2023 年の出願区分数において、重複排除後の直接出願と国際登録出願の合計は、グループ 1 では中国の出願区分数が最も多く、次いで米国、EUIPO の順となっている（表 3-3-5）。グループ 2 と 3 では、米国の出願区分数が最も多く、次いで EUIPO、韓国の順となっている（表 3-3-6、表 3-3-7）。なお、全てのキーワードにおける出願区分数では、中国が最も多く、次いで米国、EUIPO、韓国、日本の順になっている（表 3-3-8）。

いずれのグループにおいても、仮想空間関連のキーワードを指定商品及び指定役務を含む商標が出願されている商品区分は、商品分野（第 01 類～第 34 類）においては、いずれのグループでも第 9 類への出願が大半となっているが、第 9 類に次ぐ国際分類としては、グループ 1 と 2 では第 28 類、第 25 類の順である一方、グループ 3 では第 25 類、第 28 類の順となっている。役務分野（第 35 類～第 45 類）においては幅広く出願されており、グループ 1 では、第 41 類への出願が 43,559 件で最も多く、次いで 35,877 件の第 42 類、5,197 件の第 35 類、1,037 件の第 38 類への出願という順になっており、その他の役務分野の国際分類への出願は、多くても 300 件未満と極めて少ない。グループ 2 でも、最も多い国際分類は 18,247 件の第 41 類であり、次いで 14,907 件の第 42 類、10,136 件の第 35 類の順となっているが、第 35 類に次ぐ国際分類は 6,117 件の第 38 類と 1,411 件の第 36 類となっており、その他の役務分野の国際分類への出願は、多くても 600 件未満と極めて少ない。グループ 3 では、10,844 件の第 35 類への出願が最も多く、次いで 9,580 件の第 42 類、5,554 の第 41 類という順になっており、その他の役務分野の国際分類への出願は、多くても 500 件未満と極めて少ない。

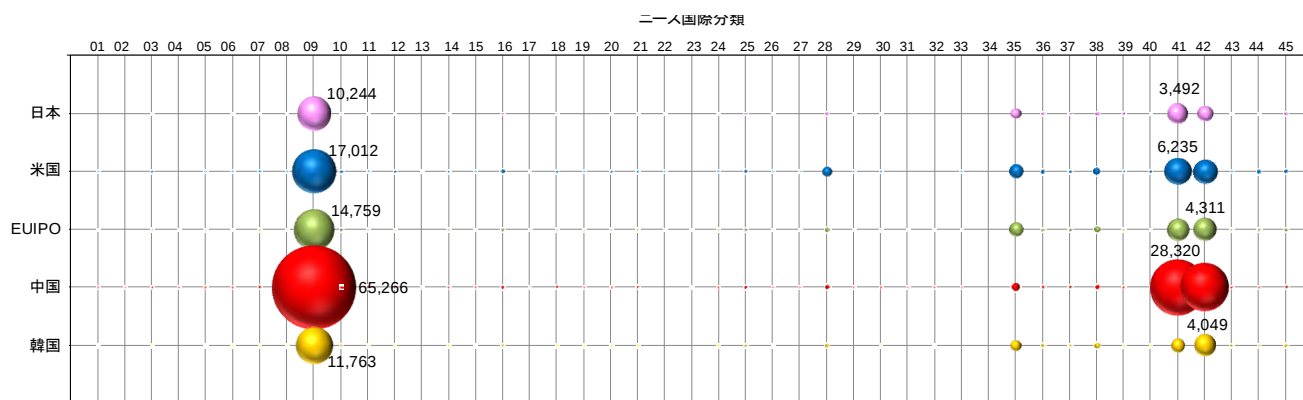
役務分野への出願においては、仮想空間上で提供するサービスの内容によって、その内容に該当する役務区分に出願されていることが分かる。

表 3-3-5 グループ 1 における調査対象国の出願区分ごとの直接及び国際登録出願区分数
(2019 年から 2023 年の合計)
※重複排除後の結果

グループ	調査対象国	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	日本	0	0	4	1	1	3	2	2	10,244	12
	米国	3	1	21	1	4	7	13	4	17,012	35
	EUIPO	4	1	14	4	6	2	10	5	14,759	31
	中国	5	3	13	4	10	11	23	9	65,266	18
	韓国	2	0	2	2	2	4	5	4	11,763	19
	合計	14	5	54	12	23	27	53	24	119,044	115
グループ	調査対象国	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
1	日本	4	4	0	6	1	19	1	8	1	4
	米国	12	25	2	15	6	72	2	17	5	17
	EUIPO	11	7	1	10	4	40	5	14	6	9
	中国	23	23	2	16	7	48	2	22	5	16
	韓国	4	4	1	6	2	18	1	9	4	10
	合計	54	63	6	53	20	197	11	70	21	56
グループ	調査対象国	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
1	日本	8	2	0	5	23	2	0	79	3	4
	米国	15	3	0	8	45	4	4	654	5	11
	EUIPO	11	2	2	9	28	4	2	121	4	6
	中国	17	1	2	11	39	5	5	92	5	10
	韓国	7	0	0	6	19	2	0	71	1	2
	合計	58	8	4	39	154	17	11	1,017	18	33
グループ	調査対象国	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
1	日本	1	2	2	0	864	49	22	97	42	3
	米国	0	2	4	0	1,441	93	39	339	14	28
	EUIPO	3	4	3	0	1,601	41	42	295	15	5
	中国	4	6	3	1	438	34	21	117	16	9
	韓国	1	2	2	0	853	43	21	189	12	10
	合計	9	16	14	1	5,197	260	145	1,037	99	55
グループ	調査対象国	41	42	43	44	45	Total				
1	日本	3,492	1,993	12	14	66	17,102				
	米国	6,235	4,927	10	86	77	31,318				
	EUIPO	4,101	4,311	13	35	51	25,652				
	中国	28,320	20,597	16	15	25	115,335				
	韓国	1,411	4,049	20	17	56	18,656				
	合計	43,559	35,877	71	167	275	208,063				

分析に使用したデータ：Clarivate Analytics のデータベース

図 3-3-4 グループ 1 における調査対象国の出願区分ごとの直接及び国際登録出願区分数
(バブル図) (2019 年から 2023 年の合計)
※重複排除後の結果



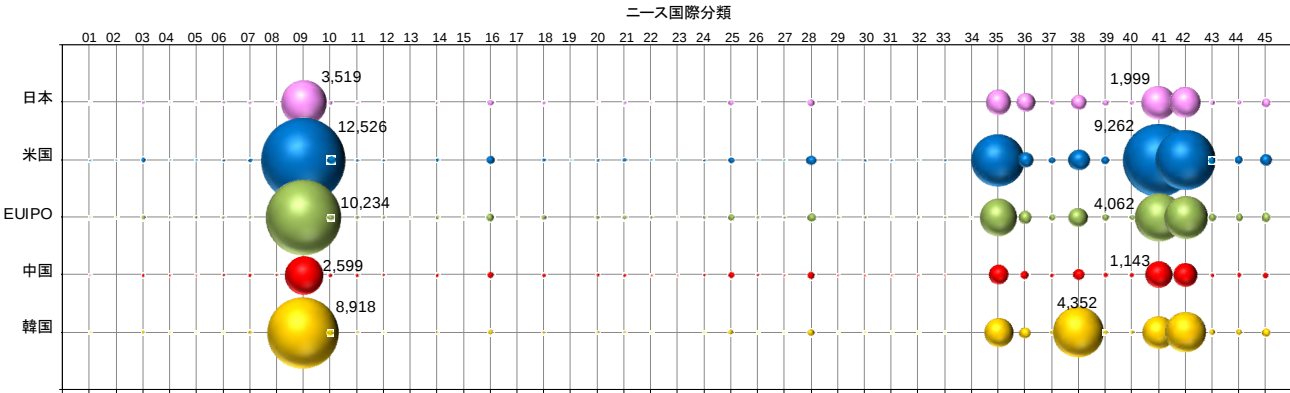
分析に使用したデータ：Clarivate Analytics のデータベース

表 3-3-6 グループ 2 における調査対象国の出願区分ごとの直接及び国際出願区分数
(2019 年から 2023 年の合計)
※重複排除後の結果

グループ	調査対象国	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
2	日本	1	0	6	2	2	5	8	3	3,519	16
	米国	3	1	27	2	2	5	16	6	12,526	60
	EUIPO	2	1	14	4	4	6	7	6	10,234	30
	中国	1	0	9	3	1	5	10	4	2,599	12
	韓国	2	0	9	3	1	3	10	4	8,918	21
	合計	9	2	65	14	10	24	51	23	37,796	139
グループ	調査対象国	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
2	日本	4	4	0	4	0	40	0	8	0	3
	米国	7	4	0	14	0	92	0	12	1	7
	EUIPO	11	7	1	13	3	67	1	24	0	11
	中国	8	5	0	9	0	42	0	15	0	7
	韓国	4	2	0	4	0	22	0	5	0	4
	合計	34	22	1	44	3	263	1	64	1	32
グループ	調査対象国	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
2	日本	8	2	0	2	30	1	0	55	1	2
	米国	15	2	1	5	47	1	2	133	1	6
	EUIPO	13	6	2	10	54	7	5	91	4	4
	中国	10	3	1	6	39	4	2	61	2	2
	韓国	4	1	0	3	23	1	1	51	1	2
	合計	50	14	4	26	193	14	10	391	9	16
グループ	調査対象国	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
2	日本	1	1	1	0	1,018	548	20	326	36	18
	米国	3	1	4	0	4,779	352	51	698	81	32
	EUIPO	2	4	4	1	2,350	247	44	549	56	30
	中国	2	2	1	0	633	83	13	192	20	17
	韓国	1	1	1	0	1,356	181	15	4,352	13	12
	合計	9	9	11	1	10,136	1,411	143	6,117	206	109
グループ	調査対象国	41	42	43	44	45	Total				
2	日本	1,999	1,503	22	20	107	9,346				
	米国	9,262	6,429	47	93	214	35,044				
	EUIPO	4,062	3,234	65	65	114	21,469				
	中国	1,143	935	13	20	37	5,971				
	韓国	1,781	2,806	38	40	116	19,812				
	合計	18,247	14,907	185	238	588	91,642				

分析に使用したデータ：Clarivate Analytics のデータベース

図 3-3-5 グループ 2 における調査対象国の出願区分ごとの直接及び国際出願区分数
(バブル図) (2019 年から 2023 年の合計)
※重複排除後の結果



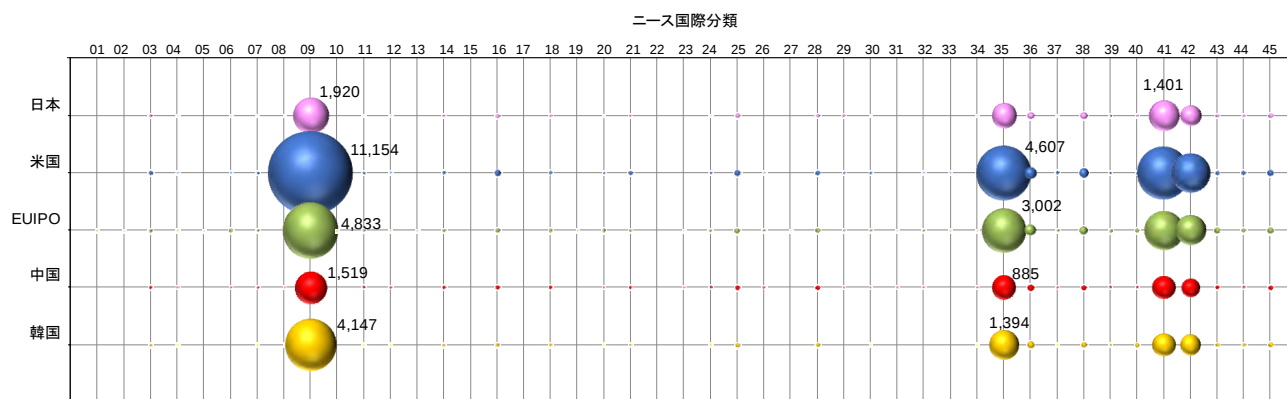
分析に使用したデータ：Clarivate Analytics のデータベース

表 3-3-7 グループ 3 における調査対象国の出願区分ごとの直接及び国際登録出願区分数
(2019 年から 2023 年の合計)
※重複排除後の結果

グループ	調査対象国	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
3	日本	0	0	9	1	0	2	1	1	1,920	0
	米国	0	0	14	1	0	2	5	1	11154	0
	EUIPO	2	1	10	2	1	17	4	1	4833	1
	中国	0	0	7	1	0	2	3	1	1519	0
	韓国	0	0	5	1	0	0	2	1	4147	0
	合計	2	1	45	6	1	23	15	5	23,573	1
グループ	調査対象国	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
3	日本	1	2	0	5	0	18	0	8	0	1
	米国	4	2	0	9	0	43	0	12	0	3
	EUIPO	4	1	1	9	0	21	0	13	2	12
	中国	4	3	0	8	0	18	0	13	0	2
	韓国	1	1	0	4	0	11	0	6	0	1
	合計	14	9	1	35	0	111	0	52	2	19
グループ	調査対象国	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
3	日本	5	0	0	2	22	0	0	16	8	1
	米国	15	0	0	4	33	1	0	19	4	5
	EUIPO	7	0	1	6	27	3	1	22	3	5
	中国	7	0	1	5	25	3	0	21	1	1
	韓国	3	0	0	2	16	0	0	14	0	1
	合計	37	0	2	19	123	7	1	92	16	13
グループ	調査対象国	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
3	日本	0	0	0	1	956	61	1	67	5	5
	米国	0	1	1	1	4607	173	8	108	4	7
	EUIPO	1	4	2	1	3002	167	5	87	10	19
	中国	1	1	0	1	885	45	3	27	4	4
	韓国	0	0	0	1	1394	49	2	30	3	17
	合計	2	6	3	5	10,844	495	19	319	26	52
グループ	調査対象国	41	42	43	44	45	Total				
3	日本	1,401	634	13	7	28	5,202				
	米国	4282	2388	16	15	41	22,983				
	EUIPO	2344	1355	39	13	41	12,100				
	中国	766	489	12	4	21	3,908				
	韓国	787	577	13	8	22	7,119				
	合計	9,580	5,443	93	47	153	51,312				

分析に使用したデータ：Clarivate Analytics のデータベース

図 3-3-6 グループ 3 における調査対象国の出願区分ごとの直接及び国際登録出願区分数
(バブル図) (2019 年から 2023 年の合計)
※重複排除後の結果



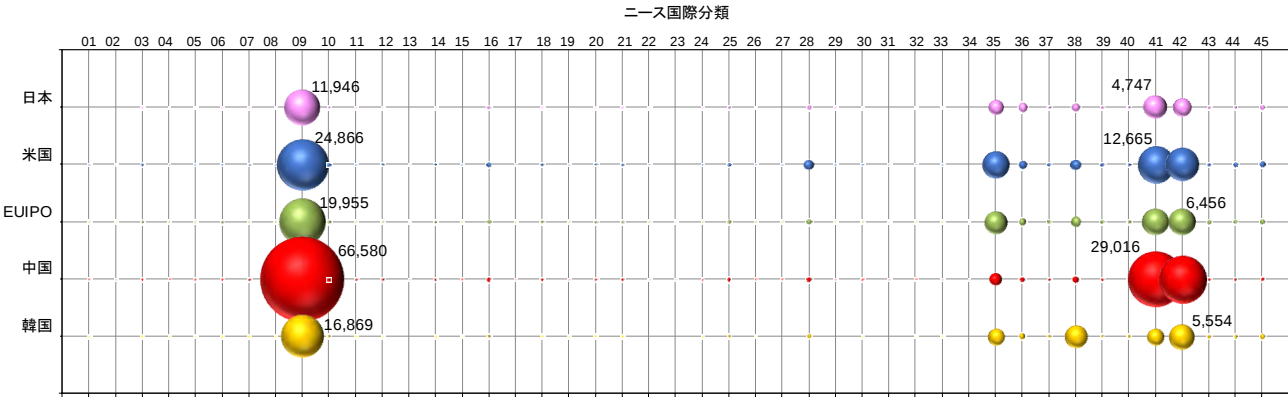
分析に使用したデータ：Clarivate Analytics のデータベース

表 3-3-8 全キーワードにおける調査対象国の出願区分ごとの直接及び国際登録出願区分数
(2019 年から 2023 年の合計)
※重複排除後の結果

グループ	調査対象国	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
全キーワード	日本	1	0	13	3	2	6	8	3	11,946	20
	米国	5	2	38	4	6	10	19	9	24866	80
	EUIPO	7	3	21	9	8	25	13	9	19955	48
	中国	6	3	17	7	10	14	27	10	66580	28
	韓国	4	0	11	5	2	6	12	6	16869	25
	合計	23	8	100	28	28	61	79	37	140,216	201
グループ	調査対象国	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
全キーワード	日本	6	4	0	9	1	48	1	15	1	7
	米国	14	25	2	28	6	156	2	33	6	25
	EUIPO	15	11	3	22	7	81	6	37	8	27
	中国	24	23	2	23	7	73	2	33	5	20
	韓国	6	4	1	10	2	32	1	14	4	14
	合計	65	67	8	92	23	390	12	132	24	93
グループ	調査対象国	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
全キーワード	日本	14	4	0	6	43	2	0	97	11	5
	米国	36	5	1	14	91	5	5	708	8	15
	EUIPO	24	8	3	17	73	9	6	156	5	8
	中国	25	4	2	14	65	6	6	118	5	10
	韓国	11	1	0	8	33	2	1	96	1	3
	合計	110	22	6	59	305	24	18	1,175	30	41
グループ	調査対象国	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
全キーワード	日本	1	2	2	1	1,895	620	29	410	51	21
	米国	3	3	5	1	6345	523	73	917	91	53
	EUIPO	3	6	5	2	4447	385	68	734	73	48
	中国	4	6	3	2	1267	129	27	287	33	24
	韓国	1	2	2	1	2472	240	32	4419	23	36
	合計	12	19	17	7	16,426	1,897	229	6,767	271	182
グループ	調査対象国	41	42	43	44	45	Total				
全キーワード	日本	4,747	2,920	41	32	141	23,189				
	米国	12,665	9637	61	158	256	57,015				
	EUIPO	6,373	6456	99	88	163	39,574				
	中国	29,016	21201	35	36	61	119,300				
	韓国	2,514	5554	60	58	151	32,749				
	合計	55,315	45,768	296	372	772	271,827				

分析に使用したデータ：Clarivate Analytics のデータベース

図 3-3-7 全キーワードにおける調査対象国の出願区分ごとの直接及び国際登録出願区分数
(バブル図) (2019 年から 2023 年の合計)
※重複排除後の結果



分析に使用したデータ：Clarivate Analytics のデータベース

第4章 グローバル企業の国際的な商標出願動向

グローバルに事業を行っていると思われる企業の商標出願動向等を調査する。その企業について、主要各国・機関に出願している商標の状況を調査し、国際的な商標出願の現状を調査・分析する。調査対象企業は、「令和5年度商標出願動向調査報告書ーマクロ調査ー」（令和6年3月 特許庁）においてグローバル企業として選定した企業を中心に、調査対象の主要各国・機関である日本、米国、EUIPO、英国、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、スイス、中国、韓国、ブラジル、ロシア、インド、メキシコ、ベトナムの半数以上（8か国以上）に直接商標出願を5年間合計で10件以上行っている企業の中から商標出願件数の多い合計39社について商標出願動向を調査した。

日本企業の出願件数を見ると、2019年から2023年では自国を含む東アジア、東南アジア、欧州、北アメリカ、南アメリカの順で多く出願されており、主要国では自国である日本に続き、中国、米国、EUIPOへの出願が多くなっている。2023年に限れば、調査対象国全体において自国、中国、米国の順は変わらないが、次いでノルウェーに多く出願されている。一方、欧州への出願ではEU加盟国の中でも欧州主要国である、ドイツ、フランス、イタリア、スペインへの出願は認められるが、オーストリア、ベネルクス、アイルランド、ポーランド、ルーマニア、クロアチアを除くEU加盟国への出願はなく、EUIPOへの出願でEU加盟国をほぼカバーしている様子が確認できる。そのため、EU加盟国でない英国、スイス、ウクライナ、ノルウェーへの出願は、他のEU加盟国と比較すると出願件数が多くなっている。欧州の主要国の中では英国への出願件数が他の欧州の主要国よりも多く認められる。これは英国のEU離脱に伴い英国での商標権の確保にEUIPOへの出願を代用するという手段が利用できなくなり、英国への直接出願あるいは英国を指定国とした国際登録出願を行わなければならなくなったことが影響を及ぼしているものと考えられる。国際登録出願の1社当たりの利用件数は欧州に次いで多く、直近2023年の国際登録出願の指定国としては、中国が最も多く、次いでEUIPO、米国、英国、韓国の順となっている。

米国企業は、2019年から2023年では東アジア、欧州、南アメリカ、東南アジアなど広範囲に多く出願しており、東アジア、欧州に加えて地理的に近い南アメリカを貿易相手国として重視している傾向が窺える。更に、東南アジア、中東、アフリカへの出願は自国への出願以上に行われており、新しいマーケットへの進出の様子が窺える。主要国では自国である米国より中国への出願が多く見られる。2023年に限れば、調査対象国全体において、中国、次いで米国、メキシコ、カナダの順となっている。欧州への出願ではEU加盟国に対しては広く出願を行っているものの、クロアチアを除き欧州の主要国以外への出願件数は少なく、米国企業も日本企業と同様に欧州に対してはEUIPOへの出願でカバーしているようであり、EU加盟国でない英国、スイス、ウクライナ、ノルウェーへの出願はEU加盟国への出願よりも多く行われている。直近2023年の国際登録出願の指定国としては、カナダが最も多く、次いでオーストラリア、メキシコ、英国、ノルウェーの順となっている。

欧州企業は、2019年から2023年では欧州、東アジア、北アメリカ、南アメリカ、東南アジア、中東、アフリカなどに広く出願しており、主要国では欧州に続いて、中国、米国、スイスの順で出願件数が多い。2023年においては、中国、カナダ、EUIPO、米国に次いで、英国への出願が多く見られる。中国と米国へ多く出願し、またEUIPO及び欧州各国への

出願件数も多く、東アジアへの出願も活発である。これは欧州全体を自社のマーケットと捉え、かつ他国への貿易を積極的に進めているためと考えられる。欧州の中では EU 加盟各国への出願件数は EUIPO への出願件数より少なく、EUIPO を積極的に利用している企業が多いように見受けられるものの、クロアチアへの直接出願は欧州の主要国への直接出願に匹敵する多さを示していることも特徴として挙げられる。EU 非加盟国である英国、スイス、ウクライナ、ノルウェーへの出願も多く行われている。国際登録出願の 1 社当たりの利用件数は非常に多く、直近 2023 年の国際登録出願の指定国としては、英国、日本、ウクライナ、オーストラリア、カナダへの国際登録出願が多く見受けられる。

中国企業は、2019 年から 2023 年では自国のほか東南アジアへの出願が多く行われているが、自国を除く東アジア、欧州、南アメリカ、中東などに広く出願しており、主要国では自国である中国への出願が突出して多く、次いで、欧州、インド、ブラジル、日本、米国の順となっている。また、2023 年に限れば、調査対象国全体において中国、次いで、サウジアラビア、ノルウェー、マカオ、EUIPO への出願が多く見られる。欧州の中では EU 加盟国への出願は EUIPO への出願より少なく、EUIPO を積極的に利用しているように見受けられる。EU 非加盟国である英国、スイス、ウクライナ、ノルウェーへの出願も多く行われている。国際登録出願の 1 社当たりの利用件数は米国企業、日本企業に次いで多く、直近 2023 年ではフィリピン、マレーシア、インドネシア、ノルウェー、アラブ首長国連邦への国際登録出願が多く見受けられる。

韓国企業は、2019 年から 2023 年では欧州、自国、自国を除く東アジア、東南アジア、北アメリカ、南アメリカの順に多く出願している。主要国では自国である韓国に次いで、中国、欧州、米国の順で出願件数が多くなっており、2023 年においては、自国、中国に次いで、米国、EUIPO、カナダ、英国への出願が多く見られる。欧州の中では EU 加盟各国への出願も行われているが、EUIPO への出願より少なく、EUIPO への出願を積極的に利用しているように見受けられる。EU 非加盟国である英国、スイス、ノルウェーへの出願も EU 加盟国への出願と比較すると多く行われている。国際登録出願の 1 社当たりの利用件数は日本企業に次いで多く、直近 2023 年では米国、中国、タイ、カナダ、ノルウェーへの国際登録出願が多く見受けられる。

日本、米国、欧州、中国、韓国のいずれのグローバル企業においても、欧州への出願については EUIPO への出願を積極的に利用しているようである。国際登録出願については積極的に利用している企業とあまり利用していない企業が混在している。

グローバル企業の国際登録出願の利用割合をグローバル企業の国籍別にまとめた結果を表 4-1-1 および図 4-1-1、図 4-1-2 に示す。

表 4-1-1 グローバル企業（国籍別）の国際登録出願の利用割合（2019 年～2023 年）

		2019	2020	2021	2022	2023	5年の累計
日本企業	直接出願	76.3%	72.9%	72.5%	74.5%	64.0%	72.6%
	国際登録出願	23.7%	27.1%	27.5%	25.5%	36.0%	27.4%
米国企業	直接出願	80.4%	82.3%	81.4%	85.9%	73.0%	81.1%
	国際登録出願	19.6%	17.7%	18.6%	14.1%	27.0%	18.9%
欧州企業	直接出願	65.8%	67.6%	68.2%	68.7%	60.9%	66.4%
	国際登録出願	34.2%	32.4%	31.8%	31.3%	39.1%	33.6%
中国企業	直接出願	70.3%	69.1%	73.5%	76.9%	77.4%	72.5%
	国際登録出願	29.7%	30.9%	26.5%	23.1%	22.6%	27.5%
韓国企業	直接出願	69.2%	68.3%	73.3%	55.2%	68.0%	66.1%
	国際登録出願	30.8%	31.7%	26.7%	44.8%	32.0%	33.9%

出典：Clarivate Analytics のデータ

図 4-1-1 グローバル企業（国籍別）の国際登録出願の利用割合（2019 年～2023 年の合計）

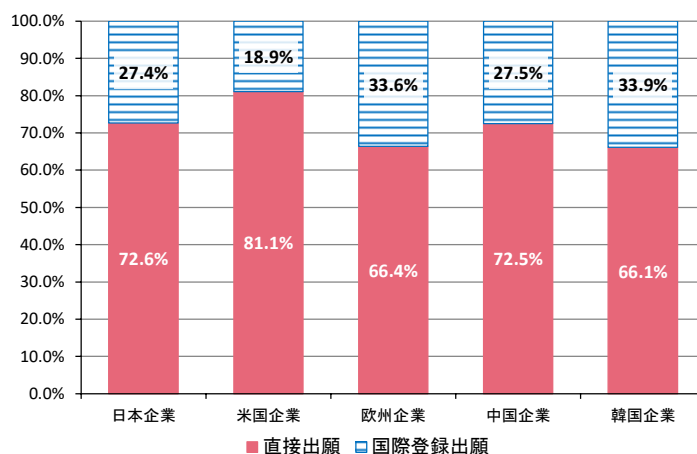
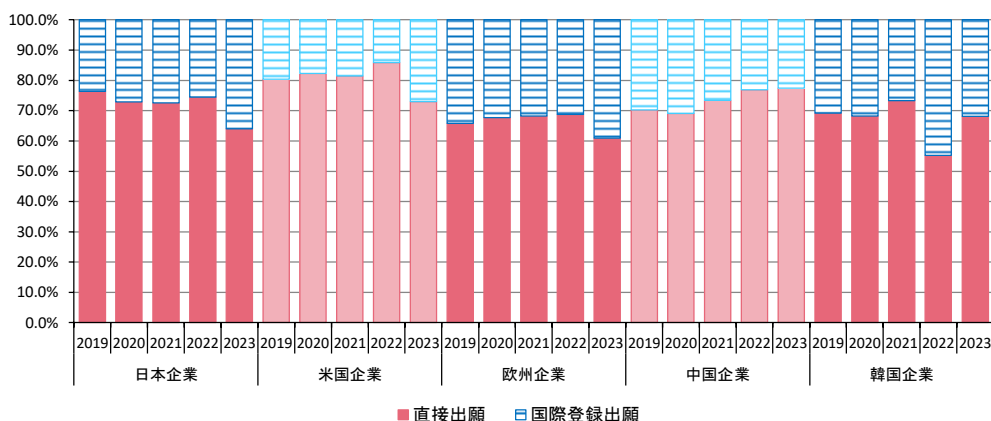


図 4-1-2 グローバル企業（国籍別）の国際登録出願の利用割合の推移（2019 年～2023 年）



出典：Clarivate Analytics のデータ

国際登録出願の利用については、過去 5 年間の累計を見てみると、韓国企業の利用割合が最も多く、次いで欧州企業、中国企業、日本企業、米国企業の順となっている。また、2019 年から 2023 年までのグローバル企業（国籍別）の国際登録出願の利用割合の推移を見てみると、日本企業、韓国企業では 2019 年から 2023 年にかけて、増減はあるものの概ね増加傾向にある。中国企業では、2019 年以降概ね減少傾向を示している。欧州企業では、2019 年から 2022 年まで国際登録出願の利用割合は減少傾向を示していたが、2023 年に急増し過去 5 年間で最高値となった。米国企業では、2019 年から 2022 年まで増減を繰り返しながら減少傾向にあったが、2023 年に急増し過去 5 年間で最高値となった。

調査対象となっているグローバル企業について、企業の国籍別に 2019 年から 2023 年までの主要各国への出願件数の合計の割合を分析した結果を表 4-1-2 に示す。

表 4-1-2 グローバル企業（国籍別）の主要国への出願割合（2019 年～2023 年の合計）

		日本	米国	欧州	スイス	中国	韓国	ブラジル	ロシア	インド	メキシコ	ベトナム
日本企業	合計	12,390	2,241	1,693	502	8,746	1,774	675	526	751	653	841
	1社当たり	953	172	130	39	673	136	52	40	58	50	65
	出願割合	40.24%	7.28%	5.50%	1.63%	28.40%	5.76%	2.19%	1.71%	2.44%	2.12%	2.73%
米国企業	合計	2,199	4,577	3,973	1,562	9,395	1,814	3,421	1,666	2,981	4,486	1,185
	1社当たり	220	458	397	156	940	181	342	167	298	449	119
	出願割合	5.90%	12.28%	10.66%	4.19%	25.22%	4.87%	9.18%	4.47%	8.00%	12.04%	3.18%
欧州企業	合計	1,989	4,017	6,709	2,428	6,150	1,210	1,384	1,941	1,524	1,840	644
	1社当たり	284	574	958	347	879	173	198	277	218	263	92
	出願割合	6.67%	13.46%	22.49%	8.14%	20.61%	4.06%	4.64%	6.51%	5.11%	6.17%	2.16%
中国企業	合計	745	724	1,581	410	60,208	710	749	658	1,353	675	515
	1社当たり	149	145	316	82	12,042	142	150	132	271	135	103
	出願割合	1.09%	1.06%	2.31%	0.60%	88.12%	1.04%	1.10%	0.96%	1.98%	0.99%	0.75%
韓国企業	合計	653	2,156	2,201	359	2,661	5,448	864	650	1,112	867	689
	1社当たり	163	539	550	90	665	1,362	216	163	278	217	172
	出願割合	3.70%	12.21%	12.46%	2.03%	15.07%	30.85%	4.89%	3.68%	6.30%	4.91%	3.90%

出典：Clarivate Analytics のデータ

備考：欧州は EUIPO、英国、ドイツ、フランス、イタリア、スペインの合計としている。

中国企業では、自国への出願の割合が他の国籍の企業よりも非常に高いことが分かる。日本企業、欧州企業、韓国企業では、自国への出願割合が最も多く、次いで中国への出願割合が多くなっている。米国企業では、中国への出願割合が最も多いが、それ以外は主要各国にバランス良く出願されており、グローバル市場を対象とした活動を行っている様子が認められる。

次に、調査対象となっているグローバル企業について、企業の国籍別に出願先地域ごとの出願状況を分析した結果を表 4-1-3 に示す。

表 4-1-3 グローバル企業の国籍別－出願先地域別の出願件数（2019 年～2023 年の合計）

		自国	ヨーロッパ	北アメリカ	中央アメリカ	南アメリカ	東アジア	東南アジア	南・中央アジア	アフリカ	オセアニア	中東	合計
日本企業	合計	12,390	4,464	4,231	0	3,022	14,460	7,405	1,063	958	1,257	1,723	50,973
	1社当たり	953	343	325	0	232	1,112	570	82	74	97	133	3,921
	出願割合	24.31%	8.76%	8.30%	0.00%	5.93%	28.37%	14.53%	2.09%	1.88%	2.47%	3.38%	
米国企業	合計	4,577	13,512	8,200	440	10,819	17,002	10,809	4,224	5,674	3,279	8,546	87,082
	1社当たり	458	1,351	820	44	1,082	1,700	1,081	422	567	328	855	8,708
	出願割合	5.26%	15.52%	9.42%	0.51%	12.42%	19.52%	12.41%	4.85%	6.52%	3.77%	9.81%	
欧州企業	合計	3,781	16,363	9,237	436	6,399	11,661	5,799	2,276	2,516	2,025	5,213	65,706
	1社当たり	540	2,338	1,320	62	914	1,666	828	325	359	289	745	9,387
	出願割合	5.75%	24.90%	14.06%	0.66%	9.74%	17.75%	8.83%	3.46%	3.83%	3.08%	7.93%	
中国企業	合計	60,208	4,036	2,109	22	2,964	3,872	5,379	1,714	1,893	909	2,979	86,085
	1社当たり	12,042	807	422	4	593	774	1,076	343	379	182	596	17,217
	出願割合	69.94%	4.69%	2.45%	0.03%	3.44%	4.50%	6.25%	1.99%	2.20%	1.06%	3.46%	
韓国企業	合計	5,448	6,421	4,181	263	2,648	4,512	4,357	1,372	1,212	1,233	2,283	33,930
	1社当たり	1,362	1,605	1,045	66	662	1,128	1,089	343	303	308	571	8,483
	出願割合	16.06%	18.92%	12.32%	0.78%	7.80%	13.30%	12.84%	4.04%	3.57%	3.63%	6.73%	

出典：Clarivate Analytics のデータ

主要各国への出願割合の状況と同様に、中国企業においては、自国への出願割合が非常に高くなっていることが分かる。一方、日本企業、米国企業、欧州企業及び韓国企業においては、各地域への出願がバランス良く行われていることが分かる。1 社当たりの出願件数を見ると、中国企業が最も多く、次いで欧州企業、米国企業、韓国企業の順であり、大きく離れて最も少ないのは日本企業となっている。

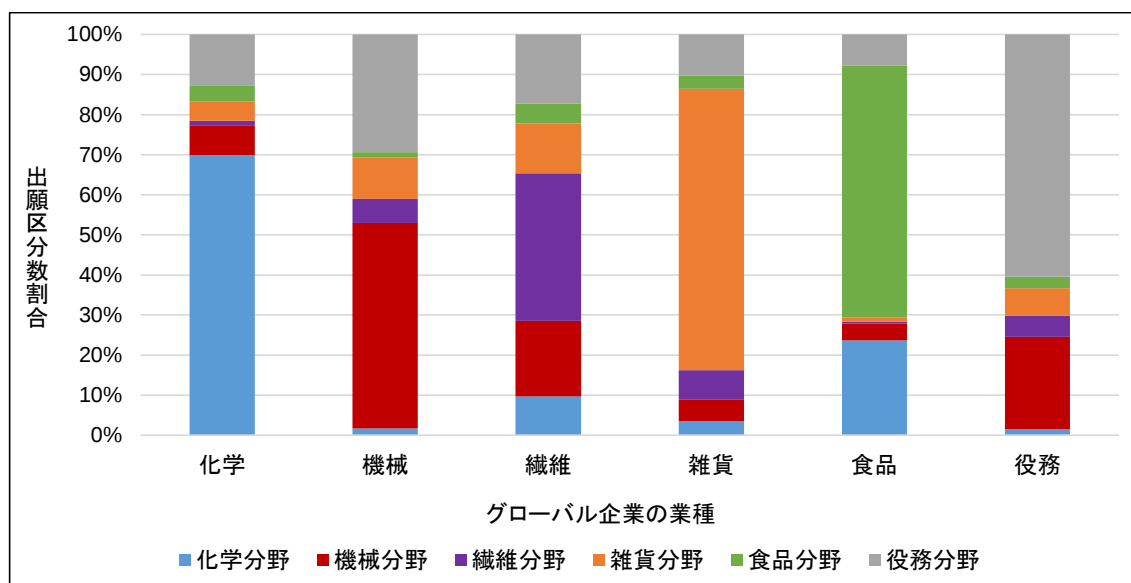
グローバル企業の業種別の各産業分野別の出願区分数及び出願区分数割合を表 4-1-4、図 4-1-3 に示す。

表 4-1-4 グローバル企業の産業分野別出願区分数及び出願区分数割合（業種別）（2023 年）

			出願分野					
			化学分野	機械分野	繊維分野	雑貨分野	食品分野	役務分野
グローバル企業の業種	化学	出願区分数	9,038	963	142	627	497	1,661
		出願区分数割合	69.9%	7.4%	1.1%	4.8%	3.8%	12.8%
	機械	出願区分数	291	8,764	1,030	1,771	218	5,018
		出願区分数割合	1.7%	51.3%	6.0%	10.4%	1.3%	29.4%
	繊維	出願区分数	214	416	812	272	112	380
		出願区分数割合	9.7%	18.9%	36.8%	12.3%	5.1%	17.2%
	雑貨	出願区分数	144	225	299	2,889	135	424
		出願区分数割合	3.5%	5.5%	7.3%	70.2%	3.3%	10.3%
	食品	出願区分数	297	53	5	13	788	98
		出願区分数割合	23.7%	4.2%	0.4%	1.0%	62.8%	7.8%
	役務	出願区分数	168	2,537	586	747	324	6,662
		出願区分数割合	1.5%	23.0%	5.3%	6.8%	2.9%	60.4%
	合計							

出典：Clarivate Analytics のデータ

図 4-1-3 グローバル企業の産業分野別出願区分数割合（業種別）（2023 年）



グローバル企業の出願動向を業種別に見てみると、全業種において、企業の業種に対応する産業分野への出願が最も多いことがわかる。グローバル企業の業種が役務以外の業種に属するグローバル企業では、役務分野への出願が多く認められる。これは、いずれの企業においても主となる業種に加えて、それに関連するサービスへのビジネス展開が行われていることがその一因であると考えられる。役務の業種に属するグローバル企業では、役務分野への出願の次に多く出願が行われているのは機械分野となっている。これは、本調査で調査対象としたグローバル企業の中で役務の業種に属する企業にはインターネット上でのサービスを展開する企業が多く含まれており、そのサービスに関連するソフトウェアなどを対象とした出願が含まれていることが一因であると考えられる。

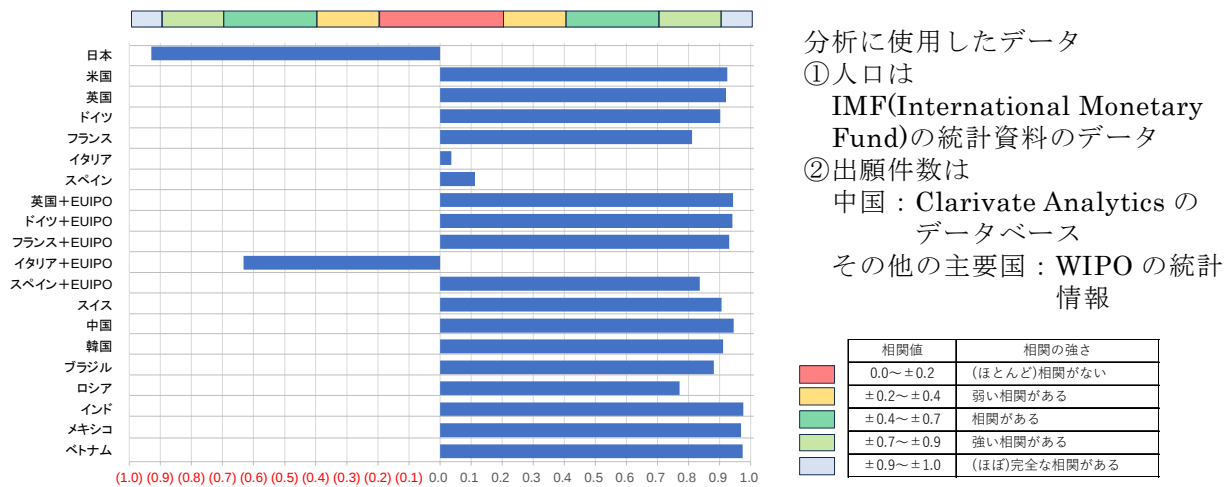
第5章 経済・産業状況と商標出願動向の関連

第1節 人口と商標出願動向について

【人口の推移と商標出願件数の動向の関連】

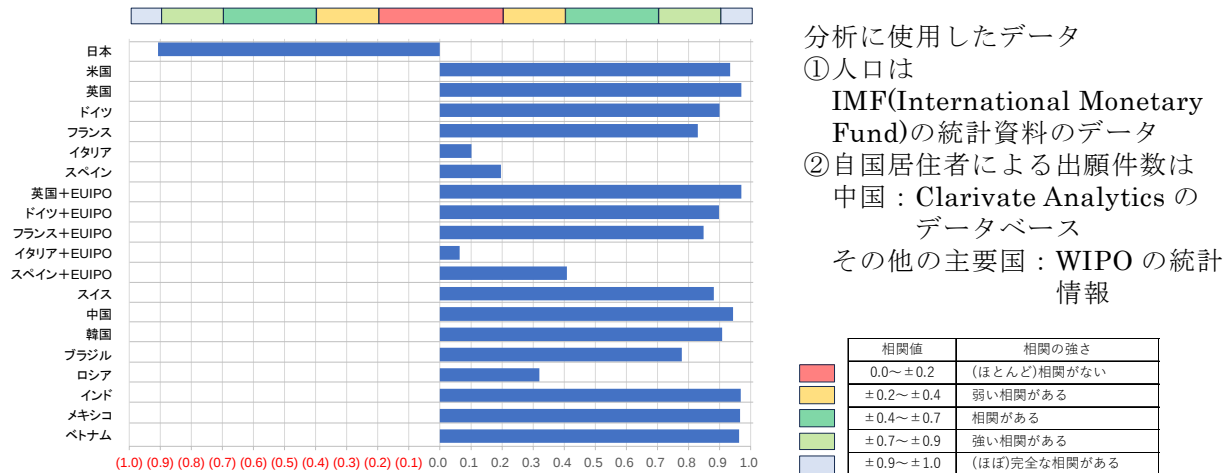
全主要国において、商標出願件数と人口を対応させる時期に違いはあっても人口と商標出願件数の間には少なくとも相関があり、多くの主要国で強い相関又はほぼ完全な相関があるという結果が得られた。EU加盟の主要国については、イタリアを除き、各国への商標出願件数と各国の人口の相関値よりも各国の商標出願件数にEUIPOへの商標出願件数を加算した商標出願件数と各国の人口との相関値の方がより強い相関を示すという結果が得られた。

図5-1-1 主要各国における人口と商標出願件数の相関値



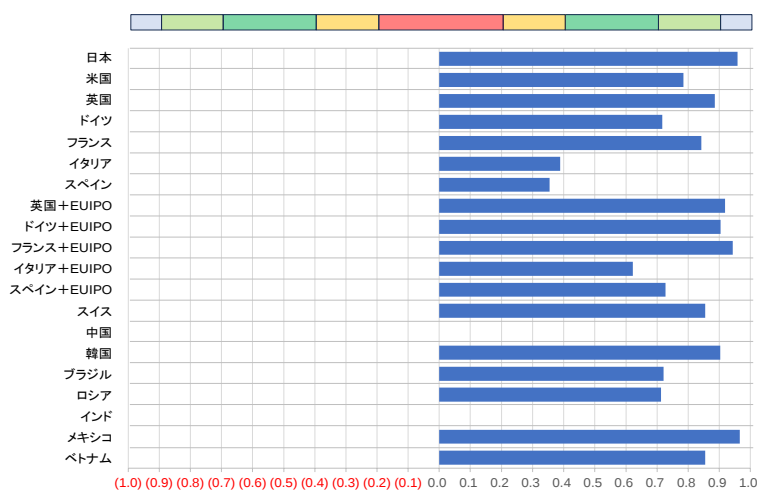
次に、自国居住者による商標出願件数と人口の関連についての調査からは、ほとんどの主要国において、自国居住者による商標出願件数と人口を対応させる時期に違いはあっても人口と自国居住者による商標出願件数の間には強い相関があるという結果が得られた。EU加盟の主要国については、ドイツとイタリア以外の国では、各国への自国居住者による商標出願件数と各国の人口の相関値よりも各国の自国居住者による商標出願件数に自国居住者によるEUIPOへの商標出願件数を加算した商標出願件数と各国の人口との相関値の方がより強い相関を示すという結果が得られた。

図5-1-2 主要各国における人口と自国居住者による商標出願件数の相関値



主要各国の労働力人口と商標出願件数の関連においては、多くの主要国において、商標出願件数と労働力人口を対応させる時期に違いはあっても労働力人口と商標出願件数の間には強い相関があるという結果が得られた。イタリアを除く EU 加盟の主要国については、各国への商標出願件数と各国の労働力人口の相関値よりも各国の商標出願件数に EUIPO への商標出願件数を加算した商標出願件数と各国の労働力人口との相関値の方がより強い相関を示すという結果が得られた。

図 5-1-3 主要各国における労働力人口と商標出願件数の相関値



分析に使用したデータ

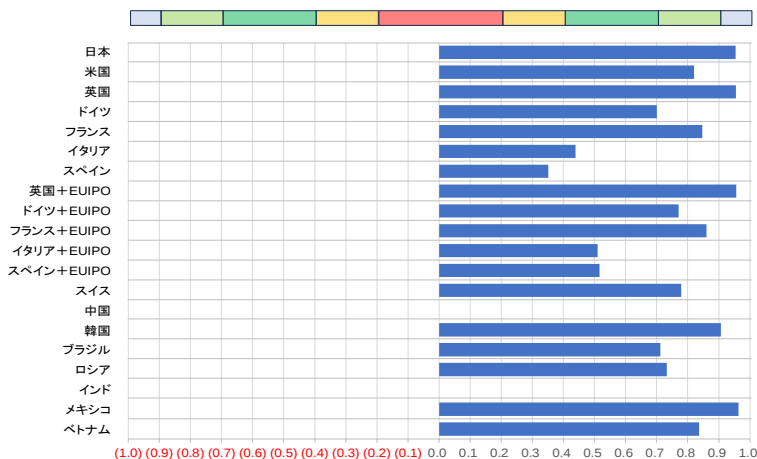
- ①労働力人口は ILO(International Labour Organization)の統計資料のデータ
- ②出願件数は WIPO の統計情報のデータ

備考：中国、インドの労働力人口のデータは取得できなかった。

相関値	相関の強さ
0.0～±0.2	(ほとんど)相関がない
±0.2～±0.4	弱い相関がある
±0.4～±0.7	相関がある
±0.7～±0.9	強い相関がある
±0.9～±1.0	(ほぼ)完全な相関がある

次に、自国居住者による商標出願件数と労働力人口の関連についての調査からは、ほとんどの主要国において、自国居住者による商標出願件数と労働力人口を対応させる時期に違いはあっても労働力人口と自国居住者による商標出願件数の間には強い相関があるという結果が得られた。EU 加盟の主要国については、各国への自国居住者による商標出願件数と各国の労働力人口の相関値よりも各国の自国居住者による商標出願件数に自国居住者による EUIPO への商標出願件数を加算した商標出願件数と各国の労働力人口との相関値の方がより強い相関を示すという結果が得られた。

図 5-1-4 主要各国における労働力人口と自国居住者による商標出願件数の相関値



分析に使用したデータ

- ①労働力人口は ILO(International Labour Organization)の統計資料のデータ
- ②自国居住者による出願件数は WIPO の統計情報のデータ

備考：中国、インドの労働力人口のデータは取得できなかった。

相関値	相関の強さ
0.0～±0.2	(ほとんど)相関がない
±0.2～±0.4	弱い相関がある
±0.4～±0.7	相関がある
±0.7～±0.9	強い相関がある
±0.9～±1.0	(ほぼ)完全な相関がある

これらの結果から、商標出願件数の動向との関連を探るために採用した指標である人口は商標出願の出願人の対象とは考えにくい子供なども含まれたものであり、労働力人口の方が商標出願件数との関連を見る上ではより良い指標と考えられる。

また、労働力人口と自国居住者からの商標出願件数に限定した分析では、商標出願件数と労働力人口による分析結果と同様の結果を得られることができ、相関値については商標出願件数よりも自国居住者からの商標出願件数に限定した場合の方が概ね高い相関値となる結果を得ることができた。

結果として、労働力人口は経済・産業状況と商標出願件数との関連を見る上において、経済指標の一つであると考えられ、商標出願件数については、商標出願件数全体で観察するよりも自国居住者からの商標出願件数に着目する方がより関連性が表れるものと考えられる。

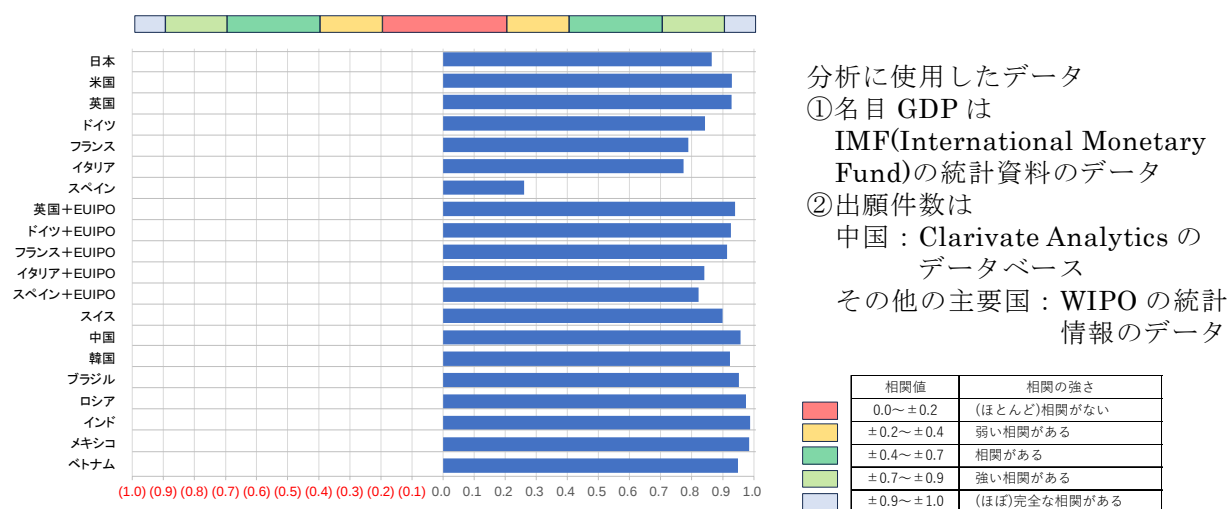
第2節 GDPと商標出願動向について

【名目 GDP と商標出願件数の関連】

2008 年から 2023 年の 16 年間のデータを対象とした調査結果からは、対象国の名目 GDP（現地通貨）と出願件数の関連を見てみると、ほとんどの主要国において、名目 GDP（現地通貨）と出願件数の間には完全な相関あるいは強い相関があることが判明した。

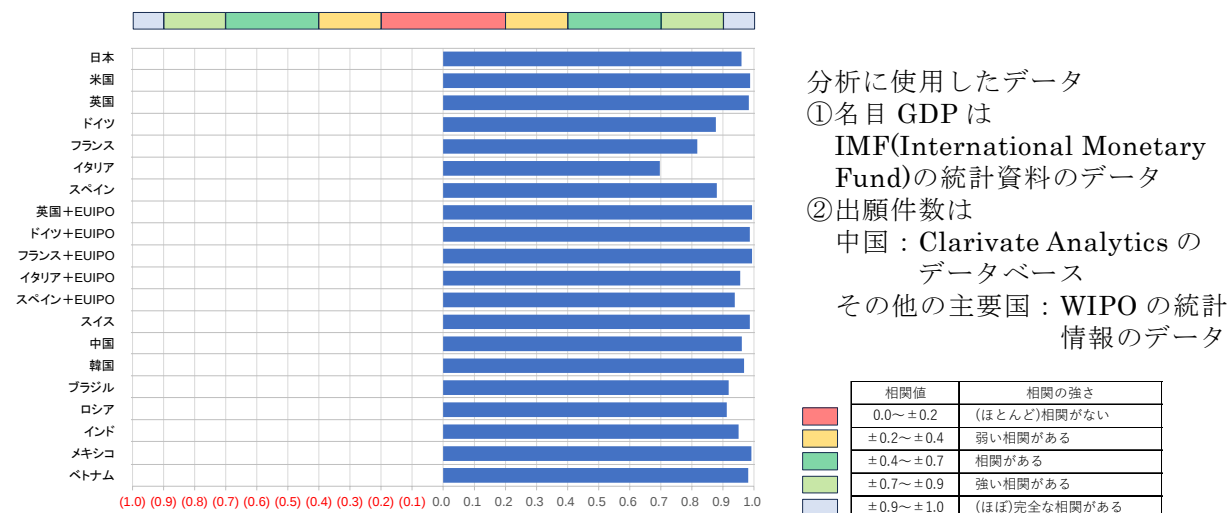
また、ドイツ、フランス、イタリア、スペインでは、各国の商標出願件数に EUIPO への商標出願件数を加算したものと名目 GDP（現地通貨）との間には、完全な相関あるいは強い相関があるという結果が得られている。

図 5-2-1 主要各国における名目 GDP と商標出願件数の相関値（2008 年～2023 年のデータ）



次に、リーマンショックや新型コロナウイルスの感染拡大の影響を除外した 2010 年から 2019 年の 10 年間のデータを対象とした調査結果からは、主要国の名目 GDP（現地通貨）と出願件数の関連を見てみると、全ての主要国において、名目 GDP（現地通貨）と出願件数の間には完全な相関あるいは強い相関があることが判明し、2008 年から 2023 年のデータを対象とした相関値よりも高い数値が示された。これは、リーマンショックや新型コロナウイルスの感染拡大による主要各国の経済状況への影響を除外したことによるものであると考えることができる。

図 5-2-2 主要各国における名目 GDP と商標出願件数の相関値（2010 年～2019 年のデータ）

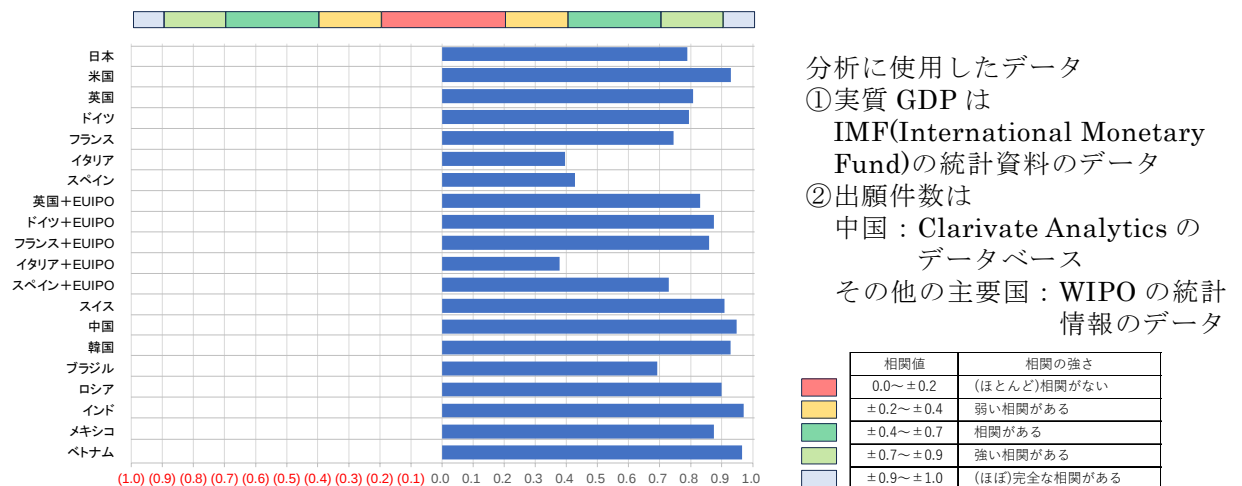


【実質 GDP と商標出願件数の関連】

2008 年から 2023 年の 16 年間のデータを対象とした調査結果からは、対象国の実質 GDP（現地通貨）と出願件数の関連を見てみると、ほとんどの主要国において、実質 GDP（現地通貨）と出願件数全体の間には完全な相関あるいは強い相関があることが判明した。

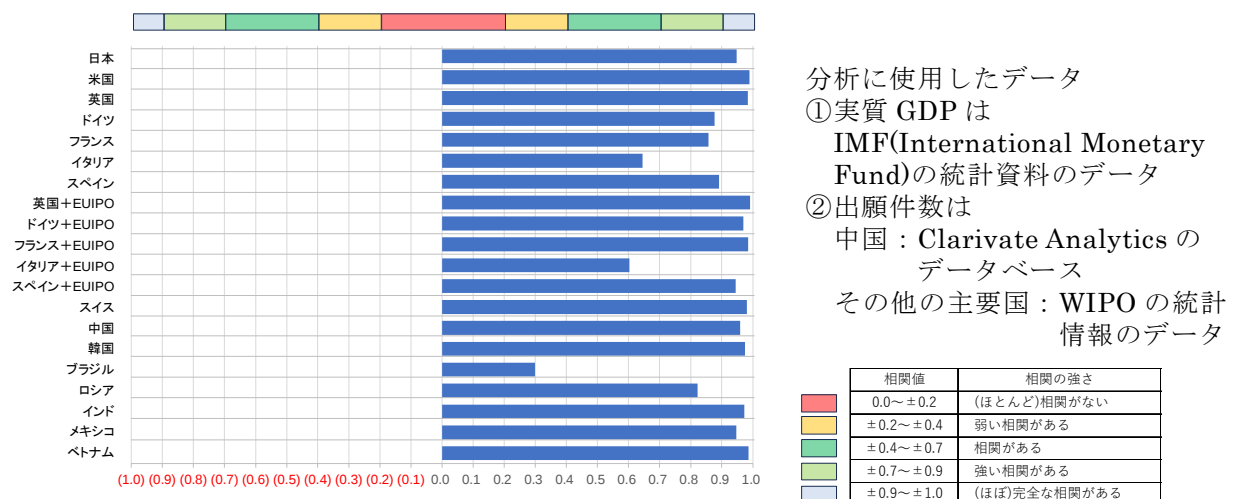
また、英国、ドイツ、フランスでは、各国の商標出願件数に EUIPO への商標出願件数を加算したものと実質 GDP（現地通貨）との間には、強い相関又は完全な相関があるという結果が得られている。

図 5-2-3 主要各国における実質 GDP と商標出願件数の相関値（2008 年～2023 年のデータ）



次に、リーマンショックや新型コロナウイルスの感染拡大の影響を除外した 2010 年から 2019 年の 10 年間のデータを対象とした調査結果からは、主要国の実質 GDP（現地通貨）と出願件数の関連を見てみると、ブラジルを除く全ての主要国において、実質 GDP（現地通貨）と出願件数の間には少なくとも相関があり、多くの国で強い相関あるいは完全な相関があることが判明し、2008 年から 2023 年のデータを対象とした相関値よりも高い数値を示している国が多くみられた。これは、リーマンショックや新型コロナウイルスの感染拡大による主要各国の経済状況への影響を除外したことによるものであると考えることができる。

図 5-2-4 主要各国における実質 GDP と商標出願件数の相関値（2010 年～2019 年のデータ）



名目 GDP（現地通貨）と商標出願件数との関連及び実質 GDP（現地通貨）と商標出願件数との関連の結果から、現地通貨ベースの名目 GDP 及び実質 GDP は、経済・産業状況と商標出願件数との関連を見る上において、経済指標の一つであると考えられる。

また、EU 加盟国については各国の出願件数に EUIPO の出願件数を加算して分析することがより良い結果を得られるものと考えられる。

第3節 為替の変動と商標出願動向について

【日本円対米国ドルの為替推移と日本から他の主要国への商標出願件数及び出願区分数の総数の関連】

各主要国の中でも日本からの出願件数が多い国から順番に調査対象国・機関を3グループ（グループ1（米国、EUIPO、中国、韓国）、グループ2（英国、ロシア、インド、メキシコ、ベトナム）、グループ3（ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、スイス、ブラジル））に分け分析を行ったところ、表5-3-1では、直接出願に関し優先順位が比較的高い国への出願件数は円安の環境でも減少することはないが、優先順位が比較的低い国への出願件数が減少することが示されている。また、表5-3-2では、直接出願に関し、優先順位が比較的高い国への出願区分数は円安の環境でも減少することはないが、優先順位が比較的低い国への出願区分数が減少することが示されている。このことから、本件調査で得られた情報に基づくと、円安下の内外出願における出願人の費用増大は、優先順位の比較的低い国への出願や出願区分数をコントロールすることで、優先順位の比較的高い国への出願や出願区分に影響がないように調整しているという見方をすることもできると思われる。

一方、全グループにおいて、円安傾向と国際登録出願件数及び国際登録出願区分数の増加には相関があるということが示されている。このことから、本件調査で得られた情報に基づくと、円安下の内外出願におけるコストプレッシャーに応える形で、直接出願より安価な国際登録出願が選ばれる傾向があるという見方をすることもできると思われる。こうした傾向は、実際に一部の弁理士や知財関係者からも聞かれることであり、円安が続く場合には、特に国際登録出願の増加が今後も見込まれるという見方をすることもできると思われる。

表5-3-1 日本円対米国ドルの為替推移と日本から各主要国グループへの商標出願件数の相関値（2008年～2023年）

グループ1	0	+1	+2	+3
直接出願件数	-0.014	0.058	0.485	0.714
国際登録出願件数	0.597	0.609	0.718	0.754
出願件数（合計）	0.138	0.191	0.570	0.762
グループ2	0	+1	+2	+3
直接出願件数	-0.416	-0.576	-0.342	0.107
国際登録出願件数	0.668	0.619	0.624	0.642
出願件数（合計）	0.476	0.350	0.473	0.693
グループ3	0	+1	+2	+3
直接出願件数	-0.539	-0.214	-0.001	-0.042
国際登録出願件数	0.467	0.388	0.471	0.560
出願件数（合計）	-0.066	0.150	0.381	0.411
全グループ合計	0	+1	+2	+3
直接出願件数	-0.065	0.001	0.433	0.685
国際登録出願件数	0.629	0.609	0.677	0.712
出願件数（合計）	0.189	0.220	0.568	0.760

【相関値と相関の強さの説明】

相関値	相関の強さ
0.0～±0.2	（ほとんど）相関がない
±0.2～±0.4	弱い相関がある
±0.4～±0.7	相関がある
±0.7～±0.9	強い相関がある
±0.9～±1.0	（ほぼ）完全な相関がある

分析に使用したデータ：実質GDP－IMF(International Monetary Fund)の統計資料
出願件数－スペイン以外の国・機関：Clarivate Analyticsのデータベース

スペイン：WIPOの統計情報

備考：グループ1（米国、EUIPO、中国、韓国）、
グループ2（英国、ロシア、インド、メキシコ、ベトナム）、
グループ3（ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、スイス、ブラジル）

表 5-3-2 日本円対米国ドルの為替推移と日本から各主要国グループへの商標出願区分数の
相関値（2008 年～2023 年）

グループ1	0	+1	+2	+3
直接出願区分数	0.002	0.108	0.535	0.739
国際登録出願区分数	0.611	0.593	0.716	0.784
出願区分数（合計）	0.282	0.322	0.650	0.807
グループ2	0	+1	+2	+3
直接出願区分数	-0.156	-0.241	0.129	0.477
国際登録出願区分数	0.678	0.602	0.631	0.654
出願区分数（合計）	0.560	0.470	0.595	0.711
グループ3	0	+1	+2	+3
直接出願区分数	-0.496	-0.083	0.252	0.158
国際登録出願区分数	0.541	0.448	0.563	0.599
出願区分数（合計）	0.369	0.424	0.648	0.627
全グループ合計	0	+1	+2	+3
直接出願区分数	-0.035	0.061	0.497	0.718
国際登録出願区分数	0.644	0.595	0.678	0.728
出願区分数（合計）	0.377	0.376	0.654	0.795

【相関値と相関の強さの説明】

相関値	相関の強さ
0.0～±0.2	(ほとんど)相関がない
±0.2～±0.4	弱い相関がある
±0.4～±0.7	相関がある
±0.7～±0.9	強い相関がある
±0.9～±1.0	(ほぼ)完全な相関がある

分析に使用したデータ：実質 GDP—IMF(International Monetary Fund)の統計資料
出願区分数—スペイン以外の国・機関：Clarivate Analytics の
データベース
スペイン：WIPO の統計情報

備考：グループ 1（米国、EUIPO、中国、韓国）、
グループ 2（英国、ロシア、インド、メキシコ、ベトナム）、
グループ 3（ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、スイス、ブラジル）

【日本円対米国ドルの為替推移と他の主要国から日本への商標出願件数及び 出願区分数の総数の関連】

各主要国の中でも日本への出願件数が多い国から順番に3グループ(グループ1(米国、ドイツ、中国、韓国)、グループ2(英国、フランス、イタリア、スペイン、スイス)、グループ3(ブラジル、ロシア、インド、メキシコ、ベトナム))に分け分析を行ったところ、表5-3-3では、直接出願に関し日本への出願が多いグループ1の出願件数は為替の変動に対して相関があるということが示されており、円安下では日本への出願が増加するという動きが見られる。一方、日本への出願がグループ1と比較して少ないグループ2及び3については、出願件数と為替の変動には相関が見られない。国際登録出願についても類似の傾向があり、グループ1において最も高い相関が見られ、グループ2に相関が見られないものの、グループ3には弱い相関が認められる。

また、表5-3-4では、直接出願に関し日本への出願が多いグループ1の出願区分数は為替の変動に対して相関があるということが示されており、円安下では日本への出願区分数が増加するという動きが見られる。一方、日本への出願がグループ1よりも少ないグループ2及び3については、グループ2では相関はあるものの相関値がグループ1よりも低く、グループ3では相関はないということが示されている。他方、国際登録出願については、グループ1と3において相関があるということが示されており、特にグループ2には相関が見られないにも関わらず、グループ3における相関値はグループ1よりも高くなっている。グループ2では国際登録出願区分数のみ為替レートの変動との相関との相関が見られない一方、グループ3では直接出願区分数のみ為替レートの変動との相関との相関が見られず、国際登録出願区分数はグループ1よりも円安時に増加するという点で、違和感のある結果となっている。

本件調査で得られた情報に基づくと、少なくとも日本への出願が盛んな米国、ドイツ、中国、韓国からの出願は、円安が続く場合には、直接出願及び国際登録出願ともに増加が見込まれるという見方をすることもできると思われる。

表 5-3-3 日本円対米国ドルの為替推移と各主要国グループから日本への商標出願件数の相関値
(2008 年～2023 年)

Group1	0	+1	+2	+3
直接出願件数	0.479	0.393	0.363	0.365
国際登録出願件数	0.357	0.288	0.217	0.195
出願件数 (合計)	0.452	0.369	0.325	0.320
Group2	0	+1	+2	+3
直接出願件数	-0.051	0.018	0.014	-0.034
国際登録出願件数	0.050	0.025	-0.039	-0.146
出願件数 (合計)	0.044	0.033	-0.039	-0.173
Group3	0	+1	+2	+3
直接出願件数	-0.117	-0.126	-0.081	0.085
国際登録出願件数	0.282	0.201	0.144	0.133
出願件数 (合計)	0.222	0.146	0.104	0.169
Total	0	+1	+2	+3
直接出願件数	0.486	0.401	0.370	0.371
国際登録出願件数	0.285	0.230	0.164	0.133
出願件数 (合計)	0.425	0.350	0.305	0.297

【相関値と相関の強さの説明】

相関値	相関の強さ
0.0～±0.2	(ほとんど)相関がない
±0.2～±0.4	弱い相関がある
±0.4～±0.7	相関がある
±0.7～±0.9	強い相関がある
±0.9～±1.0	(ほぼ)完全な相関がある

分析に使用したデータ：実質 GDP—IMF(International Monetary Fund)の統計資料
出願区分数—Clarivate Analytics のデータベース

備考：グループ 1：米国、ドイツ、中国、韓国

グループ 2：英国、フランス、イタリア、スペイン、スイス

グループ 3：ブラジル、ロシア、インド、メキシコ、ベトナム

表 5-3-4 日本円対米国ドルの為替推移と各主要国グループから日本への商標出願区分数の相関値 (2008 年～2023 年)

Group1	0	+1	+2	+3
直接出願区分数	0.494	0.410	0.366	0.352
国際登録出願区分数	0.380	0.306	0.232	0.208
出願区分数 (合計)	0.454	0.372	0.314	0.295
Group2	0	+1	+2	+3
直接出願区分数	0.344	0.345	0.211	-0.114
国際登録出願区分数	0.113	0.055	0.013	-0.052
出願区分数 (合計)	0.164	0.107	0.049	-0.074
Group3	0	+1	+2	+3
直接出願区分数	0.046	-0.007	-0.232	-0.277
国際登録出願区分数	0.468	0.333	0.122	0.048
出願区分数 (合計)	0.441	0.312	0.062	-0.014
Total	0	+1	+2	+3
直接出願区分数	0.518	0.431	0.377	0.344
国際登録出願区分数	0.304	0.237	0.172	0.142
出願区分数 (合計)	0.417	0.340	0.279	0.249

【相関値と相関の強さの説明】

相関値	相関の強さ
0.0～±0.2	(ほとんど)相関がない
±0.2～±0.4	弱い相関がある
±0.4～±0.7	相関がある
±0.7～±0.9	強い相関がある
±0.9～±1.0	(ほぼ)完全な相関がある

分析に使用したデータ：実質 GDP—IMF(International Monetary Fund)の統計資料
出願区分数—Clarivate Analytics のデータベース

備考：グループ 1：米国、ドイツ、中国、韓国

グループ 2：英国、フランス、イタリア、スペイン、スイス

グループ 3：ブラジル、ロシア、インド、メキシコ、ベトナム

第6章 総合分析のためのヒアリング調査の結果

本年度の調査結果の内容について、有識者へのヒアリング調査を実施した。

ヒアリング調査の対象となる有識者として、国内グローバル企業の知財担当者、国内弁理士、海外弁理士及び知財専門家（米国、英国、中国、韓国、ブラジル、インド、ベトナム）を選定した。

ヒアリング調査では、調査結果の解釈（出願件数の変化等が実感と合うか否か。）等について、各有識者の方々のご意見を伺う形で実施した。

国内のグローバル企業へのヒアリングでは、ヒアリング対象となる企業の業種、新商品の開発や市場への投入に対するビジネス戦略が各企業で相違することもあり、様々な意見を聞くことができた。

多くの有識者から、仮想空間関連商標に対する関心が全体として近年薄れている傾向であることが聞かれた。

有識者の一部からは、円安を含む為替の変動が、出願の戦略や傾向に影響を及ぼしている可能性があるという意見が聞かれた。

ヒアリング調査で得られたコメントは、以下のとおりである。

1. 国内グローバル企業における昨今の出願動向全体について

●国内グローバル企業

【企業A】

- ・ 従来の主力事業に関連する分野において事業が広がっており、商標出願もそれに応じている。広い地域で展開している事業については、該当国に必要な出願を行っている。

【企業B】

- ・ 事業の方向性に合わせて必要な全ての出願をしており、今後もそのように動く。区分数については実際に使う範囲に必要な区分のみを対象にしている。
- ・ 最近では従来の主力分野ではない分野への展開が増えており、それに応じた出願が増えている。

【企業C】

- ・ 使用する商標は登録し、使用しない商標は捨てるという基本方針を継続している。
- ・ 審査が早くなった国が増加したため、商品展開まで時間がある場合には、調査をせずに出願し様子を見るケースが増えている。また、特に発展途上国では審査にばらつきがあるため、出願前の詳細調査に効果がないことがある。相対的登録可能性の審査がない欧州では、スクリーニングのみをして出願し、異議申立がなければ使用する。

【企業D】

- ・ 全体的に事業範囲が広がっており、商標出願は国内外ともに増加傾向である。一方、出願先に依って識別力のない名称については出願しないという運用があるため、事業の広がりとは商標出願の増加は必ずしも連動していない。

2. 事務所における昨今のユーザー（属性別《海外企業・大企業・中小企業・個人等》）の出願動向について

●国内弁理士

【国内弁理士A】

- ・ 海外出願は増えているが、傾向としては大型案件の減少が顕著であり、これは世界情勢の不確実性の高まりによるものと認識している。
- ・ 中小企業、個人、スタートアップ企業による海外出願が増えている。

【国内弁理士B】

- ・ 幅広い業種の中小企業による海外出願が増えている。BtoC事業者では日本よりも成長が見込めそうな海外市場に展開を求める傾向がある。BtoB事業者では販路拡大による海外出願が増えている傾向がある。
- ・ 国内・海外出願ともに、かつて商標保護をしてこなかった企業による出願が増えており、今後も増加が見込まれる。
- ・ 中小企業の基本的な戦略は、まず国内で権利を確保し、海外へは確保した国内出願を基礎に国際登録出願を行うというもので、これはコスト面での理由が大きい。
- ・ 出願の増減は、経済動向に伴う各社の事業戦略の変更によるもので、パンデミックの影響はないと考えている。

【国内弁理士C】

- ・ 内出願については年々減り続けている印象。
- ・ 近年の傾向として、出願よりも調査にコストをかける出願人が増えている印象。海外で展開する商品には特に力を入れているため、調査・監視を充実させる傾向が強まっている。
- ・ 全体的な出願件数に大きな変化はないが、調査件数は増加している。

【国内弁理士D】

- ・ 昨今の傾向として、必要な商標のみに厳選した出願が行われるようになっている。以前は、出願に対して拒絶を受けても実際に使用するか不確かな商標については対応しないことがあったが、最近そのようなことは減った。
- ・ 出願件数は増えていないが、係争がかなり増え、コンサルティングが求められる機会の方が多くなっている。
- ・ 調査に関する傾向として、内出願調査は減っている。

●海外有識者（米国、英国、中国、韓国、ブラジル、インド、ベトナム）

【米国弁理士】

- ・ 出願審査にかかる期間が、商標出願を行うか否か、どのように商標出願を行うか、何件出願するか等、出願へのアプローチに影響を与える。以前は、何件かの出願を行い、3～4カ月待ち、審査結果を受けてから外国出願について検討していたが、現在は、最初の審査に7～8カ月かかると言われているため、事前に多くの調査を行う必要がある。出願審査にかかる期間の長期化は、国際登録出願又は直接出願といった出願方法にも

影響し、米国で拒絶を受けるリスクが海外出願へも波及することが懸念されている。

【英国知財専門家】

- ・ 英国は世界で最も急速に成長している主要国のひとつである。出願件数は2024年に9%増加し、過去10年間は年平均12%増加している。この成長の大部分は、特に中国本土からの小規模企業や個人によるものである。

【中国弁理士】

- ・ 日本の企業について、内出願は企業が自身で行っているケースが多いと思う。逆に中国では100%代理人を通じた出願（中国では弁理士でなくても代理可能）であると思われる。

【韓国弁理士】

- ・ 韓国では財閥系企業による出願に偏っており、そうした出願は多区分が多い。また、個人及び中小企業に対して弁理士に相談できる窓口を韓国特許庁が提供しており、地方自治体が経費の補助を行う出願支援事業があることで、個人及び中小企業間には事業開始に先駆けて商標出願をしておくという考えがあることも挙げられる。以上のことにより、韓国における一人当たりの出願件数は日本より多い傾向がある。

【ブラジル弁理士】

- ・ ブラジルへの出願の殆どはブラジル居住者によるものだが、このうちの半数は極めて小規模な企業又は個人によるものであり、大半のブラジル出願が大企業ではなく、小企業や個人によって出願されている点が大きな特徴である。
- ・ 感覚としては、小企業よりも個人による出願の増加が目立っている。

【インド弁理士】

- ・ 実際に関わる仕事として、最近の商標出願動向は動きが非常に大きく、デジタル、グローバル、地域ブランドへの明確なシフトが見られる。大企業も中小企業も、商標の保護に対してより積極的になっており、非伝統的な商標、地域ブランド、そして知的財産権の広範な権利行使にも重点を置くようになっている。この傾向は、グローバル化したデジタル経済において、商標の重要性に対する理解が深まっていることを示している。

【ベトナム弁理士】

- ・ 2021年に申請件数が若干減少した。近年は、新型コロナウイルス感染拡大前ほどのペースではないが、全体として増加傾向にあり、事務所として扱う件数も増えている。

3. 主要国・機関の全体的な出願動向について

●国内グローバル企業

【企業A】

- ・ ロシアについては、ウクライナ侵攻後に事業を停止しており、出願はほぼない。

- ・ インドでは事業展開がないが、第三者による出願対策に防衛目的の出願をしている。
- ・ 中国では悪意出願への対応が厳しくなり異議が認められやすくなっているが、依然として冒認出願が多いため、防衛目的の出願も監視も続けている。
- ・ 南米への出願が増加傾向であり、今後も増加が見込まれる。

【企業B】

- ・ 国内においては、事業部の企画の減少と連動して商標出願件数は減少傾向である。
- ・ 基本的な海外出願先であるアジア諸国の中では、中国への出願が特に多い。中国と韓国以外のアジア諸国においては、主要ブランドは出願済みであり関連商標を継続的に出願しているものの、急増の見込みはない。中国では、一定の期間に多くの防衛目的の出願を行った。

【企業C】

- ・ 地域特有の規制により欧州での事業展開の制約が増していることにより、商標出願件数も減少している。
- ・ ブラジルとインドの出願は伸びている。
- ・ 中国では元々活発な事業展開がなく、現状では具体的に商標展開を広げる展望もない。防衛目的での出願は、中国に限らず基本的にしない方針。

【企業D】

- ・ 米国における事業が順調であり、同国での商品展開が広がっている。
- ・ 中国では事業が限られているため、商品・商標展開も限られている。出願では、審査において候補名が通らないケースが多く、一つの商品につき複数の商標出願を必要としている。また、社名や主力製品名については防衛的な出願も行っている。
- ・ ロシアについては、ウクライナ侵攻後に事業を撤退しており、新商品に関する商標出願はない。
- ・ ブラジルでは事業は行っているものの、商標出願は少ない。出願の必要性が生じた場合には、国際登録出願を活用したい。

●国内弁理士

【国内弁理士A】

- ・ ロシアの出願増については、中国からの出願増が影響しているのではないかと考えられる。また、戦時下における商標の不使用による取消対策に、他国からの再出願が増えているという面もあると考えられる。
- ・ ブラジルの出願増は、EV関税免除等による投資や内需回復に起因すると思われる。2019年のマドリッド協定議定書への加盟も、海外からの出願を後押ししていると考えられる。
- ・ 中国では、2023年6月から、一定の条件を満たせば拒絶査定不服審判の中止（拒絶に引用された商標が不使用取消審判中や譲渡手続中の場合等）が可能になったことにより、バックアップ出願が不要になったことで、事務所からの出願件数も実際に減少している。このことは、全体的な出願件数減少の一要因であると考えられる。また、CNIPA

によるブルースカイプロジェクトにより、不正な代理人（法人・個人含む）が一旦一掃されたことで、不正な代理人による出願の減少も考えられる。更に、悪意が疑われる出願に対して拒絶が出やすくなっていることで、出願件数が一層減少しているという面もあると思われる。なお、近年、中国では異議申立件数が増加を続け、出願よりも係争の件数の方が多い。出願全体の動向については、拒絶を受けることなく登録に至るケースは稀となっている。実務面においては、商品・役務の積極表示ができるという点で、国際登録出願の使い勝手が良い。

【国内弁理士B】

- ・ 大企業・中小企業ともに、海外出願においては米国、英国含むEU圏、中国が主要であり、これら地域への出願動向は従来から変わっておらず、2022年-2023年も減少しているという印象はない。
- ・ 中小企業においては、ブラジル、インドについて最近出願が増えているという印象はなく、特に中小企業にとってはこれらの国における事業展開のハードルが高く、今後増える見込みがあるとも言えない。
- ・ 国内出願については、必要な権利を確保していない中小企業や、従来に比べて知財教育を受け知財意識の高いベンチャー企業等の新規企業からの出願が、今後増えていくと思われる。

【国内弁理士C】

- ・ 欧米への出願動向については、近年特に変化はない。同地域ではメインブランドの権利は既に確保されているため、新規の出願はあまりない。
- ・ 実際の業務では、ASEAN諸国への出願件数が伸びている。
- ・ 中国については、法改正により悪意出願に対して厳しい対応が取られるようになったことにより、悪意出願への対応として使用予定の商標・区分に追加して類似の商標や使用予定外の区分まで出願するといった従来のケースがなくなり、無駄な出願・区分指定が減った。中国への本来不要な出願・区分指定が減ったことにより、中南米やアフリカ地域にも力を入れられるようになった。
- ・ 中南米の出願先としては、ブラジルが最多であり、次いでアルゼンチンが多く、その他コロンビア、チリ、ペルーなどがある。ブラジルの出願増として考える要因は、マドリッド協定議定書への加盟と、法改正による審査期間の短縮が挙げられる。審査については、かつては6年かかることもあったことで、出願控えの原因となっていた。
- ・ アフリカの出願先としては、南アフリカが最多で、その他ナイジェリア、ケニア、OAPIなどがあるが、例えばナイジェリアなどは市場として注目されていても、審査にかかる時間が依然として極めて長く、出願のハードルになっている。
- ・ インドとロシアへの出願は増えている。ロシアは、ブラジル程の変化ではないものの、審査スピードが上がった。審査にかかる時間の短縮は、出願の伸びに大きく影響すると思われる。

【国内弁理士D】

- ・ 中国への出願は、一昔前のピークよりは落ち着いてきた。かつて、中国では同じ出願

人による同じ商標の出願が大量に行われており、中には同じ出願が20-30回行われることもあった。その理由の一つとしては、従来、中国では引用拒絶を受けた際の対応に、例えば引用商標に対する不使用取消審判を行っても、取消審判中に当初の出願の審理が中止されなかったということが挙げられる。中国では、商標登録証がないとオンラインモールに出店することができないため、中国で事業展開を行う国内事業者は既に出願・登録を完了している。今後出願が増えるか否かは、日本で事業を成功させ中国展開に踏み出せる力のある事業者がこの先どの程度現れるか次第と思われる。

- ・ ASEAN諸国の出願相談は減りつつあり、その理由として、現地代理人費用がかなり上がったこと、出願人が国際登録出願に慣れてきたこと、審査の質の向上により手続きがスムーズになってきたこと等が挙げられる。
- ・ ブラジルへの出願相談は増えている。障壁としては、ブラジル代理人の費用が高額であることや、登録までスムーズでない場合が多いということが挙げられる。
- ・ ロシアとベラルーシへの出願はないが、ウクライナへの出願は問題なく対応している。

●海外有識者（米国、英国、中国、韓国、ブラジル、インド、ベトナム）

【米国弁理士】

- ・ 2020年から2021年の米国における商標出願の増加には、新型コロナウイルス感染拡大に応じた新しいビジネスを開発する人が増えたこと、企業が商標出願への余剰予算を持っていたことの2つが影響したと考える。2022年及び2023年の出願増加は予想通りである。
- ・ 従来から、半年～1年のずれがあるかもしれないが、商標の出願状況は経済状況と一致していると感じる。一般的に米国では企業の余剰所得や個人の余剰所得は商標出願に影響を与える。知財や商標出願への支出の優先順位が低い場合もあるが、現在の米国は経済指標が悪いにも関わらず、出願件数は堅調に推移している。また、商標出願は雇用やインフレ低下と非常に密接な関係にあると考えている。
- ・ ロシアについては、ウクライナ侵攻後、不使用取消の回避を目的としてロシアにおける登録商標に対して実際に行動を起こしたことはない。ロシアにおいて防衛目的で出願することは、いずれ不使用取消を防ぐために商標を使用しなければならないことを考えると、短期的な解決策のように思える。
- ・ 中国は、米国企業にとって常に重要な存在である。中国では単一区分出願や拒絶対策としての予備候補の出願があるため、米国では常に中国への対策が焦点となっている。米国では先に外国や国際登録出願を通じて登録された商標については使用証拠の提出が不要であるが、中国から米国への出願に多い個人・小企業による偽の使用証拠の提出が問題となっており、USPTOは中国からの出願に対して特に厳しく対応している。米国ではAmazon等のプラットフォームで販売を行うためには商標登録が要求されることが増えているため、中国企業はそうした販売に必要な商標権を得ることを目指している。今後米国出願が増えるのか中国出願が増えるのか、予測は難しいが、いずれも世界で最も多くの出願を行う2か国であり、両国間で多くの商標関連業務の行き来があることが見込まれる。
- ・ ブラジルはマドリッド協定議定書に加盟したことで、出願件数の増加につながっていると思う。ロシア及びインドも国際登録出願であれば出願費用が非常に安価であるこ

とが、出願数が増えているように見える一因となっている可能性がある。インド及びブラジルは新興市場であるため、クライアントはある程度の保護範囲を確保したいと考えていると思う。特にブラジルについては、以前は出願費用が非常に高かったが、現在は少なくとも最初の出願についてはかなり安価になった。新興市場であることとコスト的な問題は、出願件数の増減に関係があると推測する。

- ・ なお、米国からブラジルへの出願は、新型コロナウイルス感染拡大期でも堅調に伸びていたが、ブラジルから米国への出願は従来から多くはない。

【英国知財専門家】

- ・ 英国、インド、ブラジルは近年著しい成長を遂げており、2018年以降の出願件数における成長率は年平均10%を超えている。一方、米国、欧州、日本、韓国の成長は低下傾向にある（年率5%以下）。インドはすでにEUの全登録簿の合計で欧州を抜き、2026-2027年頃には米国を追い抜く勢いである。ブラジルは、現在の成長率が続けば、2027年に欧州を、2031年には米国を追い抜くであろうと思われる。
- ・ ロシアも直近では二桁成長を遂げているが、これはウクライナ侵攻以来、外国ブランドの撤退によって生まれた空白を埋めようとする国内出願人が牽引している可能性がある。
- ・ ブラジル、インド、ロシアといった例外を除き、ほとんどの主要国・機関で見られた2022年の大幅な減少は憂慮すべきものではなく、「通常」の水準に戻ったと言える。2022年の出願件数は、2010年から2019年までの長期トレンドに沿ったものであり、つまり2022年ではなく2020-2021年が例外であったと思われる。2020年及び2021年には主要国・機関において15-35%の例外的な伸びを示したが、これは新型コロナウイルスによる商業的な影響（例えば、ブランド所有者がオンラインの小売に軸足を移した等）に関連していた。ブラジルとインドは、2022年の減少を辛くも回避した。これら2か国は成長の勢いが続いている登録簿であるためである。ロシアは、欧米ブランドに対する不透明感に乗じて国内出願人の商業活動が活発化したことにより、出願件数の減少を回避した。
- ・ 中国は、長年にわたりグローバルブランド所有者にとって重要な市場であるが、依然として内出願が主流である。外国出願人による中国出願は毎年約20万件行われているが、これは総出願数の約3%に過ぎない。外国出願人による中国への出願件数は、2019年の28万件がピークであり、その後は着実に減少しており、これは新型コロナウイルス禍の国境封鎖や貿易問題が原因であると考えられる。
- ・ 今後の世界的なトレンドにおいて予測を困難なものにする1つの問題は、世界貿易に関する米国新政府の政策である。世界的に高関税の時期に入ると、最初は国内ブランドにポジティブな刺激が与えられるかもしれないが、中期的にはグローバルブランドの構築にマイナスの影響を与える可能性があると思われる。

【中国弁理士】

- ・ 主要国・機関全体の出願件数に影響を大きく与えている要因は、中国からの越境EC（Amazon等）に関する出願の増減であると思われる。
- ・ 中国から米国への出願について特徴的な出来事として、インターネット上のプラットフォーム

フォームを用いて格安な商標出願サービスを提供していた業者が米国で近年逮捕され、当該サービスを用いた商標出願が全て取り消されたことで、約15,000件の商標が取り消されたということが挙げられる。また、当該サービスを用いた新規出願も受け付けられておらず、出願件数には相当の影響があったと考えられる。

- ・ 中国から日本への出願動向としては、売却交渉を目的とした商標の先取りが増えており、ターゲットとしては日本の企業よりも日本で活動する中国企業となっている。
- ・ 日本から中国への出願は減っており、審査が厳しくなっていることが要因の一つであるが、法改正により不使用取消審判中に再出願をする必要がなくなったことも挙げられる。審査の傾向としては、既存商標が多すぎるため登録にならないケースが多く、基本的に審査自体も厳しくなっており、使用予定がなさそうと思われる出願に対しては拒絶が発せられやすくなっている。そのため、従来と異なり、防衛目的で全類の出願をするようなケースも、今後は減っていく可能性がある。

【韓国弁理士】

- ・ 韓国国内では、自国の政治不安、米大統領の自国優先主義、外国での戦争のあおりを受けた物価上昇等により経済が悪化し、今後は商標出願件数が減少するおそれが見込まれている。実際に、海外からの出願を一時的に止め、投資の一部である商標出願に関する意思決定を保留するというケースも複数聞かれる。このように、韓国企業は来年度の事業計画が立てられないほどの状況であり、先行き不透明であることがわかる。そうした中で、全体としてコスト意識が非常に高まっており、現金を確保しておきたいという傾向がある。特に零細企業は経済環境が厳しく、来年度予算は厳しくなると考えられるため、来年度は内出願もだが特に内外出願に対する環境が厳しくなるのではないかと考えている。
- ・ ベトナムは韓国にとって従来から東南アジアにおける核となる事業展開先であり、出願は堅調。
- ・ ロシアへの出願について、ウクライナ侵攻以降、外国企業が続々と撤収した後、撤収した企業のブランドを現地企業が模倣し、関連する商標の出願が増えたことが、2023年の増加の一因であると考えられる。業務としては、基本的にロシアへの出願はなく、ウクライナ侵攻前には模倣品対策等の出願に関する相談はあったが、侵攻後はない。ただし、商標の不使用対策も含めた権利の防護・維持に関する相談はある。
- ・ 中国に関しては、2022年以降、韓国から中国への出願は減っており、これは韓国ブランドの需要が中国国内で減っていることが要因と思われる。実際に、中国と韓国の貿易規模は減少傾向である。また、中国では使用意思のない出願に対する審査が厳しくなっていることも出願減に影響していると考えられる。商標出願の大幅な増減は見込まれていない。

【ブラジル弁理士】

- ・ 新型コロナウイルスの影響に関わらず、ブラジルにおける商標出願は年々増加を続けており、この要因は内出願の増加によるものだと考えられる。ブラジル居住者による出願がほとんどを占め、次に多い出願元は中国及び米国の居住者であるが、両国ともわずかな割合に過ぎない。

- ・ ブラジルは2019年にマドリッド協定議定書に加盟したことにより若干の出願件数の増加が見られたものの、加盟以前から出願の増加傾向が見られていたため、2019年以降継続的な出願増がこの加盟に起因するものとは必ずしも言えないと思われる。なお、2021年には海外出願の伸びが見られたが、その一因として、2021年にコロナウイルス感染拡大の影響が前年よりも落ち着き始め、実質的に国際登録出願を使う最初の機会になったという面はあると思われる。

【インド弁理士】

- ・ 2022年から2023年にかけての全体的な出願件数の減少は、中国における知的財産の成熟と法整備という長期的な傾向の中で見えるべきものであり、全体的な商標活動の急激な減少と捉えるべきではないと考えるが、以下の要素の影響も考えられる。
 - ① 市場の飽和とブランドの枯渇が理由となる可能性がある。また、多くの市場が成熟期に達しつつあり、企業の急速な拡大や商標保護の必要性が減少している可能性がある。企業は知財の出願に関してより戦略的になり、積極的に出願するのではなく、ポートフォリオの統合に重点を置くようになっていいると考えられる。先進国の成熟した企業は、知財ポートフォリオの拡大を目指すのではなく、既存の商標の更新や権利行使に重点を置いているかもしれない。
 - ② 企業は知財保護へのアプローチを多様化しており、新しいタイプのブランディング、デジタル資産、新技術に焦点を当てている。企業は他の法的メカニズム（例：特許、著作権、デジタル著作権）による保護に目を向けるようになり、商標出願が減少している可能性がある。
 - ③ 世界経済の減速と不確実性の増大、ウクライナ戦争や米中貿易摩擦等の地政学的緊張によって悪化している世界的なサプライチェーンの混乱、インフレの上昇、高金利、新型コロナウイルスの長引く影響により、世界各地で経済が不安定になっている。企業がブランディングや知財への拡大や投資に関する意思決定をより保守的にしている可能性があり、特に中小企業（SME）やスタートアップ企業は、財務的な圧迫に直面している可能性がある。
 - ④ デジタルトランスフォーメーションとブランド戦略の変化。
 - ⑤ ドメイン名紛争や侵害時の自発的な和解等、知財分野における代替的な紛争解決への関心が高まっている。そのため、一部の企業は新たな商標を出願せず、知財紛争を解決するためにより簡易な方法又は低コストの方法を選択している可能性がある。
- ・ 最終的に、商標出願の減少は短期的な傾向を示している可能性があるものの、この変化は急速に変化する世界のビジネス及び技術環境への大きな変化の一部であることを認識することが重要だと考える。市場が安定し、新しい機会が生まれるにつれて、特に企業が新しいデジタルトレンド、グローバル市場の拡大、新興技術に投資するにつれて、商標出願は回復する可能性がある。基本的に、出願件数の増加は、経済成長、eコマースの台頭、技術革新、ビジネスのグローバル化、マドリッド協定議定書等の国際条約による知的財産法の簡素化等の要因によって促進されることが多い。特に、ブランドの統合や知財ポートフォリオの管理が新規出願よりも優先される成熟経済においては、景気後退、法律の複雑さ、コストの上昇、市場の飽和により出願件数が減少

する可能性がある。経済が回復し、デジタル変革が加速し、企業が新しい市場に進出するにつれて、商標出願の世界的な傾向は増加すると予想される。特にeコマース、テクノロジー、ヘルスケア、及び新興市場のセクターがこの成長を牽引するだろう。

- **2022年から2023年にかけてのロシアにおける商標出願の増加は、国際的な制裁に対応した国内市場のシフト、欧米ブランドの撤退、現地企業による新ブランドの設立やリブランドの必要性等が主な要因となっている。**経済的孤立により、ロシア企業は技術革新を進め、市場のギャップを埋めるようになり、商標出願の増加につながった。さらに、デジタルサービスやeコマースの成長により、商標の需要がさらに高まっている。
- **ブラジルにおける商標の顕著な増加は、パンデミック後の回復、eコマース部門の活況、新興企業や起業家の増加に起因していると考えられる。**商標登録手続の簡素化に向けたブラジルの取り組みと知的財産権への理解の深まりが、国内外企業のブランド保護を後押ししている。市場トレンドとしての持続可能性の台頭も、ファッション、食品、テクノロジー等の分野における商標出願の増加に寄与している。
- **2022年から2023年にかけて、中国での商標出願件数はわずかに減少した。**中国は依然として世界最大の商標出願国の一つであるが、過去数年と比較して商標出願の成長率が鈍化していることが伺える。その理由として以下が挙げられる。①景気減速による事業拡大の縮小。②商標法改正による審査と拒絶率の上昇。③地政学的な懸念や知財保護の問題から、外国企業による出願が減少。④政府の悪意の出願を減らす努力は品質向上に寄与しているが、全体的な出願件数の減少につながっている。しかし、特定の分野、特にeコマースやテクノロジー分野では商標出願の増加が続いており、全体的な出願件数は若干減少している一方で、出願の質は依然として高いこと及びデジタル・新興セクターへの注力は依然として強いことを示唆している。

【ベトナム弁理士】

- 全体として国内出願も外国出願も増えている。**2023年には中国、日本、米国、イタリアからの出願が大幅に増えたことで、全体の出願件数も大きく伸びた。**
- **ベトナムにおける2023年の出願増は、国際登録出願の利用が増えたことによると考えている。**国際登録出願の増加にはコスト面と審査スピードが要因であると思う（国内出願では審査結果まで2-3年を要する）。
- **ロシアからの出願は増えている。**
- **ベトナムにおける出願増の理由は大きく3つある。**
 - ① **ベトナム企業が国内外での商標保護の重要性を以前にも増して認識している。**
 - ② **2024年にベトナムのトラム総書記長により、科学、技術、イノベーション、国家デジタル変革の画期的な発展に関する決議57が発行され、中でも知財システムの構築が最優先事項として挙げられている。**
 - ③ **ベトナムが外国にとって立地的に魅力的であり、具体的には、中国から撤退した企業が一度米国や欧州へ戻った後、インドネシアやマレーシア、タイ、ベトナムに拠点を移すことを検討しており、ベトナムや他の発展途上国に多くの投資家を誘致する競争が生まれているが、中でもベトナムには他国と比較して安定した経済と政治体制を持つという強みがある。若く勤勉な人材が豊富、給与も比較的高く、政府はインフラ整備と物流改善に注力しており、多くの自由貿易協定(FTA、EVFTA、**

CPTPP、RCEP) を通じて経済成長を目指している。実際に、電子分野や半導体分野に関わる大手の国際的企業が研究開発センターの拠点にベトナムを選んだりしている。

- ・ 近年では、中国のほか韓国及び日本が外国の投資先としてベトナムを選択し続けている結果、出願件数の伸びにも繋がっていると思われる。
- ・ 海外進出が検討されている国内ブランドが複数あり、競争を通じて自社ブランドがベトナムのナショナルブランドとして選ばれることを望む企業も存在する。
- ・ 中国については、2023年のベトナムへの出願件数は前年比の約1.5倍の増加を示している。逆に、ベトナム企業も中国でのビジネスチャンスを探っているが、実際に中国へのビジネスが増えているといった明らかな傾向は見られない。

4. 新型コロナウイルス感染拡大終息後の出願動向

●国内グローバル企業

【企業A】

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大・終息は、出願の増減や戦略に影響を与えなかった。

【企業B】

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大期に、事業部において目立った企画はあったが、特定の企画が普段より多く通った場合には他の企画が減ったりするため、全体的な出願件数や出願区分数の増減といった影響はなかった。

【企業C】

- ・ 新型コロナウイルスが及ぼした出願の増減や戦略に影響はなかったが、事業に及ぼした影響はあるだろう。

【企業D】

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大期には、社会全体において、打撃を受けた外食産業向けの事業用商品から家庭用商品へのシフトがあったが、商標の出願件数や調査件数の減少といった影響はなかった。会社ではリモートワークへのシフトがあったが、出願の先送りなど商標関連業務への影響はなかった。

●国内弁理士

【国内弁理士A】

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大・終息は、商標出願に大きく影響しなかったが、新型コロナウイルス感染拡大期においては、2020年に内内も内外も減った時期が一瞬あったが、すぐに従来の出願ペースに戻った。一瞬の落ち込みは、クライアント企業においてリモートワークへの移行等、事態に対して体制を整えることが優先されたためと考えられる。同時期においては、補助金を背景とした出願が増えたケースがあったこと、また衛生用品やITサービスに関する商標出願が増えたといったことがあった。新型コロナウイルス終息後は、海外状況の不透明さから、対外的な涉外案件の減少が見られた。

【国内弁理士B,D】

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大による出願件数減少等の直接的な影響はなかった。

【国内弁理士C】

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大は、全体としての出願件数には影響を及ぼさなかったが、第5, 10類の出願が増えた。一方、例えばリモートワークに関するITサービスのような分野に関する区分の増加は見られなかった。

●海外有識者（米国、英国、中国、韓国、ブラジル、インド、ベトナム）

【米国弁理士】

- ・ 最も大きな変化は、新型コロナウイルス感染拡大の2020年頃からUSPTOによる最初の審査期間が大幅に拡大し、FAまでの期間が従来の3～4カ月から8～9カ月かかるようになり、これはかつてなかった長さである。
- ・ 実務上の変化はない。
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大を受けて、非常に小規模ではあるが、製薬分野への資金投入や家庭における栄養補助食品、家庭内での活動分野への関心が高まった点が見られた。
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大の影響として、企業ではなく個人・小企業による出願の増加があったと思う。また、企業がある分野において予期せぬ収益を得て新しいビジネスに充てるケースもあったのではないかと感じている。一方、新型コロナウイルス感染拡大で大きな打撃を受けた業界は多いため、小売業や外食産業など、すべての分野で同じようなことが起きたわけではない。つまり、ある業界ではうまくいかなかったも、他業界では商標出願数が増加し、企業が不要なコストを削減することで実質的な全体の件数は減少したものとする。

【英国知財専門家】

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大及び終息期には、英国、米国、欧州における平均出願区分数がわずかに減少したという特徴があるが、これは1出願1区分の傾向が強い中国本土からの出願が非常に高い伸びを示した（2020年以降、年率20-30%）ためと考えられる。

【中国弁理士】

- ・ 感染拡大期に変化のあった点としては、感染拡大による外出自粛を受け、実店舗における役務提供事業者が関連商品の物販を始めたことで、元々の役務と物販対象の商品について新規に商標登録出願を行うといったケースの増加があった。

【韓国弁理士】

- ・ 全体で見ると、パンデミックによる経済状況の悪化は出願動向に影響があったように感じられるが、業務においてはパンデミックによる出願件数への影響はあまりなかったと感じている。パンデミック期に動きのあった商品・役務としては、eコマースに関する9類の出願や衛生用品の新ブランド、出前などの新規産業が少しばかり増加した印

象である。

【ブラジル弁理士】

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大の影響の一つとして、多くの人が失業したことが挙げられる。職を失い、自身で会社やビジネスを始めた人が増え、結果として国内で小企業や個人による商標出願が増加したと考えている。新型コロナウイルス感染拡大期には先行きの不透明さから、経済やその他すべての事柄に対して大きな不安と不確実性が人々の間で広がっていたことで、輸入や海外での新規事業への投資が恐れられていた様子があった。
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大期に最も出願が多かった区分は第9類、次いで42類、35類、41類が続き、第5類の増加はほとんど見られなかった。実際に取り扱った出願で多かった区分は、一般的な貿易、多種多様なものの取引に関する第35、42類であり、これらは恐らく感染拡大下で失業し小規模なビジネスやインターネット上のオンラインストアを開業した個人や、ソーシャルメディアを利用して他の商品やサービスを宣伝する個人、インフルエンサー等による出願が主だったものと思われる。

【インド弁理士】

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大以前は、世界市場の拡大、伝統的な産業におけるブランド保護及び事業の多角化に焦点が当てられていた。新型コロナウイルス感染拡大後は、初期段階では出願の一時的な減速が見られたものの、その後、デジタルブランディング、eコマース、テクノロジー主導のセクター、ヘルスケアの革新において急増が見られた。特にデジタル、健康、新興市場のセクターにおいて、企業が新しい種類の知的財産を保護し、新常态（ニューノーマル）に適応しようとする中で、出願件数の増加が続いている。

【ベトナム弁理士】

- ・ コロナにより出願件数が大きく影響を受けたということはない。件数が減少したのは2021年のみであり、その後は増加傾向にあり、これからも増加が続くと予想している。
- ・ コロナが商標出願に影響を与えたこととしては、全体としても業務においても、第5類、第10類、44類の出願が大幅に増えた点である。

5. 仮想空間関連の出願について（出願の際に使用するキーワードや区分等）

●国内グローバル企業

【企業A】

- ・ 仮想空間関連商標は、いくつか出願実績がある。区分は第9, 41類が主で、商品・役務に使用するキーワードは、「ダウンロード可能なxxx」や「仮想空間におけるxxx」である。これらは、国内外問わず防衛的な目的での出願という意味合いが強い。
- ・ 仮想空間に関わるビジネスは今後生じる可能性はあるが、広げる予定はない。
- ・ 仮想空間関連商標の出願に関する障壁は、分類や許容される表現が国・地域により異なること。

【企業B】

- ・ 仮想空間関連の商標出願はしておらず、具体的な見込みもない。但し、他社とのコラボレーションや、それによる販促活動では今後必要になる可能性はある。
- ・ 懸念として、日本において仮想空間関連商標には基本的に類似群コード11C01が割り当てられており、今後仮想空間上で自社ブランドの商標を取得したいとする場合でも、他社が既に商標権を取得している場合が想定される。

【企業C】

- ・ 仮想空間関連商標の出願はなく展望もない。仮想空間内で扱う商品に自社商標が無断で使用される若干の懸念がある程度である。

【企業D】

- ・ NFTや仮想空間内における商品・役務の事業展開は現時点ではないが、防衛目的での出願はしている。
- ・ 社名と製品名は防衛的に国内外で出願している。
- ・ 指定商品・役務の記載方法については、各国現地代理人のアドバイスに従っている。中国などでは「仮想空間」という語の使用が禁止されているなど認められない表現もあるため、可能な範囲で権利登録の確保を試みている。中国に限らず海外出願では、実際に商品・役務の記載について補正が求められることもよくあるが、これについても各国現地代理人のアドバイスに従っている。
- ・ 出願とは別に、仮想空間における侵害対策にはウォッチングやモニタリングを適宜行っている。
- ・ 仮想空間関連の商標に関する所感として、現実の商品もそれに相当する仮想の商品も、現実の商品の国際分類と同じであれば運用面で楽と感じている。

●国内弁理士**【国内弁理士A】**

- ・ 出願時には、「仮想+靴」や「仮想+衣服」のように「仮想」というキーワードを使っている。
- ・ 日本への出願の課題としては、仮想空間関連の商品には全て類似群コード11C01が当てられるが、同類似群コードを有する商標は既に膨大にあることもあり、仮想空間関連商標の出願を今後必要とする出願人が、類似群コードが同じでも全く異なる商品間で拒絶を受け（例えば、PC用マウスvs仮想食品）、権利を取得できないことが懸念される。
- ・ キーワードには、原則としてクライアントの事業に応じた表現を用いるが、出願先に依って認められる表現と認められない表現がある。

【国内弁理士B】

- ・ 国内外含め、クライアントの業界が仮想空間関連商標に絡んでおらず、仮想空間関連商標は取り扱い実績がほぼない。

【国内弁理士C】

- ・ 仮想空間関連商標の出願はそこまで多くない。内出願についてはいくつかケースがあり、出願時に用いられるキーワードとしては「仮想空間」が最も頻繁に使われており、区分としては、第9, 35, 36, 38, 41, 42類が多い。日本の企業では、通信環境上でのサービスに関する商標権は第41類で確保したい会社が多いが、海外では第38類で確保されていることが多いため、内外出願では第38類の採択、外内出願では第41類の採択に留意している。
- ・ 日本への出願の課題としては、現行制度では、ダウンロード可能な衣服と（現実空間、物理空間の）衣服は非類似とされている。一方、今後仮想空間がより一般的なものになると、実態として非類似としたままでよいのかという懸念がある。

【国内弁理士D】

- ・ 仮想空間関連商標を、例えば仮想空間における衣服等のようなものとする場合、そのような商標に関するビジネスは下火になっているという印象であり、事務所としても取扱い実績はない。一方、仮想空間を用いた現実世界のサービスに関する商標は扱った。
- ・ 商品・役務に用いられるキーワードの国によるばらつきは、各国で認められる表現に従った結果に過ぎないように思われる。

●海外弁理士（米国、英国、中国、韓国、ブラジル、インド、ベトナム）

【米国弁理士】

- ・ “virtual reality”というキーワードを指定する出願が最も多いということに驚きはない。例えば、ビデオゲームのアバターであっても、メタバースであっても“virtual reality”というキーワードを含めると思う。このキーワードが米国では最も使われている表現の一つである。
- ・ 2020年から2021年にかけて、米国では通常この分野に携わらないような多くの企業が、メタバースが世界でこの先どうなるかわからないまま、予防的あるいは展望着な出願を行っていたと感じている。米国では登録に先立ち使用証拠を提出する必要があるが、実際には商標を使用することはなく出願を取り下げたという経験が多い。
- ・ 一方、メタバースの分野に特化した出願人もおり、ビデオゲームに使用する商標権を所持している。そのような出願人は既に権利を持っているためこれ以上その分野での出願は行わない。メタバースの最初の波に乗った出願人による商標は、現在は失効しているか、登録が確保されている。
- ・ 見通しが不明な中、クライアントはメタバースを収益源として見ておらず、第三者にブランドを使われ始めることを懸念していたが、これは高級ブランド市場や常に偽造や無断使用の的となる特定のものを除いて、現実問題にはなっていないと思う。
- ・ メタバースの最初の波が起きたときには、様々な業界においてその商標保護の重要性を説いた記事が出ていた。多くの事業者が自身の肖像や名前がメタバース上で使用される可能性を想定し、仮想店舗、トークン、消費者向け製品の提供等による収益化を考えたが、実際にどのように収益化されるのか等、わからないことは依然として多い。
- ・ 個人的な見解では、現実世界でも仮想空間でも混同は同じであり、実際の現実世界の

商品やサービスに対する商標登録による保護は、米国裁判所に持ち込み、メタバース上の誰かを止めるのに十分だろう。よって、第9類で仮想空間関連の出願をすることはそれほど重要ではないと認識されていると思う。実際に問題が起きた場合は、警告書の送付や訴訟の提起で対応できるはずである。

- ・ 今後は、実際の商品に商標登録があれば、仮想商品にも権利行使が可能なため、防御的な使用が増えるとは言い難い。仮想空間への全体的な関心は続くと考えられるため、少なくとも商標出願件数には緩やかな増加が見られると予想するが、特に当初からメタバースに関心のなかった人たちの関心は一層薄れていくと思う。また、米国では登録前に使用証拠が必要なため、この分野では今後もこれが最も高い障壁であり続けるだろう。

【英国知財専門家】

- ・ 仮想空間（及びNFT）関連の出願は、2022年初頭に米国と欧州でピークに達し、2022年後半に大幅に減少した。
- ・ 区分は第9類が最も多く（24%の仮想空間関連出願）、次いで第35類（18%）、第41類（16%）、第42類（14%）と続いている。
- ・ 最初の障壁として、指定商品・役務に用いる語が表現として広すぎるという点が挙げられるであろうものの、各国の特許商標庁によってどの語が認められるかを説明したガイドラインが提供されれば、大きな障壁はなくなるだろう。
- ・ 仮想空間関連に関する出願は2022年初頭から大幅に減少しており、現在は商業的な需要や機会が少ないことを示唆している。

【中国弁理士】

- ・ 仮想空間関連商標の取り扱いは極めて少ない。
- ・ 従来、キーワードとして「仮想現実」が多い理由として、中国では商標出願時に指定商品・役務に使用できる表現が決まっているため、実務上の理由で表現の偏りがあるのではないと思われる。もっとも、最近では指定商品・役務に使用できる表現の幅は広がり始めている。
- ・ この分野の商標出願に関しては、今後も盛り上がりには欠けると思う。

【韓国弁理士】

- ・ 出願するキーワードについては、「仮想」と具体的な商品名を結合して指定する（例：仮想衣服、仮想鞆、仮想ネックレス等）。役務は、「仮想世界」、「仮想空間」、「仮想環境」、「仮想現実」、「メタバース基盤」等を設定し、その後に具体的な役務を結合する（例：仮想世界を活用した広告サービス、仮想環境を利用した音楽公演サービス等）。
- ・ 国際分類については、ソフトウェアに関する9類を指定、役務は現実世界での役務に対応する区分を指定する（例：「オンラインによるダウンロード可能な仮想〇〇の小売サービス」であれば35類、「メタバース基盤の旅行情報提供サービス」であれば39類）。韓国特許庁の審査官によっては他の名称に補正を求めることもあるが、現在のところ明確なガイドラインは設定されていない。

- ・ グローバル企業による投資は増えているため、世界的に見るとメタバース市場は今後増えるとも予想されているが、韓国では本ビジネスへの興味は下がっており、関連ビジネスから撤退した企業が多い。1-2年前にはマスコミや企業がビジネス展開（オンラインショッピングモールなど）を発表していたが、実生活では活用する機会がなく、国内経済が厳しい中で利益を上げる見込みが不透明なビジネスに投資することは難しいと言われている。企業の動きが鈍くなることにより、メタバースへの出願件数も減っている印象であり、現時点では今後の事業展望は明るくないと感じている。

【ブラジル弁理士】

- ・ 仮想空間関連は非常に新しいトピックであり、議論が活発に行われているものの、依然としてまとまった情報や規制が存在せず、そのことが、仮想空間関連での大きな動きが見られない理由の一つだと考えている。企業やプロジェクトの意思決定の立場にある責任者は、仮想空間関連事業に投資を始める前に、より強固な法整備がなされることを待っているものと思われる。事業者においてもブラジル国内全体においても、将来的には仮想空間に大きな関心を持つ人々が増えるかもしれないが、現時点でその商標保護に関心のある人は少ない。ブラジルの技術的な進展が他の国々ほど進んでいないことも一因かもしれない。
- ・ 通常、現実世界の商標登録が既に認められている場合、権利を所有していることがプラスにはなるものの、仮想世界における権利行使のために追加の仮想世界における商標の保護は必要ない。仮想空間関連であるか否かに関わらず、事業者はブラジルで販売されている商品に関して問題が発生するたびに、販売停止、差し押さえ、没収等の法律に基づく必要な措置を講じており、何か特別な措置を講じるといったアクションは見られない。

【インド弁理士】

- ・ 指定商品・役務に使用されているキーワードは、例えば以下のものが挙げられる。
Virtual goods, virtual objects, digital assets, NFTs, digital collectibles, Virtual reality, augmented reality, mixed reality, VR headsets, AR glasses, Metaverse platforms, virtual worlds, virtual spaces, digital environments, Online games, in-game items, video game software, gaming platforms, interactive entertainment, Digital identity, avatars, virtual meetings, social VR platforms, online communities, Virtual real estate, virtual marketplaces, virtual shopping, cryptocurrency, NFTs, Virtual events, immersive experiences, live streaming, virtual tours, virtual concerts, Blockchain-based virtual goods, smart contracts, decentralized platforms, tokenization, 3D design software, game engines, VR/AR development kits, interactive software, Virtual space infrastructure, cloud-based virtual services, server farms for VR/AR
- ・ 主な出願区分は、第9, 28, 35, 38, 41, 42, 45類である。
- ・ 仮想空間関連の商品や役務に関する商標について、事業者が出願する潜在的な可能性はあるが、デジタル商品やメタバースの急速な拡大に伴う重大な制度上の障壁がある。これらの障壁には、分類の不一致、仮想商品を定義する際の課題、管轄権の問題、権

利行使の困難さ、及びデジタル資産の分散型の性質が含まれる。しかし、仮想空間が成長し続ける中で、法制度や商標事務局はそれらに適応し、新しいデジタル領域における知財の効果的な保護のための新しい基準や手続きを作成する必要があると思われる。メタバース、仮想現実（VR）、拡張現実（AR）、デジタルコマース、NFT、ゲーム環境、その他のデジタルエコシステムを含む仮想空間のビジネス展望は非常に有望であり、成長の大きな可能性を秘めている。特にAI、ブロックチェーン、5G、没入型メディア等の分野で技術が進化し続ける中で、仮想空間は日常生活やビジネス運営にますます統合されると期待されている。

【ベトナム弁理士】

- ・ 取り扱った出願を見ると、2020年から2022年にかけて仮想空間関連の出願が増えたと思う。ただし、最近は以前ほどの出願は見られない。
- ・ 記載されるキーワードに関しては、特に明確な傾向はないように思う。指定区分は、主に第9類、35類、42類が挙げられる。

5. 為替の変動と出願動向の関連性について

●国内グローバル企業

【企業A】

- ・ 為替の変動による出願件数、調査方法、出願先への影響はなく、防衛目的の出願やその区分数の増減等調整もない。コストへの意識は、代理人選定／直接出願から国際登録出願への切替などに反映されているが、為替の変動は考慮に入られていない。

【企業B】

- ・ 円安の影響によるコストプレッシャーはなくはないが、仮に急激な円安への変動があっても、それを理由に出願件数や区分数、出願対象国、調査を減らすといった対応はこれまでしておらず、今後もしない。事業に必要な出願は、会社全体に関わることであるため、仮に円安によって出願関連費用が年度予算を超えそうな場合は、予算調整を試みたり、経理関連部署との交渉などを通し、商標出願に影響が出ないようにしている。但し、例えば仮に審判などの際に為替変動により費用が急激に上がった際には、都度検討する可能性はある。

【企業C】

- ・ 為替の変動は出願・調査には全く影響しないものの、円安によるコストプレッシャーは、使用しない商標を捨てることに関し、事業部にとってのモチベーションになる。

【企業D】

- ・ 円安を含めた為替の変動が、出願・調査に影響を及ぼすことはない。
- ・ 円安が進みコストが上がったとしても、経営層からコストに関する特段の指示もなく、事業に必要な出願・調査は変わらず行う。
- ・ 円安下でのコストセーブのために、より安価な海外現地代理人を選定するといった検討もない。

●国内弁理士

【国内弁理士A】

- ・ 円安が進んでも出願が減るという印象はない。
- ・ 為替の変動によってクライアントへの負担が大きくなるような際には、より低コストの海外現地代理人を選定するといった調整を行うことはある。
- ・ 円安下では、外内案件は増えているという肌感覚がある。

【国内弁理士B】

- ・ 円安を理由に必要な出願をしないということや、必要な区分を減らすということはないものの、無駄な区分の出願をしないよう区分が厳選されることはある。
- ・ 円高時の出願では商品展開が確定している国のほか、将来展開する可能性がある国への出願も同時にすることがあった一方、円安時には商品展開が確定している国のみに出願し、展開未確定国への出願は後回しにする、といった調整は見られる。

【国内弁理士C】

- ・ 為替の変動による出願件数への影響は、実際の数字上では見られないが、印象としては影響があると思われる。
- ・ 円安下では、国際登録出願に流れる動きは確かにあり、案件としても実際に増加している。
- ・ 区分数については、海外出願については従来から必要な区分に絞られていることが多いため、為替の変動の影響はない。
- ・ 円安下での海外現地代理人の選定には、より安価な代理人を選ぶ機会が増えているが、それでも重要な商標についてはコストをかけても信頼度の高い代理人を選定し、そうでない商標については低コストの代理人を選定するといった調整がされている。
- ・ 円安下のコストプレッシャーへの対応として、出願対象国の調整はあり得ると考えられる。
- ・ 逆に、円高時に他国への出願や区分数が増えるという印象はない。

【国内弁理士D】

- ・ 事務所としては、円安が進むとクライアントの立替払いが高額になるということが挙げられる。
- ・ スイスフランも上がっており、国によっては国際登録出願が必ずしも安い選択とは限らない。
- ・ 昨今の傾向として、出願人は既に必要な出願・区分を厳選しているため、円安を理由に出願や区分、監視を縮小するということはないと思われる。

●海外弁理士（米国、英国、中国、韓国、ブラジル、インド、ベトナム）

【米国弁理士】

- ・ 出願や調査に対して為替の変動による直接的な影響はなく、為替との相関はないと思う。事業者にとって米国は優先度の高い出願国であり、調査ではフルサーチを行うことも当然であると考えているためであろう。為替の変動に依らずクライアントからの

依頼は安定していると感じている。日本からの／日本への外内・内外出願も同様である。また、このことは対円に限らず、他の通貨に対しても同様に感じる。

【英国知財専門家】

- ・ 出願動向と為替レートに明確な相関関係はない。円安による出願件数の減少も見られない。
- ・ 英国に出願する外国出願人は一般的に大企業であり（中国出願人を除く）、英国出願への費用は比較的安価である。
- ・ 外国出願人が国内出願から国際登録出願に移行する傾向が見られるが、これは為替レートの変動によるものではなく、国際システムの利点（コストと簡潔さ）が認識され、さらに国際登録プロセスの安定性に対する経験と信頼が高まっているためだと考えられる。

【中国弁理士】

- ・ 中国から日本への出願増に関しては、円安で増えているという側面もあるかもしれないが、出願人から直接そのような話を聞いたことはない。
- ・ 日本から中国への出願については影響があるようには思われず、直接出願から国際登録出願への変更も特に聞かない。これについても、出願人から円安による出願控え等は聞いたことがない。

【韓国弁理士】

- ・ 円安が進んだ2023年、日本から韓国への出願は約12%減少した。
- ・ 事務所としては、円安が進行した2022年、日本から韓国への出願件数は全体として減少したが、国際登録出願よりも特に直接出願において大幅な減少が見られた。
- ・ 事務所における調査への影響としては、2022年に調査件数自体が減少した。当初はフルサーチが利用されていたものの、現在はスクリーニングへ転換した日本企業が増えた。
- ・ 円安時に日本から韓国への出願や区分を減らす相談はあまりないものの、円安によるコスト増を理由とした料金配慮を求める相談は何度か聞かれる。但し、円安を理由にビジネス展開を諦めるというような話は聞かない。2022年には日本から韓国への出願は、国際登録出願より直接出願の方が3倍以上減り、コストを意識して日本のクライアントがマドプロに変更したと考えられる。
- ・ 韓国から日本への出願は増加しており、円安の影響もあるだろうと思われる。例えば、急激に円安が進んだ2021年には、韓国から日本への出願件数は前年と比べてかなり増加し3,700件になり、その水準は2023年も概ね維持している。

【ブラジル弁理士】

- ・ 為替レートがクライアントの予算に影響を与えることは否定できない。特にブラジルのクライアントにとって、米国ドルに対するブラジルレアルの下落が過去数年間で進んでいるため、各国に直接出願するのではなく、国際登録出願を利用して海外に出願する傾向が増えている。これは、総コストが削減されるためだと考えられるが、特に

大企業にとっての傾向である。為替の変動で十分な予算が確保できない場合、必要最低限の区分のみで国際登録出願をし、予算が確保できた後で区分を追加するという選択肢もある。

【インド弁理士】

- ・ 一般的に、円高は出願費用の低さから、インドで保護を求める日本企業が増える傾向にあり、円安は費用の増加と投資の安定性に対する信頼の低下から、商標出願を控える傾向にある。インドに目標を定めている企業は、目先の為替レートの変動に関係なく商標出願する可能性が高いため、長期的な傾向は短期的な変動の影響をあまり受けない可能性がある。一方、為替レートの変動は、市場拡大や知財戦略に関する短期的なビジネス上の決定に依然として影響を及ぼす可能性があるだろう。

【ベトナム弁理士】

- ・ 為替の変動は、日本からベトナムへの直接出願に影響しており、相関関係があると思う。また、ベトナムから日本への出願が増える要因にもなっている。ベトナムは、日本円だけではなく、米国、英国、欧州諸国の通貨にも影響を受けており、例えばベトナム・ドンが下落すれば、米ドルや英ポンドの価値は上昇し、ベトナムへの出願費用が安くなるため件数は増加する。逆にベトナム・ドンの価値が上昇するとベトナムへの出願件数が減少する。
- ・ ベトナムでは、あらゆるサービスの支払いをベトナム・ドンで行うという規制があり、契約締結の際もそれに準ずる必要があるため、為替の変動がクライアントに影響を与えることは明らかである。為替により料金が上がる場合、クライアントは優先順位の高い区分のみで出願するか出願自体を見送ることがある。

令和6年度商標出願動向調査－マクロ調査－
アドバイザー名簿

(敬称略、アドバイザーの所属・役職等は令和7年3月現在)

アドバイザー

遠山 良樹	青和特許法律事務所 弁理士
大西 宏一郎	早稲田大学 教授

事務局（クラリベイト・アナリティクス・ジャパン株式会社）

渡辺 新之介	トレードマークリサーチ	シニアトレードマーク サーチアナリスト
和田 浩司	トレードマークリサーチ	マネージャー
真鍋 幸一郎	トレードマークリサーチ	リードサーチアナリスト

※ 本調査の実施と報告書の作成にあたっては、上記アドバイザーの助言を活用した。

令和6年度商標出願動向調査ーマクロ調査ー
ヒアリングにご協力頂いた企業・特許事務所

ライオン株式会社

サントリーホールディングス株式会社

青和特許法律事務所

三枝国際特許事務所

豊崎国際特許商標事務所

小西・中村特許事務所

Womble Bond Dickinson (US) LLP

Clarivate Analytics (UK) Limited

TRY 国際弁理士法人

金・張法律事務所

ClarkeModet

IPMAX Law Firm

Anand and Anand

(順不同)

非 売 品
禁無断転載

令和 6 年度
商標出願動向調査報告書（概要）
ーマクロ調査ー

発 行 令和 7 年 3 月

発行者 特 許 庁
〒100-8915 東京都千代田区霞が関 3-4-3
電 話 03-3581-1101（代表）

請負先 クラリベイト・アナリティクス・ジャパン株式会社
〒107-6118 東京都港区赤坂 5-2-20
赤坂パークビル 18階
電 話 03-4589-3100（総合）

乱丁、落丁がございましたら、上記までご連絡下さい。